

- 一 御入口の戸は向つて右側を開き置くこと。
- 二 御入口には標示札を掲げざること。
- 三 御座所の絨緞御机掛御椅子は當日朝宮内省に於て御用意せらるること。
- 四 御室内窓のレースは締め置くこと。
- 五 窓硝子一つ置に十分の三位開け置くこと。
- 六 御室内の温度は六十度を標準とすること。
- 七 黒板前には屏風を用ひられざること。
- 八 御入口に接する正面には二枚折屏風を置かるること。
- 九 裁縫臺及鏡臺の上には盆栽を配置すること。

御次の間

- 一 南方の窓及カーテンは閉ち置くこと。
- 一 炊事臺の境には屏風を置かるること。

供進所

- 一 高テーブル一脚裁縫机二脚椅子三脚を準備すること。
- 二 湯桶二個を準備すること市に於て購入の管外に覆用白布鼓桶臺を準備すること。

第一供奉官室

人員十五名

机三脚を一行に爲し椅子十五脚を備ふること。

第二供奉官室

人員三十名

椅子は二十脚を準備すること。

第三供奉官室

人員七名

椅子十脚を準備すること。

第一列立拜謁所

屏風半双及御壇一個白布を以て被ふを準備すること但屏風は宮内省に於て御準備のこと。

拜謁控室

約三十八名の豫定

奉迎に際しては西階段より降り玄關前兩脇に整列すること、御着後は列外扈從者に次て中央階段を昇り直に拜謁所に整列すること拜謁を了へて、聖上陛下第二拜謁所へ御進行後は直に控室へ戻り、聖上陛下第二列立拜謁所より御座所へ還御の後控室より前側の食堂へ入ること控室及食堂には「テーブル」及椅子を準備すること。

第二列立拜謁所

- 一 横列二十二名縦列二十三名に配置すること、聖上陛下は第二列立拜謁所より御便殿へ還御の上御晝餐を召さる御晝餐後屋上の東端へ出御あらせらるこの場所には圖面を準備す
- 一 「メントハウス」の上には圓机二脚を置き其の上には地圖及寫眞等を備へ置くこと。
- 一 屋上より一旦御便殿へ還御あらせられたる後東階段より二階復興局第一第二天覽室を経て東京市第一天覽室より「バルコニー」に出てさせられ國旗掲揚のところに於て小學兒童の敬禮を受けさせられ更に

第二第三天覽室に成らせられ廊下へ右折中央階段玄關より還御あらせらるる御豫定(二階理科教材室天覽御取止め)

其の他

- 一 一階の東教室(元供奉操車掛室)の標示を供奉員室と改むること
- 一 供奉官室供奉員室には食後の果物を準備すること
- 一 新聞記者室には菓子を準備すること
- 一 供奉員其他宮内省關係者の晝餐は塗箱詰辨當(温きもの)とすること
- 一 二階道路側西室を第二救護室にすること(但し拜調終了の時位迄)
- 一 第一救護室を一階の職員室とすること

四 復興局・東京府・東京市警視廳打合

帝都復興祭は、政府及東京市が共同主催して、行幸奏請上の打合を始めとし、すへて兩者共同計畫を樹てた一月三十一日復興局に於て復興局東京府東京市警視廳の四廳協議を行ひ、其の要綱左の如くてある。

協議決定事項

- 一 式典招待者及一般参列者の徽章は復興局に於て決定調製し、之を配付すること。
- 一 式典並御巡幸委員係員の徽章は復興局に於て之を調製し、配付すること。警視廳府市職員中委員係員たる者に對しては、要求に依り、之を交付す。
- 一 新聞通信記者及寫眞班の徽章は警視廳と協議の上、復興局に於て決定調製し、警視廳にて配付すること。
- 一 式典及御立寄箇所に入出さへき新聞記者通信社員及寫眞班の範圍、記者班及寫眞班の位置指定、電話設

- 一 定記者班及寫眞班の取締等は復興局と協議の上、警視廳に於て決定實行すること。
- 一 式典の際に於ける新聞通信記者及寫眞班の接待は、復興局に於て取扱ふこと。御巡幸當日、工藝學校に於ける分は府に於てし、千代田小學校築地病院震災記念堂に於ける分は、市に於て取扱ふこと。
- 一 御巡幸及式典當日、主要箇所の寫眞並活動寫眞は復興局東京市協定の撮影の見込
- 一 式典模様のリヂオ中継放送は復興局にて放送局と打合の上、決定すること。
- 一 復興局よりの献上品は記念寫眞帖の見込(統計圖表等は除く)
- 一 千代田小學校へ復興局より天覽品を陳列する見込(工藝學校には復興局は陳列せず、天覽品の陳列目錄を作製の上、豫め府市復興局間に於て協議し置くこと)
- 一 千代田小學校並御立寄箇所(工藝學校を除く)に於ける御座所其他市の献上品天覽品其他の消毒は市に於て實施すること。
- 一 工藝學校に於ける御座所其他府の献上品天覽品の消毒は警視廳に於て取計ふこと。
- 一 復興局の献上品天覽品等の消毒及其の製作者の健康診断等は警視廳に於て取計ふこと。
- 一 千代田小學校及工藝學校に於ける拜調名簿の調製、拜調者への通知、拜調者の整理及奉迎奉送の置並其の誘導は、府市協議の上、復興局に於て決定し、之を取扱ふこと。但し府市職員を委員に依頼すること
- 一 御立寄箇所の直通電話を復興局に於て架設の見込
- 一 御立寄箇所中、九段及隅田公園の設備は復興局に於て之を爲し、上野公園千代田小學校震災記念堂及築地病院に於ける設備は市に於て取計ふこと。工藝學校に於ける設備は、府に於て取計ふこと。
- 一 式典及御立寄箇所に於ける歯簿自動車の整理は復興局と協議の上、警視廳に於て取扱ふこと。
- 一 工藝學校及千代田小學校に於ける拜調者其他の自動車整理は復興局と協議の上、警視廳に於て取扱

ふこと。

- 二 式典當日皇族及大公使の自動車の整理は復興局と打合せ、警視廳にて取扱ふこと。
- 一 前項以外の招待者自動車の整理は市と打合せの上、警視廳にて取扱ふこと。
- 一 御立寄箇所における御説明資料中、内務大臣復興局長官の爲すべき分は復興局に於てし、工藝學校に於ける分は府市長の爲すべき分は市に於て調製整備すること、但し豫め打合せ置くこと。
- 一 御立寄箇所の御説明者の決定は復興局府市と協議決定し、復興局より行幸主務官に申報すること。
- 一 御立寄箇所に於ける御先導者は復興局府市と協議決定し、復興局より行幸主務官に申報すること。
- 一 御巡幸御時刻豫定表プログラムの作製及御道筋書の作製は警視廳府市と協議の上、復興局より行幸主務官へ提出すること。
- 一 御巡幸奉拜者心得は警視廳と打合せの上、市に於て取計ふこと。
- 一 御巡幸當日沿道の救護所は府市及警視廳に於て施設すること、團體等に於て施設すべきものは凡て警視廳に於て取扱ふこと。
- 一 御巡幸當日沿道の便所は市に於て施設すること。
- 一 御巡幸當日沿道の給水は市に於て施設すること。
- 一 御巡幸御道筋中甚たしく不體裁に涉る建物工事場等に付ては市又は區にて相當の方法を講ずること、但し特殊の箇所は協議の上、復興局にて之を爲すも妨なし。
- 一 御巡幸當日の相圖は市に於て取計ふこと。
- 一 御巡幸御道筋の清掃及修理は市に於て實施すること。
- 一 沿道の建網張及之に要する人夫の調達は市警視廳間にて打合せ處理すること。

一 列外扈從者の範圍及參着場所時刻服装乗用車等の打合せは復興局に於て之を擔當し、關係諸員に通報すること。

一 御巡幸當日千代田小學校に於ける列外扈從者拜謁者復興局係員市係員及新聞記者等の辨當は市に於て用意すること。

一 右食事に要する食卓及椅子等は市に於て設備すること。

一 式典の際、皇族台臨のことは復興局にて擔任すること。

一 招待者一般參列者の範圍は復興局に於て府市と協議決定すること。

一 式典招待者の招待状並案内圖參會章駐票駐案内圖等は復興局に於て調製發送す、祝賀會の招待状は同一範圍とすれば別封同時發送すること。

一 一般參列者の參會章は復興局より所要数を府及市に送付し、府市に於て之を配布すること。

一 招待者の受付誘導整列等は復興局職員にて引受くること。

一 一般參列者の受付誘導整列等は市職員にて引受くること。

一 式典參列章記念品は市に於て調製せらるること。

一 御巡幸當日及式典の際服装に關する一切の事項は復興局に於て擔當すること。

一 式典の際に捧讀すべき上奏文は復興局に於て作製すること。

一 式場一切の設備は復興局に於て施設し、馬場先奉迎門は市に於て施設のこと。

一 式場入口四箇所は復興局に於て簡單なる門を建設す。

一 式場内の救護所は復興局に於て設備するも醫員の派遣及藥品等は市及警視廳に於て取扱ふこと。

一 御立寄箇所に於ける特別奉送迎者の範圍及位置は府市に於て決定し、警視廳と協議の上、復興局を経て

行幸主務官に申報すること。

一 沿道奉拜者學生生徒兒童團體高齢者其の他の位置整列等は府市復興局に於て相談の上、警視廳と協議決定すること。

第四節 帝都復興行幸奉送迎委員會並事務組織

帝都復興完成により畏くも 聖上陛下の行幸を仰ぎ奉ることになつたか内務省は、奉送迎に關する一切の事務を處理する爲、昭和五年一月十一日帝都復興行幸奉送迎委員會を設置し、事務規定を定めて準備を整へた、同委員會の要綱左の如くてある。

一 事務組織

帝都復興行幸奉送迎委員會規程

(二月九日内務大臣決裁)

第一條 復興帝都行幸ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲メ復興帝都行幸奉送迎委員會ヲ設ク

第二條 委員會ニ左ノ職員ヲ置ク

- 委員長 一人
- 顧問 若干人
- 參與 若干人
- 部長 四人
- 委員 若干人

係員 若干人

第三條 委員長ハ復興局長官ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 顧問ハ内務大臣之ヲ命シ又ハ依囑ス

第五條 參與官部長委員及係員ハ委員長之ヲ依囑ス

第六條 委員會ニ左ノ四部ヲ置ク

總務部

儀式部

接伴部

工部部

第七條 各部ニ係ヲ置ク係主任ハ委員ノ中ヨリ委員長之ヲ指名ス

第八條 各部係ノ事務分擔左ノ如シ

總務部

庶務係

- 一 各官公署及部係ノ連絡ニ關スル事項
- 一 御巡幸順序ニ關スル事項
- 一 拜謁ニ關スル事項
- 一 上奏文式辭等ノ作成ニ關スル事項
- 一 天覽品捧呈圖書等ノ整備ニ關スル事項
- 一 式典參列員ノ資格ニ關スル事項

第二編 帝都復興祭準備

- 一 記念品及徽章ニ關スル事項
 - 一 文書ノ收受發送ニ關スル事項
 - 一 記録ニ關スル事項
 - 一 各部係ノ主管ニ屬セサル事項
- 調度係
- 一 調度ニ關スル事項
 - 一 會計經理ニ關スル事項
 - 一 車馬及勞力供給ニ關スル事項
- 警備係
- 一 御道筋ノ取締ニ關スル事項
 - 一 御立寄箇所ノ車馬ノ整理ニ關スル事項
 - 一 沿道奉拜者ニ關スル事項
 - 一 御立寄箇所及式場内外警備ニ關スル事項
 - 一 救護衛生ニ關スル事項
- 新聞係
- 一 新聞通信ニ關スル事項
 - 一 寫眞撮影ニ關スル事項
 - 一 ラヂオ放送等ニ關スル事項
- 儀式ノ部

- 備式係
 - 一 式典ノ順序次第決定及進行ニ關スル事項
 - 一 奏樂ニ關スル事項
- 式場係
- 一 式場整備ニ關スル事項
 - 一 式典參列員整列ニ關スル事項
- 設備係
- 一 式場ノ建築設備ニ關スル事項
 - 一 御立寄箇所ノ建設整備ニ關スル事項
 - 一 式場及御立寄箇所ノ裝飾ニ關スル事項
 - 一 沿道裝飾ニ關スル事項
- 接伴部
- 案内係
- 一 式典參列員案内狀ニ關スル事項
 - 一 式典參列員ノ休憩接待及誘導ニ關スル事項
- 受付係
- 一 式典參列員ノ受付ニ關スル事項
- 車馬係
- 一 式場車馬ノ整理ニ關スル事項

工事係

一 御道筋ノ工事ニ關スル事項

整備係

一 御道筋ノ清掃修理ニ關スル事項

第九條 委員長ハ事務ヲ統理ス

第十條 顧問ハ重要ナル事項ニ付委員長ノ諮問ニ應シ及委員長ニ意見ヲ陳フ

第十一條 參與ハ委員長ノ諮問ニ應シ重要ナル事項ニ參畫ス

第十二條 部長ハ委員長ノ旨ヲ承ケ其ノ部務ヲ掌理ス

第十三條 委員及係員ハ委員長及部長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

委員長	復興局長官	中川 望	同	社會局部長	大野 綠一郎
顧問	内務次官	潮 惠之輔	同	東京府書記官	大場 鑑次郎
同	東京府知事	牛塚 虎太郎	同	同	林 茂
同	警視總監	丸山 鶴吉	同	地方技師	來島 良亮
同	東京市長	堀切 善次郎	同	警視廳書記官	小林 光政
參與	内務省警保局長	大塚 惟精	同	同	高橋 雄針
同	内務省衛生局長	赤木 朝治	同	同	古川 靜夫
同	内務大臣秘書官	唐澤 俊樹	同	同	阿部 嘉七
同	内務書記官	大島 辰次郎	同	同	近藤 駿介

同	警視廳事務官	内藤 傳藏	同	復興局事務官	三輪 義明
同	東京市助役	白上 佑吉	同	復興局技師	折下 吉延
同	同	田中 廣太郎	同	同	牧野 雅樂之丞
同	同	廣瀬 久忠	同	同	佐藤 茂助
同	東京市局長	寛 正太郎	同	同	田 沼 實
同	同	福田 重義	同	同	成瀬 勝武
同	同	近 新三郎	同	同	武部 六藏
同	同	小川 織三	同	同	三 樹 樹三
同	同	藤井 利譽	同	同	土岐 銀次郎
同	同	安井 誠一郎	同	同	三 輪 義明
同	復興局長	吉村 哲三	同	同	折下 吉延
同	同	笠原 敏郎	同	同	佐藤 茂助
同	復興局技師	河北 一郎	同	同	羽生 雅則
同	復興局部長	大岡 大三	同	同	竹田 武男
同	復興局書記官	武部 六藏	同	同	成瀬 勝武
同	同	三 樹 樹三	同	同	牧野 雅樂之丞
同	同	土岐 銀次郎	同	同	田 沼 實
同	同	羽生 雅則	同	同	同
同	同	竹田 武男	同	同	同

(以上一月十日委員長依囑)

二 政府委員任命

帝都復興行幸奉送迎委員會の設置に伴ひ本市職員中同委員に任命せられたる者左の如くである。

委員

東京市主事	黒川一治
同	田村春松
同	安田三次
東京市技師	寺田六郎
同	中村琢治郎
同	井下清
同	志知勇次
同	樋口敏彦
同	小山圭一
同	小林賢一
同	中西義榮
同	小野二郎
東京市區長	前田賢次
東京市囑託	見山正賀
東京市主事	青樹重康
同	澤逸興

東京市技師	龜岡慶治
東京市主事	武藤麒麟郎
同	井上桂
同	池園哲太郎
東京市視學	山内太一
東京市技師	阿部努
同	小野基樹
同	神岡三郎
同	原田俊之助
同	近藤伊三郎
同	安部邦衛
同	藤田信達
同	景山賀
同	坂井代作
同	神谷秀吉
同	根岸耕司

同	堀信二
同	青山泰時
同	小川榮次郎
同	山元誠安
同	勝見愛人
同	伊賀秀雄
同	古屋五郎
同	秀島清
東京市囑託	石橋政治
東京市主事	土生文之助
同	徳崎國男
同	金谷重義
同	生田繁
同	谷川昇
同	長谷川喜千平
同	岸壽喜恵
同	室田寅雄
東京市技師	原全路
東京市主事	鈴木榮一郎

東京市理事	山下又三郎
東京市主事	守屋正二
同	神田區長 白鳥徳之助
同	日本橋區長 田村瑞徳
同	麴町區長 龜山忠之助
同	京橋區長 川島一郎
同	芝區長 高川宅次
同	麻布區長 鹽川正藏
同	赤坂區長 森岡保喜
同	四谷區長 伊藤佐市
同	東京市主事 萱場順治
同	東京市技師 西川武雄
同	東京市主事 太田轍
同	東京市主事 横田富太郎
同	同 杉浦元義
同	東京市技師 衣斐清香
同	同 永井松次郎
同	同 坪田正造
同	同 高木敏雄

同	加納 豊彦
同	東京市主事 羽生 正
同	大里 常弘
同	福井 正太郎
同	佐藤 徹夫
同	馬場 密藏
同	蓮田 琴次郎
同	林 慶四郎
同	今井 兼矩

三 事務分擔

一 期日三月二十四日(當日雨天ノ節ハ二十五日)
 一 御立寄箇所及著御發御時刻

一	宮城御出門	著御	時分	發御	時分
二	九段坂上田安門内	同	一〇、二七	午前	九四五
三	府立工藝學校	同	一〇、三二	同	一〇、二七
				同	一〇、五八

一六〇

同	由良 新
同	東京市技師 内藤 義演
同	入江 博
同	吉澤 源宗
同	下坂 茂人
同	中大路氏爲
同	米山 保
同	岡崎 慎治

上野公園	同	一一、〇七	同	一一、一七
隅田公園	同	一一、二七	同	一一、三九
震災記念堂	同	一一、四六	同	一一、五二
千代田小學校	正午	一一、〇〇	午後	一一、二五
市立築地病院	午後	一四、四五		二〇、五

一 關係箇所電話

本局及各御立寄所間	直通電話開始ス
府立工藝學校公衆電話	小石川(85)七三六四番
千代田小學校公衆電話	浪花(67)四二八二番
市立築地病院公衆電話	銀座(57)一一七〇番
復興局公衆電話	丸ノ内(23)三三七一一番
	三三八六四二番
	三九八六四六番

一 各係員ハ著御前少クトモ二時間前ニ參著スルコト 但シ係ニ依リ必要アル向ハ係主任指定ノ時間迄ニ參著スルコト

一 係員服裝「フロックコート」「シルクハット」但シ「モーニングコート」「山高帽」ニテモ差支ナシ

係員徽章ヲ佩用スルコト

九段田安門内御立寄所係員事務分擔

〇 庶務係 主任 委員 査場 軍藏

第二編 帝都復興祭準備

副主任 委員 泉對信之助

係員 若干名

御先導ニ關スルコト(御先導近衛歩兵第一聯隊長)

拜謁者ニ關スルコト(二名)

奉迎奉送ニ關スルコト

御發着ヲ各所ニ通報スルコト

御説明用圖面ニ關スルコト

各係竝陸軍トノ連絡ニ關スルコト

以上ノ外臨時事件處理ニ關スルコト

○新聞係 主任 委員 今吉 敏雄

係員 若干名

復興局市警視廳ニ於テ撮影スヘキ寫眞及活動寫眞ニ關スルコト

新聞通信記者寫眞班ノ受付誘導整理ニ關スルコト

新聞通信資料蒐集發表ニ關スルコト

新聞通信記者寫眞班員ノ接待ニ關スルコト

○警備係 主任 委員 尾崎 巖

係員 若干名

特別奉迎者ニ關スルコト

鹵簿自動車ニ關スルコト

拜謁者其ノ他自動車整理ニ關スルコト

警戒ニ關スルコト

○設備係 主任 委員 松江 秀季

係員 若干名

陸軍ニ委託シタル御展覽場ノ設備整否監察ニ關スルコト

御卓子御椅子ノ配置注意ニ關スルコト

東京府立工藝學校係員事務分擔

○庶務係 主任 委員 武部 六藏

副主任 委員 大野 定男

係員 若干名

御先導ニ關スルコト(御先導東京府内務部長)

拜謁者ニ關スルコト

行幸主務官トノ交渉ニ關スルコト

奉迎奉送ニ關スルコト

御發着ヲ各所ニ通報スルコト

各係竝府トノ連絡ニ關スルコト

各室ノ整備ニ關スルコト

以上ノ外臨時事件處理ニ關スルコト

○新聞係 主任 委員 平山 泰

第二編 帝都復興祭準備

帝都復興祭志

係員

若干名

復興局市警視廳ニ於テ撮影スヘキ寫眞及活動寫眞ニ關スルコト

新聞通信記者寫眞班ノ受付誘導整理ニ關スルコト

新聞通信資料蒐集發表ニ關スルコト

新聞通信記者寫眞班員ノ接待ニ關スルコト

○警備係 主任 委員 土岐銀次郎

副主任 委員 片野 道藏

係員 若干名

特別奉送迎者ニ關スルコト

鹵簿自動車ニ關スルコト

拜謁者其ノ他自動車整理ニ關スルコト

警戒ニ關スルコト

上野公園御立寄所係員事務分擔

○庶務係 主任 委員 羽生 雅則

係員 若干名

御先導ニ關スルコト(御先導復興局土木部長)

拜謁者ニ關スルコト(四名)

奉迎奉送ニ關スルコト

御發著ヲ各所ニ通報スルコト

各係並市トノ連絡ニ關スルコト

以上ノ外臨時事件處理ニ關スルコト

○新聞係 主任(兼) 委員 羽生 雅則

副主任 委員 沖野 介

係員 若干名

復興局市警視廳ニ於テ撮影スヘキ寫眞及活動寫眞ニ關スルコト

新聞通信記者寫眞班ノ受付誘導整理ニ關スルコト

新聞通信資料蒐集發表ニ關スルコト

ラヂオ放送及其ノ資料蒐集ニ關スルコト

新聞通信記者寫眞班員ノ接待ニ關スルコト

○警備係 主任 委員 近藤謙三郎

係員 若干名

特別奉送迎者ニ關スルコト

鹵簿自動車ニ關スルコト

拜謁者其ノ他ノ自動車整理ニ關スルコト

警戒ニ關スルコト

○設備係 主任 委員 小林 隆徳

係員 若干名

御野立所及御展望臺設備整否監察ニ關スルコト

隅田公園係員事務分擔（雨天ノ節ハ取止メ）

○庶務係 主任 委員 折下 吉延

係員 若干名

御先導ニ關スルコト（御先導復興局建築部長）

奉迎奉送ニ關スルコト（徳川團順公爵奉送迎ノ管）

御發着ヲ各所ニ通報スルコト

ボート分列式合圖ニ關スルコト

各係ノ連絡ニ關スルコト

以上ノ外臨時事件處理ニ關スルコト

○新聞係 主任 委員 三樹 樹三

係員 若干名

復興局市警視廳ニ於テ撮影スヘキ寫眞及活動寫眞ニ關スルコト

新聞通信記者及寫眞班ノ受付誘導整理ニ關スルコト

新聞通信資料蒐集發表ニ關スルコト

新聞通信記者及寫眞班員ノ接待ニ關スルコト

○警備係 主任 委員 鈴木健次郎

係員 若干名

鹵簿自動車ニ關スルコト

奉迎奉送者其他ノ自動車整理ニ關スルコト

警戒ニ關スルコト

○整備係 主任 委員 折下 吉延

副主任 委員 横山 信二

園内御道筋ノ清掃ニ關スルコト

震災記念堂係員事務分擔

○庶務係 主任 委員 熊野 英

係員 若干名

御先導ニ關スルコト（御先導東京市長）

御發着ヲ各所ニ通報スルコト

各係並市トノ連絡ニ關スルコト

以上ノ外臨時事件處理ニ關スルコト

○新聞係 主任 委員 大越 國正

係員 若干名

復興局市警視廳ニ於テ撮影スヘキ寫眞及活動寫眞ニ關スルコト

新聞通信記者及寫眞班ノ受付誘導整理ニ關スルコト

新聞通信資料蒐集發表ニ關スルコト

新聞通信記者及寫眞班員ノ接待ニ關スルコト

○警備係 主任 委員 大坪 儀一

係員 若干名

特別奉送迎者ニ關スルコト
鹵簿自動車ニ關スルコト
奉迎奉送者其ノ他自動車整理ニ關スルコト
警戒ニ關スルコト

千代田小學校係員事務分擔

總務 總務 部長 吉村 哲三

○庶務係 主任 委員 武部 六藏

係員 委員 大平吉五郎 委員 大野 定男 委員 加古松太郎

御先導ニ關スルコト(御先導東京市助役)

復興事業奏上ニ關スルコト

拜謁者ニ關スルコト

行幸主務官トノ交渉ニ關スルコト

奉迎奉送ニ關スルコト

御發着ヲ各所ニ通報スルコト

天覽品ニ關スルコト

各係並市トノ連絡ニ關スルコト

供奉員ノ接待ニ關スルコト

以上ノ外臨時事件處理ニ關スルコト

○新聞係 主任 委員 平山 泰

副主任 委員 加古松太郎

復興局市警視廳ニ於テ撮影スヘキ寫眞及活動寫眞ニ關スルコト

新聞通信記者及寫眞班受付誘導整理ニ關スルコト

新聞通信資料蒐集發表ニ關スルコト

ラヂオ放送及其ノ資料蒐集ニ關スルコト

新聞通信記者及寫眞班員ノ接待ニ關スルコト

○警備係 主任 委員 西村 輝一

係員 若干名

特別奉送迎者ニ關スルコト

鹵簿自動車ニ關スルコト

拜謁者其ノ他自動車整理ニ關スルコト

警戒ニ關スルコト

築地病院係員事務分擔

○庶務係 主任 委員 竝川 義隆

係員 若干名

御先導ニ關スルコト(御先導東京市助役)

御發着ヲ各所ニ通報スルコト

各係並市トノ連絡ニ關スルコト

以上ノ外臨時事件處理ニ關スルコト

第二編 帝都復興祭準備

帝都復興祭志

○新聞係 主任 委員 矢野千鶴男

係員 若干名

復興局市警視廳ニ於テ撮影スヘキ寫眞及活動寫眞ニ關スルコト

新聞通信記者及寫眞班ノ受付誘導整理ニ關スルコト

新聞通信資料蒐集發表ニ關スルコト

ラヂオ放送及其ノ資料蒐集ニ關スルコト

新聞通信記者及寫眞班員ノ接待ニ關スルコト

○警備係 主任 委員 藤坂松太郎

係員 委員 片野道藏

鹵簿自動車ニ關スルコト

奉迎奉送者其他自動車整理ニ關スルコト

警戒ニ關スルコト

○設備係

市擔當ノ設備整否監察ニ關スルコト

第五節 區準備

神田區

事務組織並協議

一 區長並區職員分擔事務

帝都復興事務委員會儀式及接伴委員分擔事項儀式及接伴部一般參列者受付係帝都復興祭事務委員會市民部委員分擔事項區祝賀施設ニ關スル事項復興帝都行幸奉迎委員(政府委員)中區職員ハ帝都復興祭事務委員會職員ノ命ヲ承ケ儀式及接伴部一般參列者受付掛事務並市民部區祝賀施設ニ關スル事務ニ從事ス

儀式及接伴部一般受付掛員

區主事一名以下書記十九名

御巡幸當日九段上奉迎所掛員

區書記二名

御巡幸鹵簿奉拜所係員

區書記二名以下四名

二 區會並區協議會

二月廿四日帝都復興完成祝典ニ關スル準備ノ爲區會議協會ヲ開キ區會議員全員ヲ委員ニ選定シ更ニ特別委員十五名ヲ設ケ三月五日區會ヲ開催シ左ノ諸項ヲ決議セリ

(一) 御巡幸御道筋奉祝塔建設其ノ他裝飾ノ件

(二) 東京市祝典當日祝賀會開ノ催及區吏員雇員小學校職員傭人等ヘ酒肴料給與ノ件

(三) 小學校兒童補習學校生徒ヘ祝菓給與ノ件

(四) 小學校兒童旗行列舉行ノ件

(五) 御巡幸當日兒童奉迎ノ件

(六) 區內復興功勞者ヘ感謝狀贈呈ノ件

(七) 御巡幸沿道裝飾ノ爲關係町會ヘ補助ノ件

第二編 帝都復興祭準備

更ニ三月七日協議會ヲ開催シ御道筋沿道廿九箇町會代表者出席シ御道筋ノ裝飾ニ關シ左記ノ通り決定セリ

- (一) 沿道一帯紅白幔幕ヲ張ルコト
- (二) 提灯國旗ヲ掲出スルコト
- (三) 右ノ種類質等ハ各町ノ任意トスルコト
- (四) 裝飾一間ニ付キ金二十錢ヲ區ヨリ補助スルコト但シ御道筋ニ接スル横町ノ裝飾ハ折曲三四間ノ見込ノコト

三 區長會議 區長會議及決定事項ヲ略ス

四 小學校長協議會

二月二十二日協議會ヲ開催御巡幸當日兒童奉送迎ニ關スル件ヲ處定ス各學校ノ場所ハ學校所在地ニ最モ近接セル御道筋ニ於テ尋常三年生以上トシ兒童ハ何レモ紙製ノ國旗ヲ携帯シテ奉迎スルコトヲ申シ合セ其ノ位置ハ所轄警察署ト打合セテ行フコト、シ更ニ復興完成祝典當日午前八時各學校ハ一齊ニ復興完成ノ式ヲ舉行シ式終了後、通學區域内ニ於テ旗行列ヲ行フコトニ決セリ

日本橋區

事務組織並協議

一 區長並區職員分擔事務

本區ハ復興帝都御巡幸並復興祭ニ當リ區長田村瑞穂以下吏員五十四名ヲ以テ事務委員ヲ設ケ左記ノ通り各課ニ事務ヲ分擔セリ

二 區事務組織

庶務課

(一) 區會ノ開催

區民一般へ諭告

(二) 御巡行當日特定奉迎送者ノ範圍決定

(三) 御巡幸當日特定奉迎送者及各小學校私立學校共生徒堵列位置ノ決定及之カ施設

(四) 帝都復興完成式典一般參列者ニ關スル件

(五) 御巡幸御道筋各町及御道筋以外各町裝飾ニ關スル件

(六) 教職員吏員給仕小使傭人等ニ酒肴料交付ノ爲人員ノ決定

(七) 帝都復興完成典一般參列者受付係ニ關スル件

(八) 奉迎塔及アーチ建設ニ關スル一切ノ件

(九) 御巡幸御道筋中甚タシキ不禮裁ニ互ル建物工事場等ノ實査

(一〇) 小學校施設ニ關スル一切ノ件

(一一) 千代田小學校施設ニ關スル一切ノ件視察員ノ取扱ヒ設備新調借入修理等清掃修復其ノ他

(一二) 青年團ニ關スル件

(一三) 其ノ他ノ課ノ擔任ニ屬セサル事務一切

戸籍課

(一) 高齢者ノ調査及名簿ノ作製

(二) 高齢者ニ壽盃及目錄贈呈

(三) 高齢者奉迎ニ關スル件

第二編 帝都復興祭準備

- 帝都復興祭志
- (四) 区内警備ニ關スル件
- (五) 在郷軍人ニ關スル件
- 稅務課
- (一) 震災前ノ狀況震災以後ノ狀況復興ノ狀態ニ付キ寫眞及簡明ナル記錄
- (二) 奉迎及帝都復興完成式典ニ關スル本區施設及各町ノ施設概況
- (三) 御巡幸奉迎送ノ狀況復興祭典ニ於ケル狀況及裝飾本區施設及沿道各町其ノ他等ノ寫眞
- 衛生道路課
- (一) 衛生防疫ニ關スル一切ノ件種痘豫防注射學校兒童健康觀察職員注意等
- (二) 御巡幸後ニ於ケル區特定奉迎送所跡始末及清掃ニ關スル件
- (三) 所員豫防注射ノ件
- (四) 奉迎塔及アーチ建設ノ爲關係警察署トノ連絡及道路專用願ノ必要
- (五) 区内各神社復興祭典施行ニ就キ神饌料供進ノ件
- 會計課
- (一) 會計經理ニ關スル件
- (二) 決算ニ關スル件
- (三) 酒肴料交付ニ關スル件
- (四) 調度ニ關スル件
- (五) 高齡者ニ贈呈スル受盃ノ準備
- (六) 小學校兒童ニ供スル祝菓ノ準備及配付

三 區會並區協議會

- 昭和五年二月十四日區會議員ヲ以テ御巡幸及復興祭舉行ニ關スル委員トシ其ノ中ヨリ實行委員十五名ヲ議長指名ニ依リテ選定シ三月一日六日ノ兩日實行委員會ヲ開キ左記諸項ヲ決議セリ
- (一) 裝飾ノ件 (自三月二十三日至三月二十八日) 六日間
 - 奉迎塔及アーチ建設並金座通千代田小學校表玄関ニ至ル沿道裝飾
 - (二) 高齡者ニ對スル施設ノ件
 - (三) 小學校施設ノ件
 - (四) 區祝賀施設ノ件
 - イ 祝賀施設ノ件
 - ロ 吏員及給仕小使ニ酒肴料給與
 - 右ノ内祝賀式ヲ廢シ大衆的祝賀ヲナス目的ヲ以テ町會ニ補助金ヲ支出スルコトヲ決定ス
 - (五) 記念寫眞帖調製ノ件
 - (六) 千代田小學校施設ニ關スル件
 - (七) 補助金交付ノ件
 - (八) 各町裝飾ニ關スル件
- 右各町裝飾ハ區ヨリ一定ノ標準ヲ示シ之カ實施ハ各町會ニ一任スルコト本區ニ於テハ特ニ区内ノ打合せ會ヲ行ハス奉迎並復興祭ニ處スル區民ノ心得衛生施設各町ノ裝飾等ニ就テハ凡テ書面ヲ以テ各町會長ニ依頼ス

四 區長會議

第二編 帝都復興祭準備

- (一) 一月二十九日午前十時京橋區役所ニ於テ區長會ヲ開催シ左記ノ諸項ヲ決議セリ
御巡幸御道筋ニ關シテハ隣接各區ト協定シ華美ニ涉ラサル範圍ニ於テ奉迎門塔ヲ區境ニ設備スル
ト費用ハ關係區ニ於テ負擔尙御巡幸沿道ハ幔幕ヲ張り國旗及提燈ヲ掲クルコトトシ町會ニ依頼
シ之ノ實施方ヲ一任スルコト
 - (二) 御巡幸道路以外一般民家ニ於テモ國旗祝燈ヲ掲揚スルコト
 - (三) 祝賀施設ノ期間ハ大體三月二十三日ヨリ同月二十八日迄トス
 - (四) 各區ニ於ケル祝賀會招待範圍ハ區名譽職同待遇者區劃整理委員町會長各種團體ノ長トス
 - (五) 尙區吏員小學校教職員等ニ酒肴料ヲ支出スルコトハ各區其ノ事情ヲ異ニスル所アルヲ以テ前例ニ
倣ヒ隨意トスルコト只小學校兒童ノ祝葉ハ之ヲ給スルコトトシ其ノ單價ハ一人當金五錢以内トス
 - (六) 御巡幸當日小學校兒童ハ夫々適當ノ場所ニ於テ奉迎送ヲナシ三月二十六日ニハ高等級兒童ノ旗行
列ヲ行フコト但シ特別ノ事情アル學校ハ此ノ限りニアラス
 - (七) 祝賀ニ關スル經費ノ程度ニ就テハ各區各々事情ヲ異ニスルヲ以テ隨意タルコト
 - (八) 市文書課長ヨリ本月十六日開會セル定例區長會協議事項帝都復興祭ニ關スル件中各區祝賀施設費
十區内一區分一五〇〇圓トシ奉祝塔ノ文字ハ奉迎トシ適當ノ箇所ニ其ノ區名ヲ表示スルコト
- 五 小學校長協議會
- 昭和五年三月二十四日 聖上陛下復興帝都御巡幸ニ際シ畏クモ千代田尋常小學校ニ御駐輦被爲在ニツ
キ本區市立小學校ハ一月十六日校長會ヲ開會シ申合セタル事項左ノ如シ
- (一) 各校職員兒童互ニ自ラ相戒メ平素ノ勤務上衛生上等ニツキ萬遺憾ナキ様努ムルコト
 - (二) 千代田小學校ニ於テ天覽ヲ仰クヘキ諸施設ニ關シテハ各校協力一致材料ノ提供ニ努力スルコト

- (三) 御駐輦中兒童ノ成績品等ノ天覽ヲ仰キ得ルコトニ相成ヤモハカリカタキニツキ豫メ其ノ心組ヲ以
テ準備シ置クヘキコト
- (四) 適當ノ時期ニ於テ學校長一同明治神宮ヲ參拜シ無事大任ヲ果シ得ル様祈願ヲコムルコト(二月八日
實施)
- (五) 右ノ外隨時千代田小學校長ヨリ準備上ノ經過報告ヲ受ケ後ニ必要ヲ生シタル場合何時ニテモコレ
カ任ニ當ルヘキコト
- (六) 御巡幸後學校長一同會合當該學校長ノタメニ無事大任ヲ果シタル祝意ヲ表シ且御巡幸當日ノ詳細
模様ヲ伺ヒ職員兒童ニコレテ報告シ將來益々皇座尊崇ノ念ヲ深カラシムルコトニツトムルコト

芝區

事務組織協議

- 一 區長並區職員分擔事務帝都復興祭事務臨時委員ヲ組織シ區長ヲ委員長ニ充テ委員分科及部署ハ左ノ
通り各部ニ事務ヲ分擔セリ
- 二 區事務組織
- 庶務部
 - (一) 一般計畫ニ關スル事項
 - (二) 豫算ニ關スル事項
 - (三) 名譽職員同待遇者及吏員ニ關スル事項
 - (四) 官公署ト連絡ニ關スル事項

帝都復興祭志

- (五) 防火注意等ニ關スル事項
- (六) 徽章及服裝ニ關スル事項
- (七) 祝祭會參列者ニ關スル事項
- (八) 他ノ部ニ屬セサル事項

接伴部

- (一) 接伴ニ關スル事項
- (二) 復興祭及祝祭會參列者招待狀發送ニ關スル事項
- (三) 其ノ他前各項ニ附帶スル事項

學校部

- (一) 各學校祝祭式場ニ關スル事項
 - (二) 學校及生徒ニ關スル事項
 - (三) 青少年團ニ關スル事項
 - (四) 講演會及活動寫眞ニ關スル事項
 - (五) 其ノ他前項ニ附帶スル事項
- 保健部
- (一) 御道筋整理ニ關スル事項
 - (二) 排水及掃除其ノ他公衆衛生保持ニ關スル事項
 - (三) 警衛救護ニ關スル事項
 - (四) 恤救及保護ニ關スル事項

(五) 其ノ他前各項ニ附帶スル事項

經理部

- (一) 祝祭場設置ニ關スル事項
 - (二) 經理ニ關スル事項
 - (三) 調度ニ關スル事項
 - (四) 其他前各項ニ附帶スル事項
- 委員長ハ會務ヲ總轄シ本區會委員長ト協議ノ上復興祭諸般ノ事務ヲ督ス部長ハ上司ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

三 區會並區協議會

二月二十五日區會開會復興祭豫算案可決ス三月十三日更ニ區會開會復興祭追加豫算案可決ス更ニ二月二十六日並三月十四日ノ兩日區役所ニ於テ御道筋沿道各町會長櫻田本郷町會外二十三箇町會ヲ開キ左記諸項ヲ協議セリ

- (一) 御巡幸御道筋ノ裝飾統一連絡ノ件
- (二) 道路專用ノ件
- (三) 防疫等ニ關スル件

四 小學校長協議會

三月八日市立小學校長會開催シ左ノ事項ヲ協議決定セリ

- (一) 御巡幸當日御道筋ニ於テ奉拜スルコトニ決定シ場所ハ芝區愛宕町市電停留所ヨリ同御成門停留所迄トシ尋常科六學年高等科二學年全部及職員代表計三千五百六十一人各學校ニ於テハ當日御通過

- 三十分前迄ニ職員ニ引率セシメ所定ノ場所ニ増列セシムルコトトセリ
- (二) 旗行列ヲ式典當日(廿六日)ニ舉行スルコトトセリ
- 更ニ三月十八日燒失市立小學校長會ヲ區役所ニ開催シ御巡幸當日日本橋千代田小學校御立寄ノ際震災ノ爲燒失セル小學校兒童代表奉拜ニ關スル件ヲ決定セリ尙三月廿二日市立小學校長會ヲ開催セリ

四谷區

事務組織並協議

一 區長並職員

區ニ於テハ別ニ係ヲ置カズ庶務係ニ於テ一切ノ事務ヲ處理ス

二 區會並區協議會

三月五日午後七時町會聯合會ヲ區役所樓上ニ於テ開催シ左ノ諸項ヲ決議セリ

- (一) 電車通各戸ハ貫及柱ヲ立テ小旗付提燈一定ノモノ及國旗掲揚其ノ他ノ各戸ハ提燈及國旗ヲ掲揚
- (二) 掲揚期間自三月二十三日至三月二十八日

三 區長會議

一月二十九日及二月六日京橋區役所ニ於テ區長會ヲ開催シ左記ノ諸項ヲ決議セリ

- (一) 山ノ手五區半込麻布四谷赤坂小石川ノ各區ハ他區ト事情ヲ異スルカ故ニ區施設事項ハ左ノ通り決定ス
- (二) 裝飾期間自三月二十三日至三月二十八日(上記期間十五區共通)
- 區内大通ハ各戸幕提燈國旗掲揚其ノ他ノ各戸ハ國旗提燈掲揚

本郷區

事務組織並協議

一 區長並區職員分擔事務

前田區長指導ノ下ニ庶務課員並會計課員ヲシテ祝賀方法其ノ他ノ一切ノ事務ヲ擔當セシメタリ

二 區會並區協議會

昭和五年一月三十日區會協議會ヲ會催シ議員全員ヲ帝都復興祝賀委員トシ内十一名ノ特別委員ヲ選定シ更ニ左記ノ諸項ヲ決議セリ

- (一) 帝都復興完成祝賀委員設置ノ件
- (二) 區劃整理ニ伴フ區ノ境界ニ關シ下三組町々會ヨリ陳情ノ件
- (三) 議場ニ於ケル新聞記者席ニ關スル件

會議ノ經過並顛末
帝都復興完成祝賀委員設置ノ件
來ル三月二十四日其ノ日雨天ナルトキハ翌二十五日 聖上陛下帝都ノ復興狀況ヲ御覽遊ハサル爲市

内御巡幸ニナラルルコトニ御治定相成リ續イテ廿六日ニハ國府市聯合ヲ以テ復興祝賀ノ式典ヲ舉ケラレ翌二十七日ニハ日比谷公園ニ於テ東京市ノ祝賀會行ハレ 聖上陛下ノ行幸ヲ仰キ奉ル筈此ノ復興完成ニ付テハ燒失區タルト燒失區ニアラサルトノ區別ナク全市舉ツテノ祝賀會ヲ行ハル、次第本區ハ復興事業ニ付テハ深キ關係アリ區トシテモ祝賀ノ意ヲ表スル爲メ相當ノ施設ヲ致シ度シト思料ス、就テハ此ノ祝賀方法決定ニ付キ區理事者ノ顧問格トシテ御相談相手ニナツテ戴クタメ區會議員全員ヲ帝都復興完成祝賀委員ニナツテ戴キタシト思料ス、尙原案ノ作製其ノ他細葉ノコトニ付テ一々全員ノ御集合ヲ願フコトハ御迷惑ニモアリ煩ハシイコトニ考ヘラレルヲ以テ更ニ若干名ノ特別委員ヲ舉ケテ戴イテ其ノ特別委員ニ御諮リシテ決定シ重大ナル事項ニ付テハ全員委員會ニ御諮リスルト云フコトニ致シ度シ右區長ヨリ請求ノ帝都復興完成祝賀委員ニ區會議員ノ全員ヲ充ツルコト及特別委員トシテ十一名議長指名ヲ以テ選定スルコトヲ諮リ、全員異議ナキヲ認メ、左様決定スル旨ヲ宣シ、次テ特別委員十一名ハ追テ御指名ノ上、御通知致スヘシト告ケタリ。

更ニ二月十日ト二月二十六日ニ帝都復興完成祝賀區特別委員會ヲ開催シ左ノ諸項ヲ決議セリ

- (一) 聖上陛下御巡幸御道筋裝飾ノ件
- (二) 祝賀會開催ノ件
- (三) 小學校兒童堵列奉迎ノ件
- (四) 小學校兒童旅行列舉行ノ件
- (五) 區内市立小學校實業補習學校幼稚園職員小使區役所吏員傭人ニ酒肴料給與ノ件
- (六) 小學校兒童其他ニ祝葉給與ノ件
- (七) 高齢者待遇ノ件

(八) 區名譽職其ノ他各代表者待遇ノ件

(九) 各神社參拜等ニ關シ各町會ニ實施方依頼事項ノ件

(一〇) 豫備費並雜費ノ件

更ニ二月八日ト二月十七日ニ區内打合せ會ヲ開キ、帝都復興祭祝賀施設ニ關シ、警察署ト協同シ、區内町會長協議會ヲ開キ、左ノ諸項ヲ決定セリ

- (一) 事前ニ於ケル下水溝渠ノ浸濫塵芥ノ搬出處理ハ町會ト連絡ヲ取ルコト
- (二) 御巡幸當日沿道塵芥容器ノ措置ハ適當ノ場所ニ取付不體裁ナキヲ期スルコト
- (三) 塵芥尿尿取扱場所塵芥船尿尿船繫留場所ニ對スル措置ハ適當時間取扱繫留ヲ中止スルコト
- (四) 假設便所設置ノ督勵ハ町會ト連絡ヲ取り設置スルコト
- (五) 救護所設置ハ警視廳ヨリ救護所設置場所ヲ通知スルコト
- (六) 癩患者ノ徘徊ニ注意スルコト
- (七) 監視精神病者ニ注意スルコト
- (八) 區内傳染病ニ對シテ注意スルコト
- (九) 傳染病患者發生時ニ於ケル措置ハ適當警察ト協力シテ處置スルコト
- (一〇) 豫防注射ヲ實施スルコト
- (一一) 野犬捕獲ヲ勵行スルコト
- (一二) 御巡幸當日及其ノ前日二日間ニ於ケル畜犬繫留ニ特ニ注意スルコト
- (一三) 御巡幸御道筋地圖ハ區役所ニ於テ調製配布スルコト
- (一四) 御巡幸沿道裝飾幕ハ紅白三段各町一様ニスルコト

- (五) 沿道裝飾提灯ハ高張型ヲ五間毎ニ、高張ハ町會境界ニ掲ケルコト
- (六) 高張型高張提燈ノ文字ハ高張型ニハ正面ニ、復興祭左右ニ東京市ノ「マトク」日ノ丸ヲ、高張ニハ正面ニ「何々町會」トシ、各町一様ニスルコト

三 區長會議

- (一) 一月二十九日京橋區役所ニ於テ區長會議ヲ開催シ左記ノ諸項ヲ決議セリ、
御巡幸御道筋ニ關シテハ隣接各區ト協定シ華美ニ涉ラサル範圍ニ於テ奉迎門「塔」ヲ區域ニ設備スルコト
- (二) 尙御巡路沿道ハ幔幕ヲ張り國旗及提燈ヲ掲ケルコト、シ町會ニ依頼シ之カ實施方ヲ一任スルコト
- (三) 御巡路以外一般民家ニ於テモ國旗提燈ヲ掲揚スルコト
- (四) 祝賀施設ノ期間ハ大體三月二十三日ヨリ同月二十八日迄トス
- (五) 區ニ於ケル祝賀會招待ノ範圍ハ區名譽職同待遇者區劃整理委員町會長及各種團體ノ長トス
- (六) 區吏員小學校職員等ニ酒肴料ヲ支給スルコトハ各區隨意トスルコト、只小學校兒童ノ祝菓ハ之ヲ給スルコト其ノ單價ハ一人當リ五錢以内トス
- (七) 御巡幸當日小學校兒童ハ夫々適當ノ場所ニ於テ奉送迎ヲナシ、三月二十六日ニハ高等級兒童ノ旅行列ヲ行フコト特別事情アル學校ハ此ノ限リニアラス
- (八) 尙名譽職高齢者小學校兒童等ノ諸團體奉送迎場所ハ警察者ト協定シ適當ニ位置ヲ定ムルコト

四 小學校長協議會

- (一) 三月八日、三月十五日兩日小學校長協議會ヲ開催シ、左記諸項ヲ決議セリ、
御巡幸當日小學校兒童奉迎スルコト
- (二) 帝都復興完成祝賀式ヲ舉行シ、式後旅行列ヲ舉行スルコト

下谷區

事務組織並協議

- 一 區長並區職員分擔事務
- 區會議員全員ハ復興祭ニ關スル委員トナス
- 二 區會並協議會
- 昭和五年三月十八日、區會ニ於テ昭和四年度更正並追加豫算ニ依リ、復興祝賀費トナスコトヲ決定シ、更ニ町會聯合會主催町會長會ニ於テ左記事項ヲ決議セリ、
(一) 御沿道民家國旗掲揚軒提燈ヲ釣ス外幔幕ヲ張回ラスモノトス
(二) 前項以外ノ地域居住者ハ國旗掲揚シ、軒提燈ヲ吊シ、其ノ他ノ施設ハ隨意タルモノトス
- 三 小學校長協議會 (特記スヘキ事項ナシ)

淺草區

事務組織並協議

- 一 區長並區職員分擔事務
- 帝都復興祝賀ニ關シ事務遂行ノ爲メ部署ヲ定ムルコト左ノ如シ

- (一) 祝賀費豫算ニ關スル件
- (二) 各種學校ニ關スル件
- (三) 祝賀會招待者名簿調製ニ關スル件
- (四) 高齡者調査ニ關スル件
- (五) 其ノ他係ニ屬セサル件
- (一) 警備係
- (二) 奉拜所整理ニ關スル件
- (三) 高齡者保護ニ關スル件
- (四) 救護所ニ關スル件
- (五) 祝賀入場者整理ノ件
- (一) 接待係
- (二) 案内狀發送ニ關スル件
- (三) 受付並記念品交付ニ關スル件
- (四) 設備係
- (一) 奉拜所設置並御道筋裝飾ニ關スル件
- (二) 奉迎塔設置ニ關スル件
- (三) 煙火打揚ニ關スル件
- (四) 工務係

- (一) 奉迎塔其ノ他建設ニ關スル件
- (二) 奉拜場祝賀會場救護所等設置ノ件
- (三) 調度係
- (一) 記念品並料理其ノ他調達及交付ノ件
- (二) 酒肴料交付ノ件
- (三) 廳内取締ニ關スル件

二 區會並區協議會

昭和五年二月八日區會ヲ開催シ帝都復興完成祝賀ニ關シ區會議員ヲ以テ委員トナシ更ニ諸般事務遂行ノ爲特別委員十五名ヲ選定シ之ニ正副議長ヲ加フ、然ルニ本區會議員ハ昭和五年二月二十四日ヲ以テ滿期退職セルヲ以テ更ニ同年三月五日改選ノ區會議員ヲ以テ全員委員トナシ特別委員十五名ヲ選定シ之ニ正副議長ヲ加ヘ事務ノ實行ニ當ルコトトセリ、尙區協議會ニ於テ帝都復興祝賀費豫算五千九百四十圓ヲ可決シ尙正副議長共特別委員十五名ヲ以テ事務實行ニ當ルコトトシ左ノ事項ヲ決定ス、

復興祭及祝賀會豫算

尙區打合せ會ヲ開キ左ノ通り決定ス、本區ニ於テハ特ニ區内各町會長ノ打合せヲ行ハス、奉迎並復興祭ニ關スル區民心得衛生施設各町裝飾等ニ就テハ書面ヲ以テ各町會長ニ依頼セリ、而シ雷門前ニ特ニ奉迎塔建設ニ付三月五日關係町タル仲見世馬道町一丁目二丁目茶屋町材木町東仲町花川戸町北仲町等六箇町ノ打合せヲ開キ奉祝塔二基ヲ建設スルコトトシ其ノ費用五百圓其ノ出金歩合等ヲ決定セリ、

三 小學校長協議會

- (一) 三月二十六日復興祝賀式ヲ舉行スルコト
- (二) 兒童ノ旅行ヲ行フコト但兒童ハ尋常三年生以上トシ通學區域内ニ於テ爲スコト

本所區

事務組織並協議

- 一 區長並區職員分擔事務
- 帝都復興祭事務臨時委員會ヲ組織シ區長ヲ委員長ニ充テ委員分科及部署ハ左ノ通り各部ニ事務ヲ分擔セリ。

二 區事務組織

庶務部

- (一) 一般計畫ニ關スル事項
- (二) 豫算ニ關スル事項
- (三) 官公署トノ連絡ニ關スル事項
- (四) 徽章及服裝ニ關スル事項
- (五) 裝飾ニ關スル事項
- (六) 學生兒童ノ奉迎ニ關スル事項
- (七) 男女青年團ノ奉迎ニ關スル事項
- (八) 小學校兒童ノ旅行列ニ關スル事項
- (九) 提燈行列ニ關スル事項

(一) 煙火打上ニ關スル事項

小學校ノ奉祝式ニ關スル事項

(二) 神社奉告祭ニ關スル事項

他ノ部ニ屬セサル事項

(三) 高齡者奉迎部

高齡者ノ奉迎ニ關スル事項

高齡者ノ接待救護ニ關スル事項

在郷軍人ノ奉迎其ノ他ニ關スル事項

其ノ他前項ニ附帶スル事項

(四) 一般奉迎部

町會長各種團體代表者及區職員ノ奉迎ニ關スル事項

御道筋沿道奉拜者ニ關スル事項

其ノ他前項ニ附帶スル事項

(三) 保健部

御道筋整理ニ關スル事項

排水及掃除其ノ他公衆衛生保持ニ關スル事項

救護ニ關スル事項

臨時街頭便所ニ關スル事項

其ノ他各項ニ附帶スル事項

(五) 第二編 帝都復興祭準備

第一編 帝都復興祭準備

經理部

- (一) 奉迎所設置ニ關スル事項
- (二) 經理ニ關スル事項
- (三) 調度ニ關スル事項
- (四) 其他前項ニ附帶スル事項

三 區會並區協議會

昭和五年二月三日區會協議會ヲ開催シ帝都復興祭全員委員ヲ設置シ區會協議會ニ於テ帝都復興祭全員委員會及特別委員設置ノコトニ決定シ更ニ二月七日帝都復興特別委員會ヲ開キ祝賀施設計畫ヲ左記ノ通り決定ス

第一部 施設部擔任事務

- (一) 奉迎塔及裝飾ニ關スル事項
- (二) 煙火打揚ニ關スル事項

第二部 奉迎部擔任事務

- (一) 高齢者ノ奉拜ニ關スル事項
- (二) 高齢者ノ接待救護ニ關スル事項
- (三) 町會長各種團體代表者區職員奉迎ニ關スル事項
- (四) 御道筋沿道奉拜者ニ關スル事項

第三部 學校部擔任事務

- (一) 學校生徒兒童ノ奉迎ニ關スル事項

- (二) 學校奉祝式ニ關スル事項
- (三) 小學校兒童旗行列ニ關スル事項

第四部 保健部擔任事務

- (一) 御道筋整理ニ關スル事項
- (二) 排水及掃除公衆衛生保持ニ關スル事項
- (三) 一般救護ニ關スル事項
- (四) 臨時街頭便所ニ關スル事項

四 區長會議

一月二十九日京橋區役所ニ於テ區長協議會ヲ開キ祝賀施設ニ關シ協議ノ上左記ノ如ク決定セリ

- (一) 御巡幸御道筋裝飾ニ關シテハ隣接各區ト協定シ華美ニ涉ラサル範圍ニ於テ奉迎門塔ヲ區境ニ設備スルコト(費用關係ハ區ニ於テ負擔ス)尙ホ御巡幸沿道ハ幔幕ヲ張り國旗及提燈ヲ掲クルコト、シ町會ニ依頼シ之等實施方ヲ一任スルコト
- (二) 御巡路以外一般民衆ニ於テモ國旗祝提燈ヲ掲揚スルコト
- (三) 祝賀施設ノ期間ハ大體三月二十三日ヨリ同三月二十八日マテトス
- (四) 各區ニ於ケル祝賀會招待範圍ハ區名譽職同待遇者區劃整理委員町會長及各種團體ノ長トス
- (五) 尙ホ區吏員小學校職員等ニ酒肴料ヲ支出スルコトハ各區其ノ事情ヲ異ニスルコロアルヲ以テ、總テ前例ニ倣ヒ隨意トスルコト、但小學校兒童ノ祝菓ハ之ヲ給スルコトトシ、其ノ單價ハ一人當リ金五以錢内トス
- (六) 御巡幸當日小學校兒童ハ夫々適當ノ場所ニ於テ奉送迎ヲナシ、三月二十六日ニハ高等級兒童ノ旗行

列ノコト、但特別ノ事情アル學校ハコノ限リニ非ス

尙名譽職高齡者小學校兒童等ノ諸團體奉送迎場所ハ警察署ト協定シ、適當ニ位置セシムルコト

(七) 祝賀ニ關スル經費ノ程度ニ就テハ、各區夫々事情ヲ異ニスルヲ以テ隨意タルコト(參考芝區ハ總經費四千圓)

(八) 市文書課長ヨリ本月十六日開會セル定例區長會協議事項、帝都復興祭ニ關スル件中、各區祝賀施設費十五分一、區一、五〇〇圓ノ豫算ナル旨報告アリ

五 小學校長協議會

二月十九日區役所會議室ニ於テ臨時校長會ヲ開キ、兒童ノ函簿奉迎ニ關シ協議ヲナシ、尙ホ委員五名ヲ擧テテ調査研究セシムルコトニ決定シタリ。更ニ二月二十六日區役所ニ於テ前記委員會ヲ開キ、奉迎兒童尋常科第三學年以上約一萬四千五百名トスルコト、尙ホ區域割當分率方法ヲ協議シ、更ニ各小學首席訓導外一名ノ當日ノ委員トシ、細目ニ亙リテハ同委員ニ於テ協議スルコトニ決定シ、尙三月八日二區役所ニ於テ委員會ノ經過ヲ報告シ、滿場一致可決三月廿日校長及委員ノ聯合協議會ヲ開キ三月二十三日各小學校ノ委員協議會ヲ開キタリ

深川區

事務組織並協議

一 區長並職員分擔事務

本區ニ於テハ特ニ事務機關ヲ設置セス區役所ニ在リテハ庶務課庶務係及教育係ニ於テ擔任シ區内各町ニ關シテハ町會長ニ依頼スルコトトシタリ

二 區會並協議會

三月七日區會ヲ開催シ左記事項ヲ決議シタリ

(一) 復興祝賀ニ關スル全員委員及特別委員ヲ設置シ更ニ三月二十二日全員委員會ヲ開催シ左記ノ事項ヲ決議シタリ

(二) 復興祝賀ニ對スル全員委員ノ擔任ニ關スル件

其ノ分擔區分及人員左ノ如シ

祝賀會ニ關スル委員 十五名

復興ニ關スル委員 十五名

旗行列花火等ニ關スル委員 九名

尙三十月十一日區役所ニ於テ各町會長會ヲ開催シ、左記事項ヲ協定シタリ。

(三) 祝賀期間(自三月二十三日至三月二十八日)六日間全區各戸國旗ヲ掲揚シ且ツ可成提燈ヲ出シテ祝賀ノ氣分誘致スルコト

提燈ハ御道筋ニ添フ各町ニ在テハ可成奉迎又ハ祝賀ノ意味ヲ表セルモノヲ用ユルコト、例ヘハ提燈ノ一面ニ奉迎他面ニ祝ト記入シ、御巡幸當日ハ奉迎ノ方ヲ祝賀期間ハ祝ノ方ヲ外ニ向ケ掲出スルカ如シ御道筋ニ添ハサル各町ニ在リテハ適宜、在來ノモノヲ使用セララルモ差支ヘナキコト

(四) 御道筋ニ當ル各町ハ右祝賀期間可成幔幕ヲ張りテ裝飾ヲナスコト

(五) 最寄町聯合等適宜ノ方法ニ依リ、旗行列、提燈行列等ヲ舉行スルコト

三 區長會議

一月二十九日開會ノ區長協議會ニ於テ左記ノ事項ヲ協定シタリ

第二編 帝都復興祭準備

- (一) 御巡幸御道筋裝飾ニ關シテハ隣接各區ト協定シ、華美ニ涉ラサル範圍ニ於テ奉迎門塔ヲ區域ニ設備スルコト、費用關係區ニ於テ負擔尙御巡路沿道ニ幔幕ヲ張り國旗及提燈ヲ掲クルコトトシ町會ニ依頼シ之カ施設ヲ一任スルコト、
 - (二) 御巡路以外一般民家ニ於テモ國旗及提燈ヲ掲揚スルコト、
 - (三) 祝賀施設ノ期間ハ大體三月二十三日ヨリ三月二十八日迄トス、
 - (四) 各區ニ於ケル祝賀會招待範圍ハ區名譽職同待遇者區劃整理委員町會長及各種團體ノ長トス
 - (五) 區吏員小學校職員等ニ酒肴料ヲ支出スルコトハ各區其ノ事情異ニスルトコロアルヲ以テ前例ニ倣ヒ隨意トスルコト但小學校兒童ノ祝葉ハ之ヲ給スルコト、シ其ノ單價ハ一人當リ金五錢以內トス
 - (六) 御巡幸當日小學校兒童ハ夫々適當ノ場所ニ於テ奉送迎ヲナシ三月二十六日ニハ高等級兒童ノ旅行列ヲナスコト但シ特別ノ事情アル學校ハ是ノ限リニ非ス尙ホ名譽職高齡者小學校兒童等ノ諸團體奉送迎場所ハ警察署ト協定シ適當ニ位置セシムルコト、
 - (七) 祝賀ニ關スル經費ノ程度ニ就テハ各區夫々事情ヲ異ニスルヲ以テ隨意トスルコト、
- 四 小學校長協議會
- (一) 三月一日區内市立小學校長會ヲ開催シ左記事項ヲ決定シタリ、
 - (二) 旅行列 三月二十六日各尋常小學校兒童及附屬幼稚園幼兒全員並高等小學校尋常小學校補習科女兒及各實業補習學校ノ女生徒ノ旅行列ヲ舉行スルコト、
 - (三) 提燈行列 三月二十九日高等小學校及尋常小學校補習科男生ノ提燈行列ヲ舉行スルコト、
 - (四) 祝賀給與 三月二十六日尋常小學校生徒高等小學校尋常小學校補習科女兒及補習學校女生徒ニ祝葉一人四錢ヲ給與スルコト

五 第二回臨時區長會議

帝都復興祭當日ノ祝賀方法ヲ協議スル爲昭和五年一月廿九日京橋區役所ニ於テ臨時區長會ヲ開催シタリ、當日ハ半込小石川兩區長ヲ除ク各區長定刻迄ニ出席シ市ヨリハ文書課長及同課員一人出席シ午前十一時川島京橋區長開會ヲ宣シ議事ニ入り左記各項ニ涉ツテ協議スルトコロカアツタ、麹町區長ヨリ日程ニ入ルニ先タツテ宮城外馬場先門ノ奉祝設備萬端ハ本市ニ於テ遺憾ナキヲ期スヘク思料スルモ一應問合セノ上何分ノ回答アリタシ御巡幸御道筋御豫定ノ略圖等本市ト打合セノ上御通知アリタキ旨ノ希望ヲ述ヘル座長ハ前二項ノ希望案ニ對シテ本市ニ問合セタル後何分ノ回答スル旨ヲ答フ、

協定事項要領

- 一 御巡幸御道筋裝飾ニ關シテハ隣接各區ト協定シ華美ニ涉ラサル範圍ニ於テ奉迎門塔ヲ區域ニ設備スルコト、費用關係區ニ於テ負擔尙御巡路沿道ハ幔幕ヲ張り國旗及提燈ヲ掲クルコトトシ町會ニ依頼シ之カ實施方ヲ一任スルコト
 - 二 御巡路以外一般民家ニ於テモ國旗提燈ヲ掲揚スルコト
 - 三 祝賀施設ノ期間ハ大體三月二十三日ヨリ三月二十七日迄トス
 - 四 各區ニ於ケル祝賀會招待範圍ハ區名譽職同待遇者區劃整理委員町會長及各種團體ノ長トス
 - 五 尙ホ區吏員小學校職員等ニ酒肴料ヲ支出スルコトハ各區其ノ事情ヲ異ニスルトコロアルヲ以テ前例ニ倣ヒ隨意トスルコト但小學校兒童ノ祝葉ハ之ヲ給スルコトトシ其ノ單位ハ一人當金五錢以內トス
 - 六 御巡幸當日小學校兒童ハ夫々適當ノ場所ニ於テ奉送迎ヲナシ三月二十六日ニハ高等學級兒童ノ旅行列ノコト但特別ノ事情アル學校ハ是ノ限リニ非ス
- 尙ホ名譽職高齡者小學校兒童等ノ諸團體奉送迎場所ハ警察署ト協定シ適當ニ位置セシムルコト

七 祝賀ニ關スル經費ノ程度ニ就テハ各區各々事情ヲ異ニスルヲ以テ、隨意タルコト(參考芝區ノ總經費ハ四〇〇〇圓)。

最後ニ日本橋區長ヨリ

陛下日本橋區千代田小學校御立寄ノ際ノ拜謁者範圍ヲ復興ニ關係アル區名譽職、同待遇者並學務委員迄テトサレ度若シ右許可相成ラサル場合ハ區會正副議長及學務委員長タケノ拜謁ニ浴セララル様、市長ニ敬願アルタキ旨希望アツタノテ座長何レ最善ヲ盡スヘキ旨ヲ答フ、

斯クテ午後一時三十分散會ス、

第三回 臨時區長會議

帝都復興祭御巡幸當日ニ於ケル奉迎送者ノ範圍及家屋稅調查委員ノ選舉ノ諸管ニ關スル件ヲ議題トスル區長會ハ去ル二月二十八日市役所内參事會議室ニ於テ開催ス

當日ハ各區長定刻迄出席、市ヨリハ文書課長同課員、秘書課長同課員出席、午後二時ヨリ開會シ、秘書課長ヨリ左記事項ノ説明アリ

附議事項

- 一 復興祭ハ御巡幸當日ニ於ケル奉迎送者ノ範圍ニ關スル件
市テ取扱フノハ、區關係ノ各種委員、市名譽職員及市職員ニ止ツテ、其ノ以外ハ各區役所ニ於テ適當ニ相談サレ度キコト、
奉拜場所
九段御立寄箇所附近近衛第一聯隊門前九段坂上及坂ノ中途迄ニ堵列スルコト、
上野公園御立寄箇所附近山下及山上ニテ奉拜スルコト、

本所震災記念堂御立寄箇所附近同記念堂前ニテ奉拜スルコト)

千代田小學校御立寄箇所附近同小學校及千代田小公園前ニテ奉拜スルコト)

築地病院御立寄箇所附近同病院前内ニテ奉拜スルコト)

宮城前馬場先門附近ニテハ市ノ職員カ奉拜シ、各區ノ區關係者及名譽職員ヲ以上ノ最寄ノ場所トシ、狹隘ヲ感スル場合ハ各區ニテ相談ヲナシ、場所ノ融通ヲサレ度キコト、

市ノ計畫ハ大體以上ノ如クテ目下警視廳ト打合セテアルカ尙ホ資格範圍以外ノ者ニ就テハ各區役所ニテ取纏メテ各所轄警察署ニ區長ヨリ申込マレタイ、

又燒失地域以外ノ區ニ屬スル前記以外ノ奉拜希望者アリタル場合ハ燒失地域ノ區長ト相談シ、適當ニ計畫ヲタテラレタシ、

コレニ就テ各區長ノ種々ナル意見カアリ、又復興祭ノ爲、各區ハ街路ヲ飾リ種々ナル催物等ノ準備ノ爲道路ノ鋪裝ヲ一時的ニ破壞シ、其ノ後ノ始末ニツキ又、御巡幸ノ御道筋ニ當ル道路ノ中急ニ鋪裝工事ヲ要スル所モアルカ、其レ等ノ費用ハ各區及町會等ニテ負擔スヘキモノテ充分ニ考慮サレタキ旨ノ希望カアツタ、

第二章 帝都復興祭豫算

帝都復興祭費總額

一一〇,〇〇〇

各部經費內譯

庶務部總經費

四五,〇〇〇

(支出種別) 表彰奉送迎設備復興祭記錄

特別手當 旅費及車馬 印刷 通信 賄費 備品消耗品其ノ他

儀式及接伴部總經費

四六,〇〇〇

(支出種別) 徽章奏樂祝賀會調理、同記念品其他

警衛部總經費

四五,〇〇〇

(支出種別) 煙火打揚公衆給水其他

工營部總經費

三五,〇〇〇

(支出種別) 祝賀會場設備 公園 人止柵其他

電氣部總經費

三五,〇〇〇

(支出種別) 花電車製作 繪はかき

教育部總經費

四五,〇〇〇

(支出種別) 講演會活動寫真祝賀菓子代奉送迎費其他

保健部總經費

五〇,〇〇〇

(支出種別) 醫療救護 假便所其ノ他

市民部總經費

三五,〇〇〇

(支出種別) 各區奉祝施設諭達心得書

日比谷公園內祝賀會餘興其ノ他

第三章 告示並通牒

第一節 事務休停告示

三月二十六日は帝都復興完成式典並祝賀會は行はれ、實に甦生したる帝都を永遠に記念すべき盛儀なるを以て、東京市は市立各學校に臨時休業を發令し、當日各自校に於て祝賀式を行はしむるやう通牒を發すると共に市所屬公廳には左の如く、休暇日を定めた。

東京市告示第百十八號

來ル三月二十六日日比谷公園ニ於テ帝都復興完成祝賀會ヲ舉行スルニ付當日ハ本市役所及所屬公廳休暇日トス

昭和五年三月十八日

東京市長 堀切善次郎

東京市訓令乙第百五十二號

各局課 區役所、所、院、所屬公廳 掃除監視吏員

三月二十六日帝都復興完成祝賀會當日ノ休日ニ於テ特ニ出勤セシメタル者ノ待遇ニ付テハ普通定休暇日ニ出勤セシメタル場合ノ例ニ準ス

昭和五年三月十八日

東京市長 堀切善次郎

第二節 國旗掲揚

東京市は帝都復興祭當日、全市に對し、國旗掲揚方、左の如く通牒を發した。

秘發第六十六號

昭和五年三月十八日

東京市助役 白上祐吉

各區長殿

國旗掲揚方ニ關スル件

三月二十四日(雨天)節ハ翌二十五日復興帝都御巡幸當日及三月二十六日帝都復興完成式典並帝都復興完成祝賀會當日ハ市内各戸ヲシテ國旗ヲ掲揚シ祝意ヲ表スル様致度候間貴區内一般ニ右取計ヒ方宜敷御示達相成度候也

第三節 復興祭注意事項及通牒

一 注意事項

復興祭事務委員會は三月十八日、復興祭に關する諸般の注意事項を決定し、御巡幸當日の特別奉拜者及拜謁者復興完成式典參列者並同祝賀會招待者に配布した、注意事項左の如くてある。

帝都御巡幸當日奉迎送者其他一般に關する注意事項

第二編 帝都復興祭準備

- 一 本市に於ては御巡幸に際し特別奉拜者を定め送奉迎をなさしむることになつたか其の範圍は市の各名譽職市會議員及其の待遇者區會議員及其の待遇者區關係の各種の委員等て約四千名に達する見込である
- 二 奉拜場所は九段御立寄箇所附近上野公園御立寄箇所附近本所震災記念堂御立寄箇所附近千代田小學校御立寄箇所附近築地病院御立寄箇所附近等である
- 三 市職員は出御の際宮城前にて奉拜し御還幸の際は市役所前にて再び奉拜することになる
- 四 新聞社通信社寫眞班に對する取扱ひは大體其の新聞社通信社等に於て警視廳に申出て「マーク」を下附され特別の便宜をはかつてもらうことになるか其の數は大體百名位の見込である
- 五 帝都復興祭に當り多數の入京者があるものと思はれるか其の取扱ひ及警備施設等は内務省警視廳にてなすものとして市としては何等特別なる施設をなさぬものとする
- 六 尙當日の御發聲は煙火打揚に依り御承知なりたし随つて煙火打揚なき時は翌二十五日と御承知ありたし

拜謁者の心得

- 一 當日午前十一時迄時間後は受付をなさず(に)東京市日本橋區矢の倉町東京市立千代田小學校に參着西口受付係に内務省所定の拜謁者之證を提示し係員の誘導に依り拜謁者控室に於て休憩のこと
- 二 休憩中係員に於て拜謁名簿に依り點呼し拜謁列序を定む
- 三 服裝「プロツクコート」「シルクハット」制服あるものは之に相當する制服但し「モーニングコート」「山高帽」を以て代ふることを得

- 三 内務省所定の拜謁者之證を當日必ず携帶のこと
 - 四 午前十一時三十分係員の誘導に依り拜謁室に整列せらるること
 - イ 陛下出御の際各員一齊に敬禮せらるること
 - ロ 陛下玉座に立御被爲在たる時は前列右端の一名玉座の正面に參進更に前進の上各員一同と共に最敬禮を爲し後退元の位置に復す
 - ハ 入御の際各員一齊に敬禮せらるること
 - 五 拜謁後直に係員の誘導に依り拜謁控室に休憩せらるること(食事の用意は控室にてなす)
 - 六 午後零時五十分係員の誘導に依り玄關前に整列奉送せらるること
 - 七 不止得事故の爲不參せらるる向は前日迄に必ず復興局長官房文書課へ申出らるること
 - 八 當日は交通遮斷線通行の爲内務省所定「マーク」を自動車の前面見易き場所へ必ず貼付のこと
- 帝都復興完成式典同祝賀會に關する注意事項
- 一 復興完成式典當日午前九時三十分迄に御參着のこと
 - 二 服裝は「プロツクコート」又は相當制服「モーニングコート」紋付羽織袴帽子は「シルクハット」又は黒山高とす
 - 三 馬場先門内又は櫻田門内受付に於て參列章引換に徽章御受取のこと
 - 四 休憩所及式場參列章肩書の記號と同符號の場所にてなさること
 - 五 車馬御使用の方は復興局より送付の馬車標章を當日御使用のものに貼付のこと

- 六 車馬置場設備の關係上御申出に相成たる車種は御變更なき様せらるること
 - 七 車馬標章なき車は警衛上其の筋に於て通行を禁止せらるるに付御承知のこと
 - 八 入場口は左記の通とす
 - 徒歩の向は 櫻田門又は馬場先門
 - 乗車の向は 馬場先門
- 帝都復興完成祝賀會注意事項
- 一 本市復興完成祝賀會晴雨に拘らず日比谷公園廣場に於て舉行のこと
 - 二 宮城外苑に於ける式典終了後櫻田門又は霞門より日比谷公園内本市祝賀會場第一休憩所に御參着のこと
 - 三 記念品は右休憩所に於て掛員より御受取のこと
 - 四 適當の時刻係員の案内にて祝賀會席に着せらるること
 - 五 祝賀會次第
 - 一 開會 午後零時三十分頃
 - 二 市長挨拶
 - 三 内閣總理大臣祝辭(東京市萬歳三唱)
 - 六 退場の際は帝都復興完成式典並祝賀會々場案内圖表示の駐車場所に於て乗車せられたきこと

二 通牒

東京市告示第百二十號

本市日比谷公園ハ昭和五年三月二十六日帝都復興祝賀會開催ニ付當日午後四時マテ一般入園ヲ禁ス但シ時間ハ事宜ニヨリ伸縮スルコトアルヘシ

昭和五年三月二十日

東京市長 堀切善次郎

第四章 復興帝都御巡幸準備

第一節 御道筋竝御立寄箇所奉迎送計畫

一 特別奉迎送者茲奉迎送箇所

御巡幸奉拜計畫に關しては三月四日復興局會議室に於て本市竝諸官廳關係者一同と會合して當日の特別奉迎送者の範圍竝奉迎送箇所を協議決定し後に警視廳の許可内示があつた本市關係奉迎送者種別は左記の如くである。

イ 奉迎送者種別

市會議員	八四
同待遇者	八五
市學務委員	三
市養育院常設委員	二
市衛生常設委員	六
市恩賜公園常設委員	一二
市商工調査會員	一二
市方面委員	四九四

市中央卸賣市場調査委員	三二
市財政調査會委員	二
市臨時電氣事業調査會委員	五
市水道擴張調査會委員	四
各區會議員	五八一
各區會議員待遇者	八一八
土地區劃整理委員會委員	八六一
各區學務委員	六六
相續稅審查委員	七
所得稅調査委員	三四
市職員	一二〇〇
市政記者	三三
上野恩賜公園關係員	三〇
震災記念堂關係員	六一三
計	四九八四

而して右の約五千名に達する奉拜者奉拜箇所は二重橋際及各御立寄箇所附近に割當て、左の如く決定した。

□ 奉迎送箇所竝人員

二重橋際 (本市關係)

市職員並市政記者 一〇〇〇名

九段坂上

區會議員 一八一名

同待遇者 二四九名

土地區劃整理委員 一二六名

區各種委員 三八名

市職員並市政記者 四〇名

計 六三四名

府立工藝學校

府立並權災私立中等學校權災町村長府廳員等 九一五名

上野恩賜公園

土地區劃整理委員 二二一名

區會議員 一二三名

同待遇者 一五三名

市各種委員 二六名

方面委員 四八四名

市職員並市政記者 五〇名

震災記念堂

計 一〇八一名

土地區劃整理委員 二八〇名

區會議員 八四名

同待遇者 一三一名

區各種委員 一六名

市職員並市政記者 二七五名

計 八〇六名

千代田小學校

市會議員 八四名

區會議員 四〇名

土地區劃整理委員 九五名

區會議員待遇者 五六名

區各種委員 四名

市職員並市政記者 一三三名

計 四一二名

築地病院

市會議員待遇者 八五名

區會議員

土地區劃整理委員

區會議員待遇者

市各種委員

區各種委員

市職員並市政記者

計

以上の奉拜者を各區別に示せは左の如くてある。

九段坂上

麴町區 神田區 四谷區 牛込區 小石川區

千代田小學校

日本橋區

築地病院

京橋區 芝區 麻布區 赤坂區

上野恩賜公園

本郷區 下谷區 淺草區

震災記念堂

本所區 深川區

一五三名
一四九名
二二九名
五二名
二五名
二〇名
七一三名

二重橋前

各區其ノ他市外

二 特別奉迎送時間
並奉拜位置略圖

御立寄箇所
並二重橋前

九段坂上

着御豫定 奉拜者參着時間
午前十時十七分 午前九時四十七分

上野恩賜公園

午前十一時七分 午前十時三十七分

震災記念堂

午前十一時四十六分 午前十一時十六分

千代田小學校

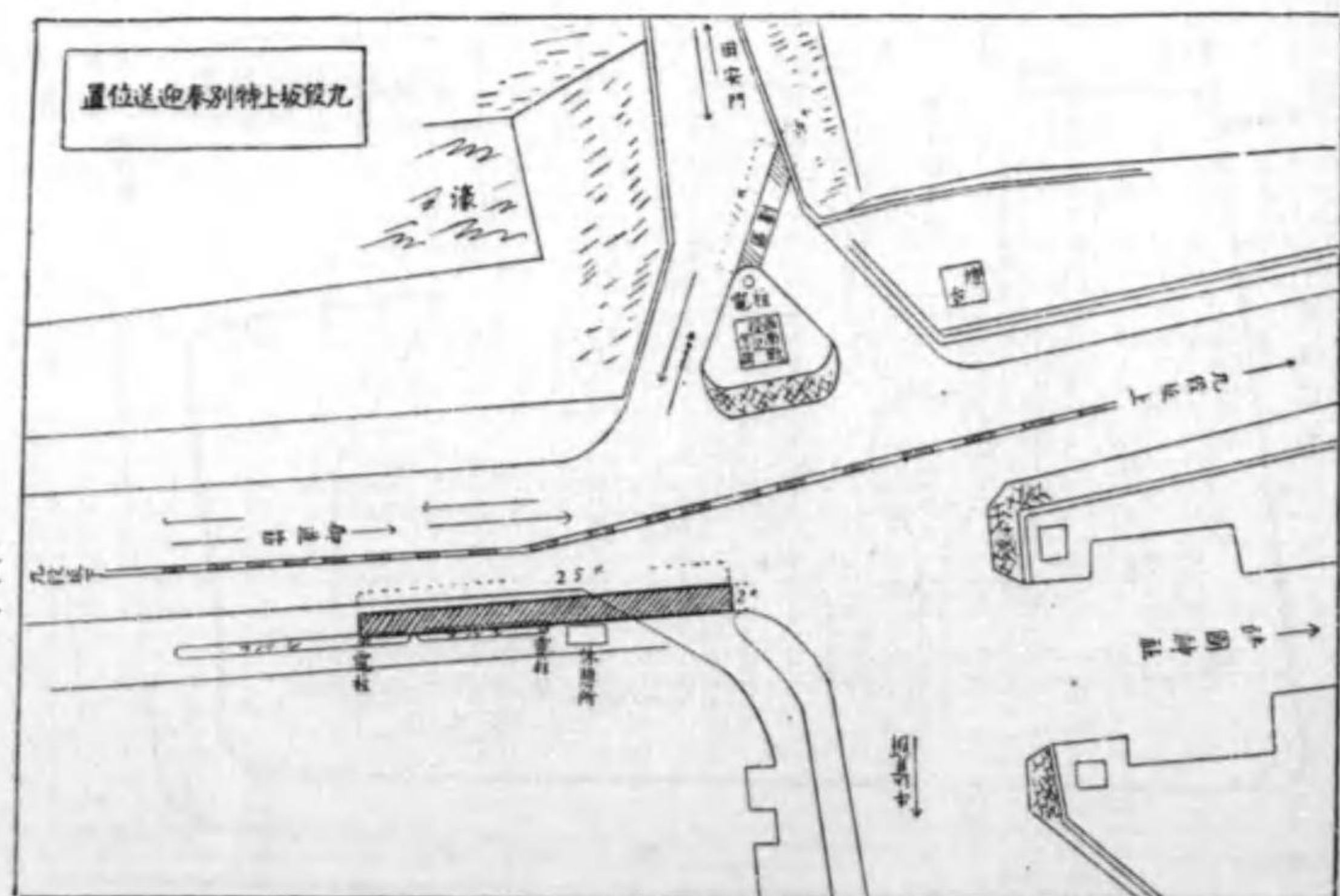
正午十二時 午前十一時三十分

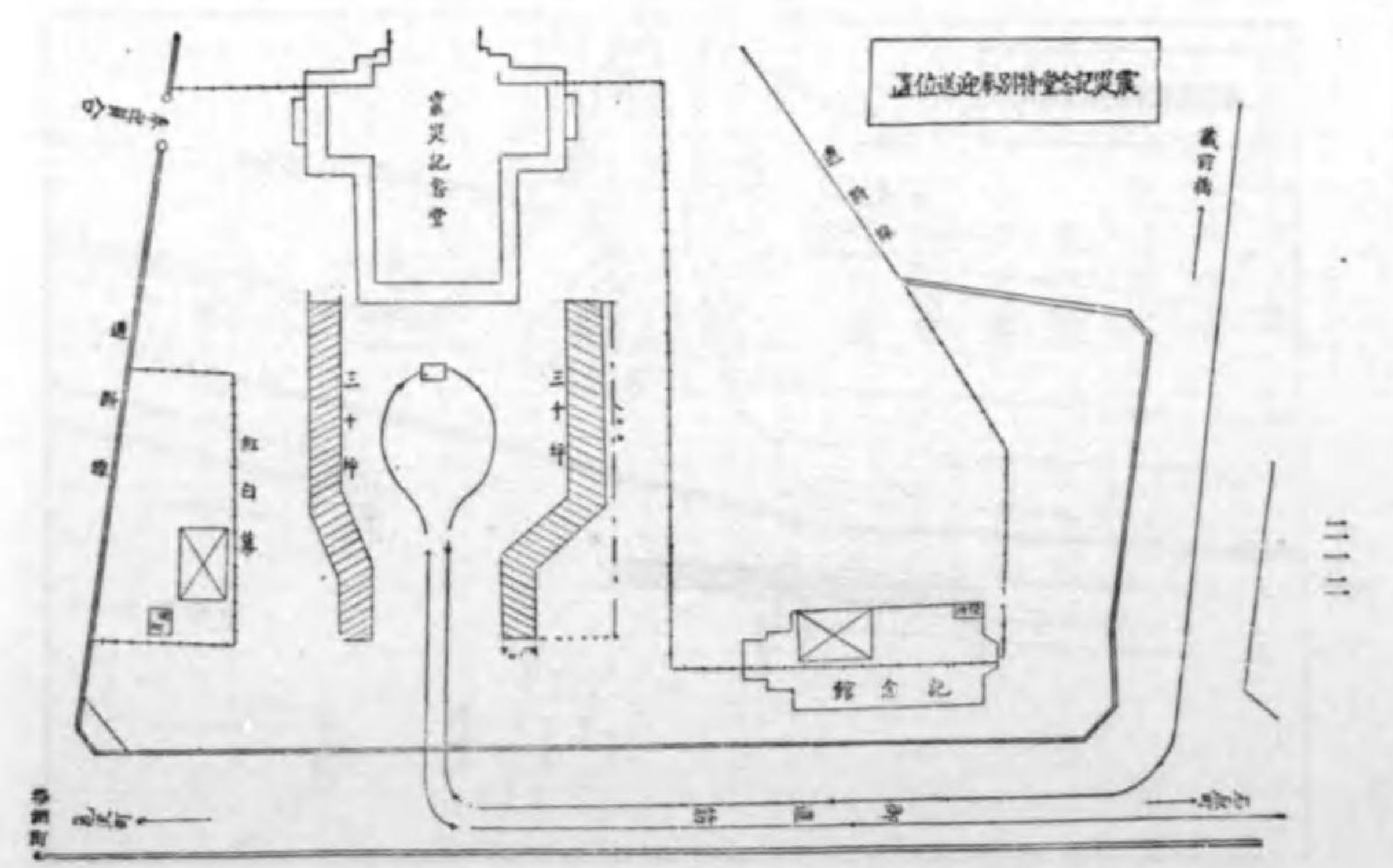
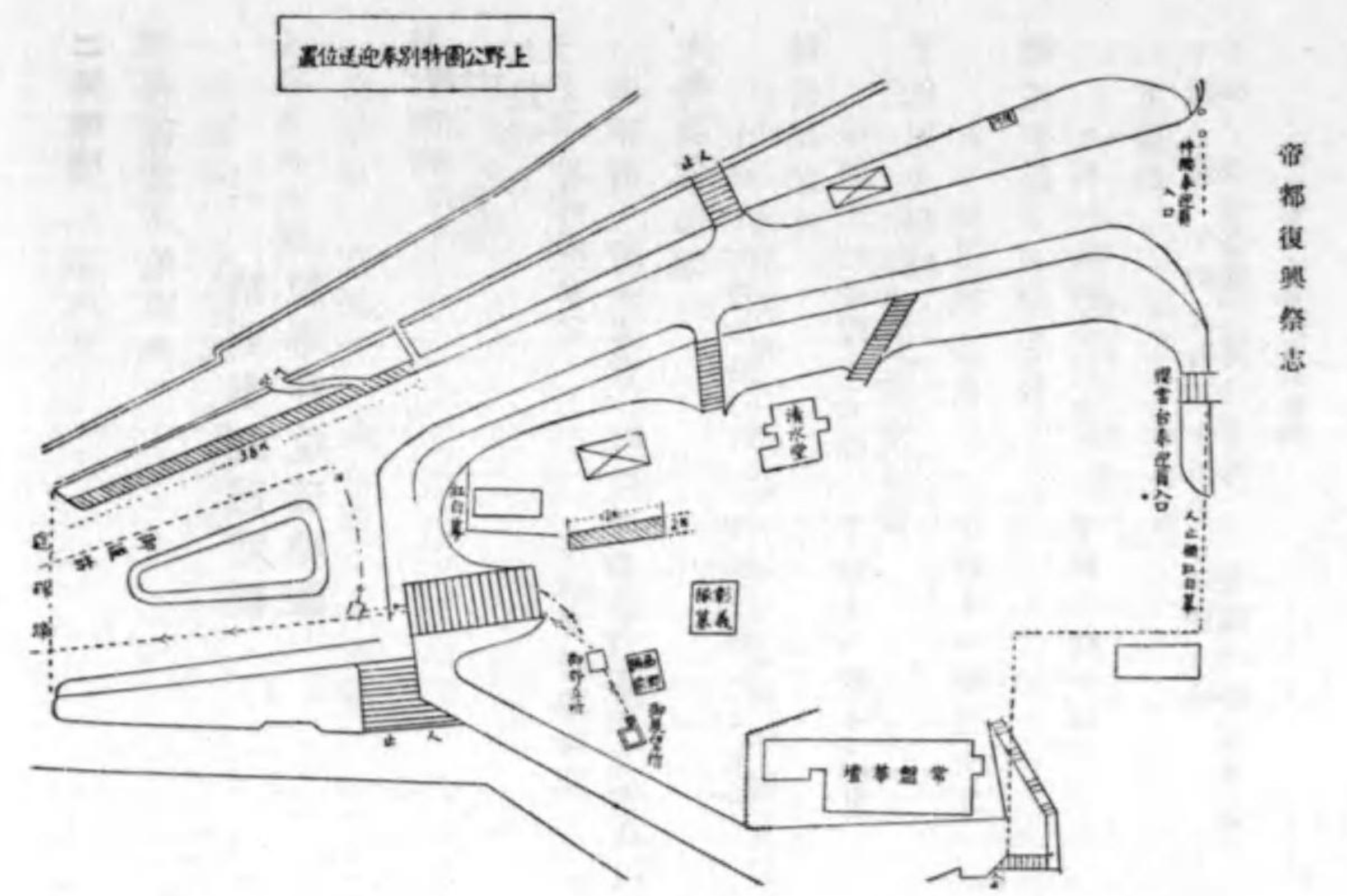
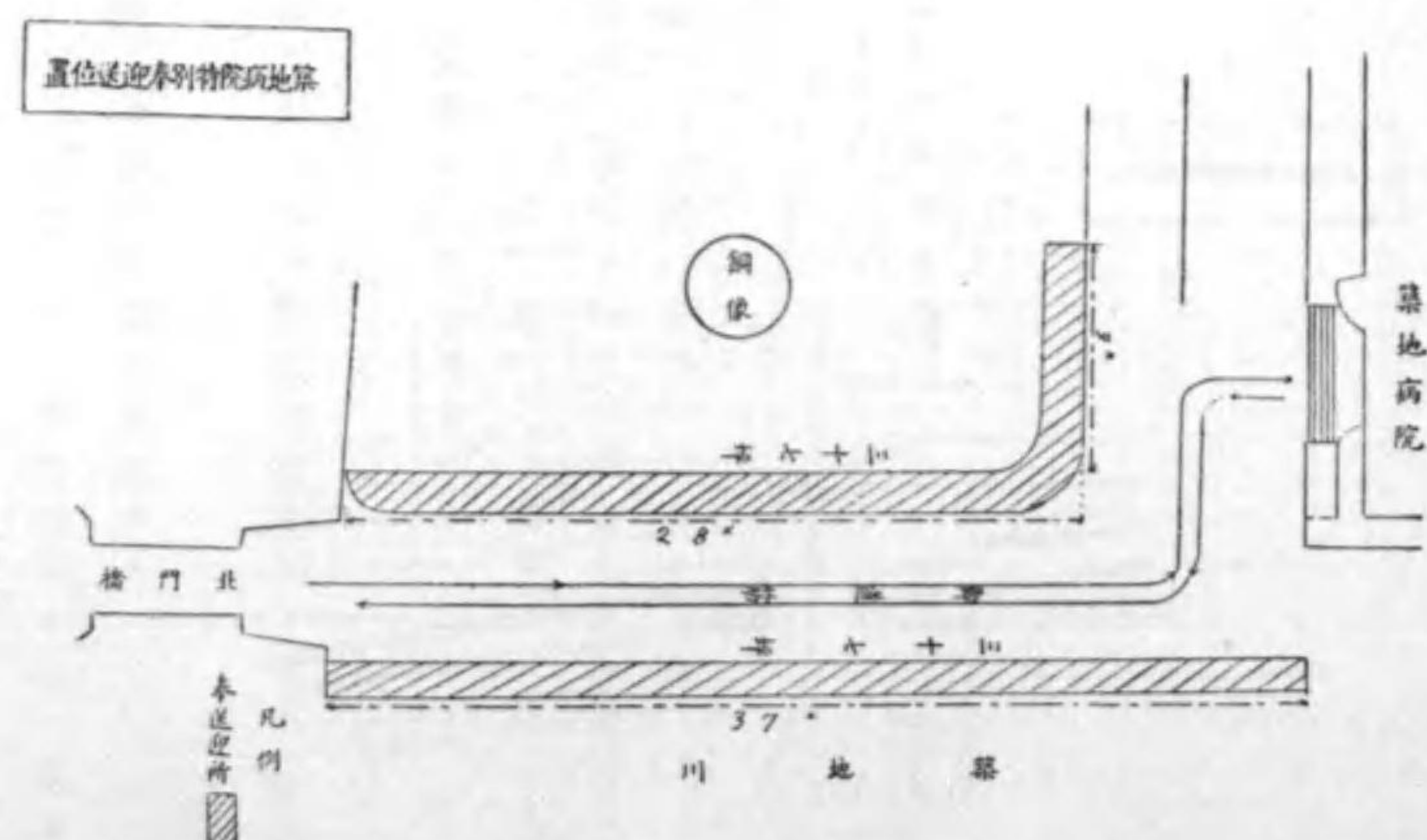
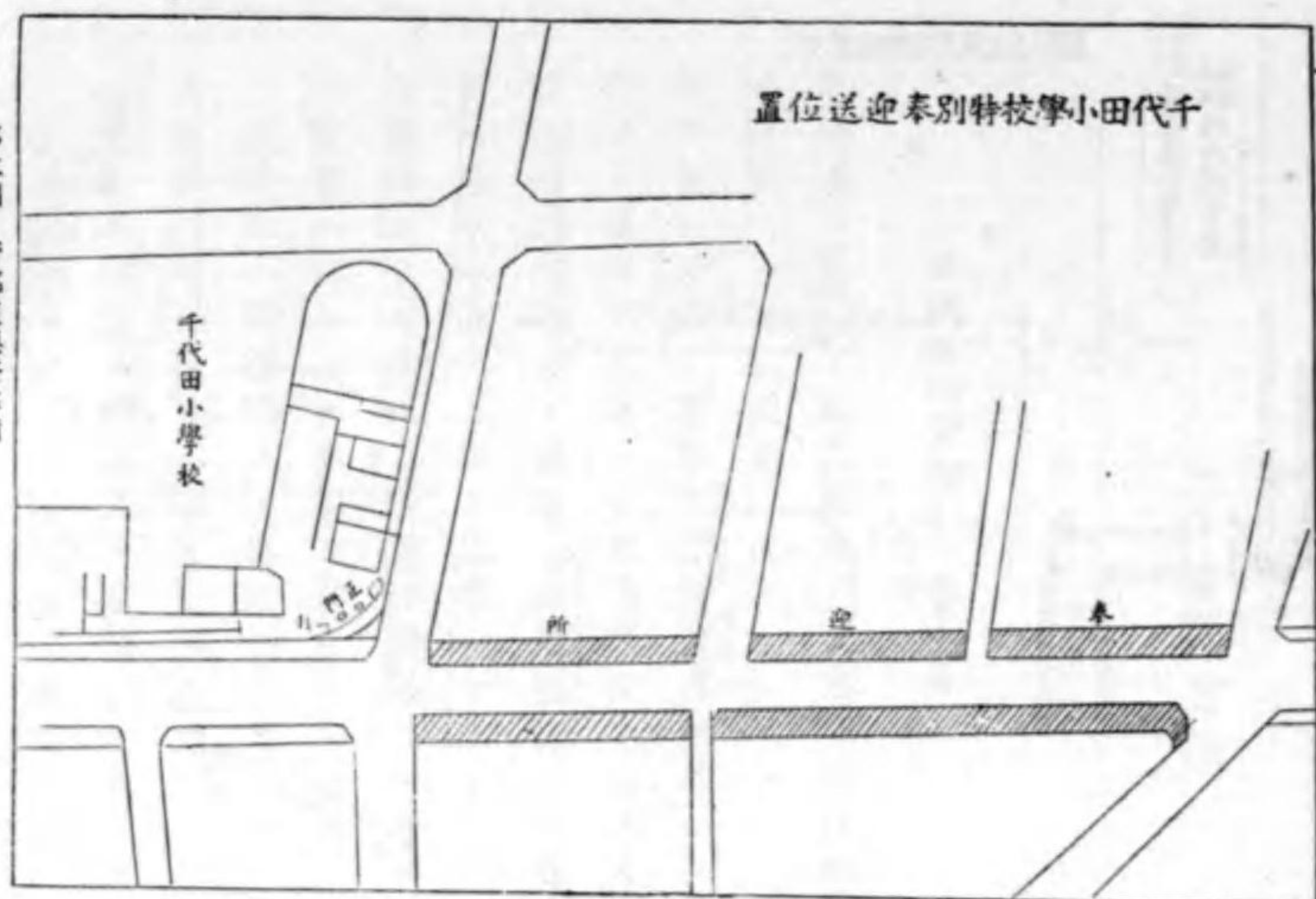
築地病院

午後一時四十五分 午後一時十分

二重橋前

午前九時四十五分 午前九時
午後二時十五分 午後一時三十分







(附記)

三 奉拜方法

イ 注意書

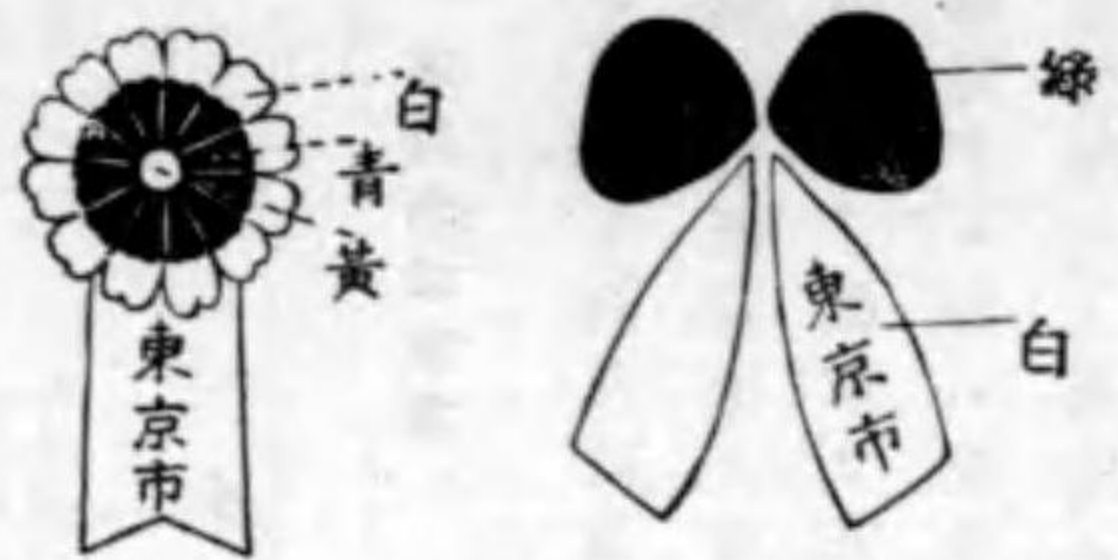
奉拜者注意書

- 一 奉拜者ハ當日午前九時迄ニ所定ノ奉拜箇所ニ入場セラルルコト
- 二 奉拜箇所ハ別紙圖面ニ依ラルルコト
- 三 奉拜者ハ所定ノ徽章ヲ左胸部ニ佩用セラルルコト
徽章ノ佩用ナキ者ハ交通遮断線ノ通過及指定位置ヘノ入場ヲ拒否セラルルコトアリ
- 四 當日御道筋附近ノ通路ハ相當混雜シ事實上交通杜絶シ通行シ得サル場合アルヤモ計ラレス
斯ル際ニハ其ノ入場ヲ拒絶スルノ止ムナキニ至ルヘキニ付可成早ク入場セラルルコト
- 五 身體虚弱ナル者又ハ疾病ノ徴候アルモノノ奉拜ハ遠慮セラルルコト
- 六 奉拜者ハ特ニ左ノ事項ヲ注意セラルルコト
 - イ 洋服又ハ羽織袴其ノ他敬禮ヲ失セサル服装服制アルモノハ可成制服着用ノコト
 - ロ 履物ハ可成靴又ハ草履ト爲スコト
 - ハ 他ノ奉拜者ノ妨害又ハ危険トナルヘキ杖其ノ他ノ物件ヲ携帯セサルコト
 - ニ 専ラ静肅ヲ旨トシ齒簿御通過後ト雖モ警察官ノ指示アルマテハ現状ヲ保チ濫ニ退場若ク

ハ移動セサルコト

ホ 警察官其ノ他係員ノ指示ニ従ハルルコト
七、奉拜者ハ入場ノ際分職氏名住所ヲ記シタル
名刺ヲ受付ニ呈示セラレルコト

□ 奉迎送者並掛員徽章



員掛所送迎奉

者送迎奉

御巡幸當日拜謁者ハ左ノ徽章ヲ佩用ス



用者謁拜

奉迎送資格者中土地區劃整理委員ハ左ノ
徽章ヲ併用ス



分二寸一
長委理整劃區地土
用者送迎奉並

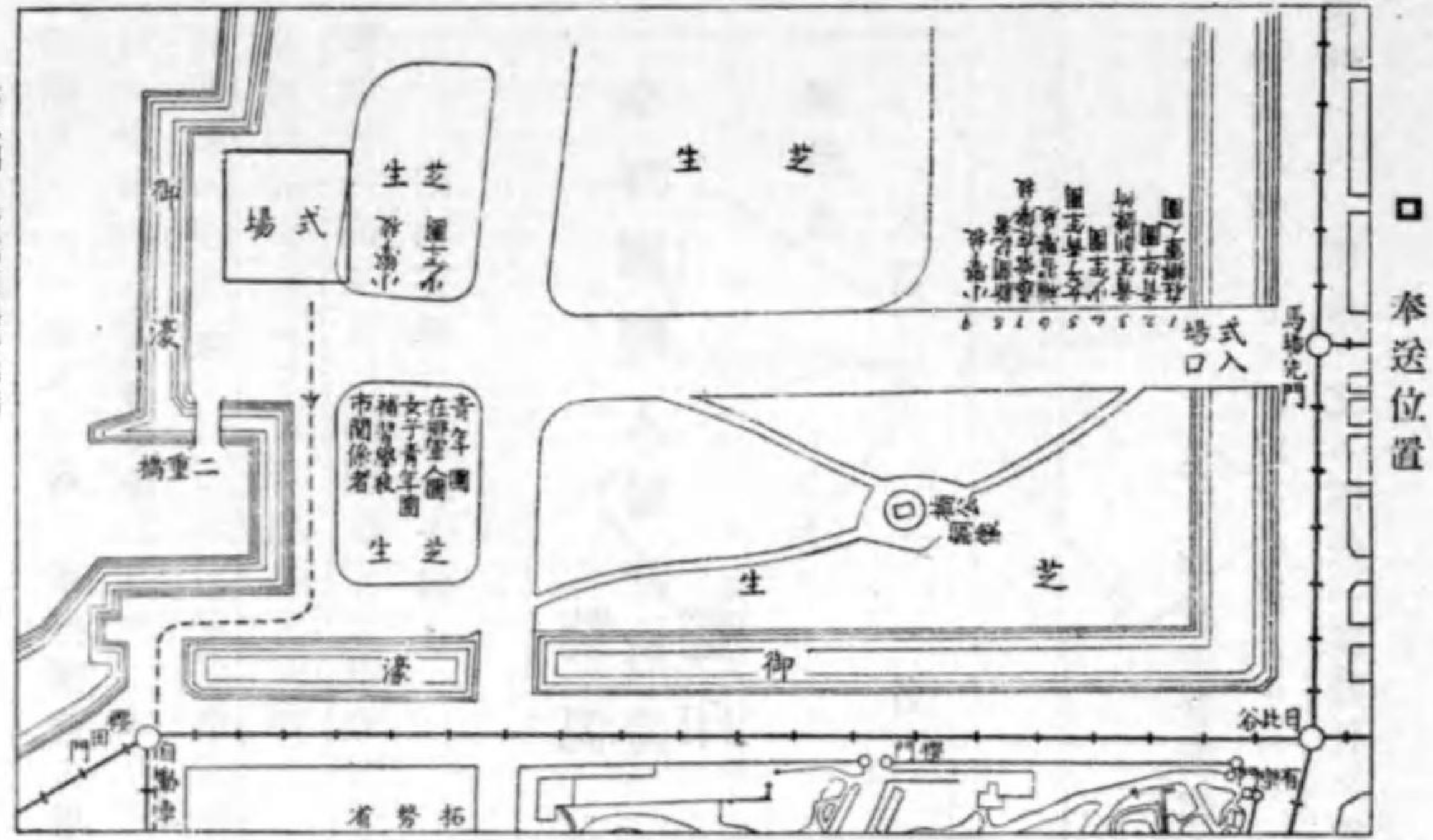
四 學校並教育諸團體奉迎送

市立小學校並青年訓練所等教育團體其ノ他二重橋前廣場に於て奉迎送の計畫を樹てた。

イ 奉迎送者數學校及團體

學校	區別	校數	奉迎	區別	校數	奉送
市立小學校	麻布・四谷	一八	三一八五 _人	牛込・赤坂	一八	三三三一 _人
尋常夜學校	同	六	六六		三	三三
實業補習學校	同	八	八八		四	四四
學 校	同	六	六		六	六
青年訓練所			二〇八			二〇八
計			三五五三			三六二二

團體	所屬區別	奉迎	所屬區別	奉送
在郷軍人團	四區	三〇六 _人	同上	三〇六 _人
青年團	五區 麴町ヲ含ム	一〇三〇	同上	八三〇
女子青年團	四區	一〇四	同上	一〇四
少年團	四區 郡部ヲ含ム	五二五	同上	三二五
計		一九六五		一五六五

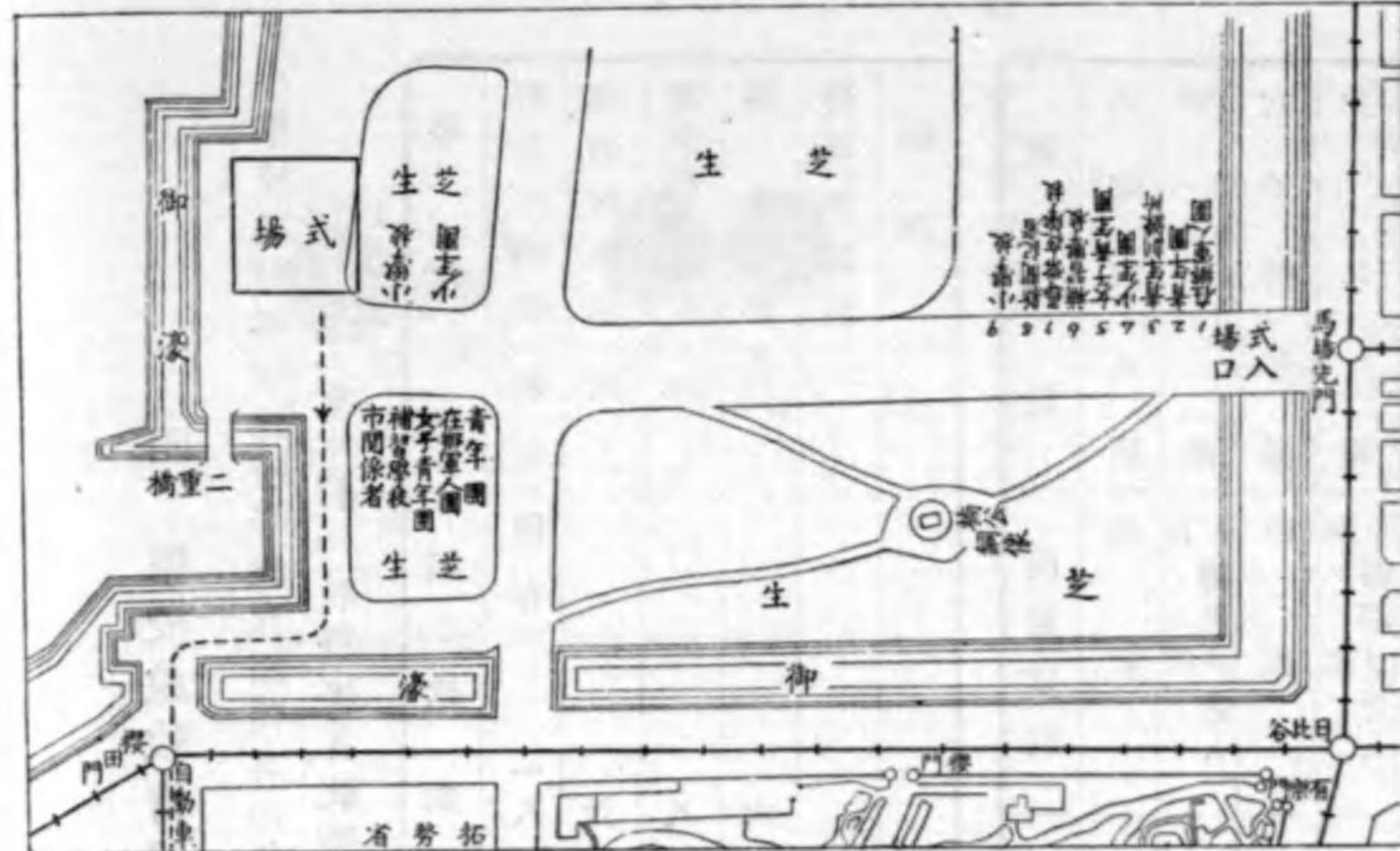


(二) 置位送奉

(二) 奉送

市内小學校及其他の教育團體は上圖の位置に於て奉送する

□ 奉迎位置



(一) 置位迎奉

(一) 奉迎

前記市内小學校其の他の教育諸團體は上圖の位置を指定し御巡幸當日前までに奉拜設備を整へ學校並諸團體へは夫々通知することとした

ハ 奉拜團體入場許可證並徽章

(一) 入場許可證表

昭和五年三月二十四日	
奉拜團體入場許可證	
團體名	警視廳印
人員	名

<p>一 本證ハ奉拜當日入場ノ際代表者之ヲ係警察官ニ提示シ人員ノ點檢ヲ受クヘシ</p> <p>一 本證ハ修了後五日以内迄ニ返納スヘシ</p>	警視廳
--	-----

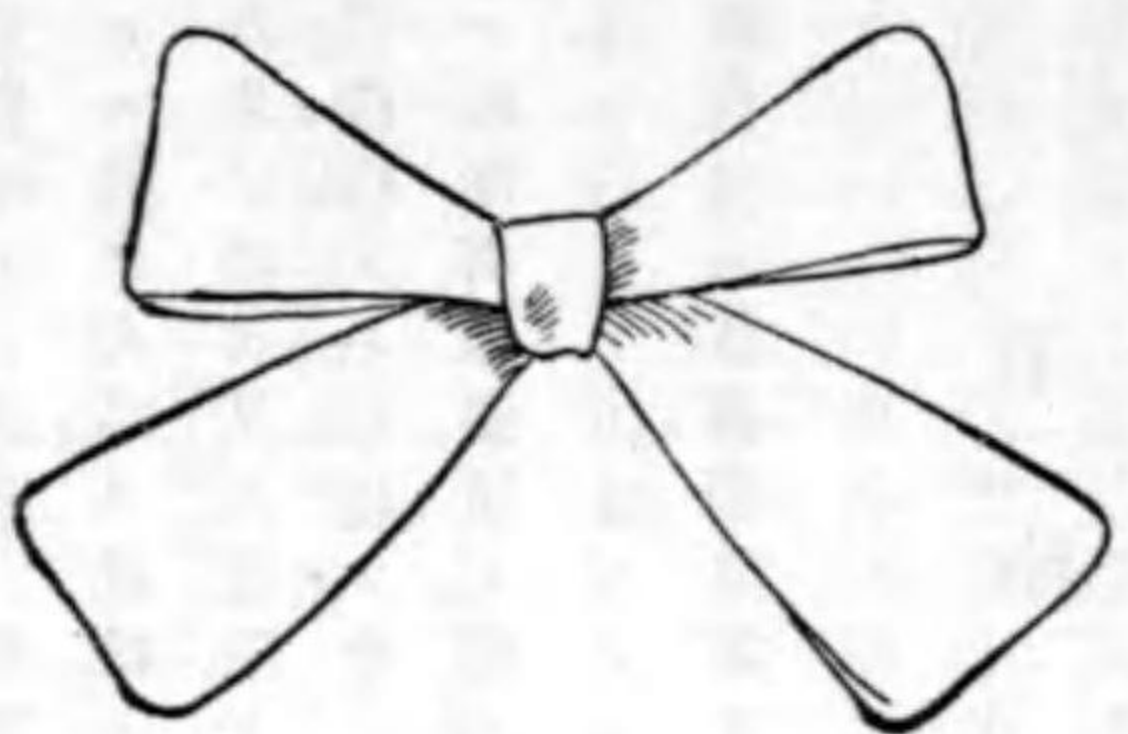
四寸

三寸

ニ 學校並諸團體奉拜ニ關スル警視廳注意書

一 團體ハ夫々團長ヲ定ム團長ハ團體員ノ指揮監督ノ任ニ當リ團體員ノ行動ニ關シ其責ニ任ス

(二) 徽章



布地………白色
形………蝶形

ルコト

二 各團體ハ三十名若ハ五十名毎ニ一名ノ監督者ヲ置キ團體ノ秩序ヲ保持セシムルコト

三 許可團體ニハ當廳ヨリ別紙様式ノ許可證ヲ交付ス許可證ハ使用後五日以内ニ警視廳規畫課ニ返納スルコト
本許可證ハ團長之ヲ携帶シ交通遮斷線通過ノ際及ヒ指定位置ニ到着シタル際係員ニ提示シ其ノ指揮ヲ受クヘシ本許可證ヲ携帶セサル團體ニハ交通遮斷線ノ通過及指定位置ヘノ入場ヲ遮斷ス

- 四 團體員ハ團長又ハ係警察官ノ指揮監督ニ從ヒ團體ノ秩序ヲ保持スヘシ
 - 五 身體虛弱ナルモノ又ハ疾病ノ徵候アルモノハ參拜ヲ遠慮スルコト
 - 六 各團體ハ指定セラレタル位置並相互間ノ區劃ヲ變更スヘカラス
 - 七 各團體員ニハ團體名ヲ記シタル徽章(別記雛形)ヲ左胸部ニ附セシムルコト
- 團體員ニシテ徽章ヲ着ケサルモノハ交通遮斷線ノ通過及指定位置ヘノ入場ヲ拒絶スヘキニ

- 依リ豫メ注意シオクコト
 但在郷軍人青少年團員等ニシテ一定ノ制服ヲ着用スルモノハ此ノ限リニアラス
 八 各團體ハ團體名ヲ表示セル標札ヲ調製シテ三月二十三日午後五時迄ニ指定セラレタル位置ニ設置シ奉拜後ハ責任者ニ於テ之ヲ撤去スルコト
 九 各團體員ハ交通遮斷線外適當ノ地ニ集合シ總員ヲ取纏メ隊伍ヲ整ヘ團長又ハ監督者之ヲ引率スルコト
 一〇 各團體ノ奉拜當日指定位置到着時間ハ御通過御到着一時間前トス
 二 當日御道筋附近ノ道路ハ相當混雜シ事實上交通杜絶シ通行シ得サル場合アルヤモ計ラレス
 斯ル際ニハ其ノ入場ヲ杜絶スルノ止ムナキニ至ルヘキニ付キ可成早ク入場スルコト
 三 他ノ參拜者ノ妨害又ハ危險トナルヘキ杖其ノ他ノ物件(青年訓練所ニ於ケル帶劍又同シ)履物ハ可成靴又ハ草履ヲ穿ツコト
 四 團體員ハ鹵簿御通過後ト雖モ警察官ノ指示アルマテハ現状ヲ保テ蓋ニ退場若クハ移動セサルコト
 五 奉拜場附近ニハ救護所ヲ設ケアルモ團長又ハ監督者ニ於テ適宜應急手當ノ用意アルヲ可トス

第二節 拜謁準備

畏くも 聖上陛下復興帝都御巡幸當日御立寄箇所府立工藝學校千代田尋常小學校の二箇所に

於て復興事業功勞者千二百六十五名に拜謁を賜はるとの優渥なる御内意を拜したので恐懼感激し、直に復興局東京市に於て拜謁者の人選を行ひ府立工藝學校に於ける拜謁者は主として政府關係復興功勞者約七百名、千代田小學校に於ては本市關係復興功勞者約六百名を内定した。拜謁に關する一切の事務は總て宮内省の指示を承けて政府か處理し、本市は千代田小學校の拜謁者受付誘導接待の事務を擔當することとなつた。本市關係拜謁者範圍並拜謁事務其の他に關する事項を掲記すれば左の如くてある。

一 拜謁者範圍並拜謁箇所

- (1) 宮中御學問所御出門前
 内閣總理大臣 濱口 雄幸
 内務大臣 安達 謙藏
 復興局長官 中川 望
 東京府知事 牛塚虎太郎
 東京市長 堀切善次郎
- (2) 九段坂上近衛歩兵第一聯隊内御展望所
 陸軍 大將 福田雅太郎
 近衛師團長 林 銜十郎
- (3) 府立工藝學校
 第一列立拜謁者

元内閣總理大臣

山本權兵衛

外三十四名

第二列立拜謁者

特別都市計畫委員會委員

斯波忠三郎

外百三十六名

第三列立拜謁者

元帝都復興院評議會評議員

内藤久寛

外四百九十九名

(4) 上野公園

會計検査院長

湯淺倉平

資源局長官

宇佐美勝夫

貴族院議員

永田秀次郎

陸軍大將

森岡守成

(5) 市立千代田尋常小學校

第一列立拜謁者

元土地區劃整理第六地區整理委員會議長

富谷銓太郎

外四十七名

第二列立拜謁者

土地區劃整理第五十六地區整理委員會議長

太田信治郎

外四百九十七名

二 拜謁受付

御巡幸當日千代田小學校に於ける拜謁者の受付方法は左の如く定めた。

正門 自午前九時至午前十一時三十分

西口 自午前九時至午前十一時三十分

北口 午前九時迄

正門受付は前線第一拜謁者白色拜謁者之證持參の者並用務に従事する掛員にして西口受付は第二拜謁者薄黄色拜謁者之證持參の者とし、北口受付は新聞通信記者寫眞班員及市役所復興局自動車運轉士を受付することとした。

然して先づ拜謁者參着に際し、掛員は之を第一第二拜謁者を各々定められたる控室に導き、次に内閣總理大臣御巡幸御時刻約十五分前同校に參着したる際、列外扈從者室に案内し、尙ほ拜謁者は總て徽章を渡すこととした。

三 拜謁者奉迎整列

天皇陛下 着御二十分前第一拜謁者に通知し、玄關前二一三頁圖面参照所定の位置に整列せしめて準備を整へ、奉迎を終へて後、右拜謁者を拜謁室に導き、拜謁準備をなさしめ、拜謁者は通路南側の階段より拜謁室に誘導整列せしむることとした。

四 拜謁方法並順序

前記の如く拜謁者整列後、第一第二拜謁者中最高位の者一名を定め、前列右端に置き、拜謁の際に於ける敬禮、其の他の打合をなし、陛下出御の際は掛員より其の旨を傳達せしむることとした、拜謁順序左の如くである。

天皇陛下出御

各員一同最敬禮

玉座立御

右端一名 玉座の正面に参進

更に前進の上、各員一同と共に最敬禮を爲し、後退して元の位置に復す

天皇陛下入御

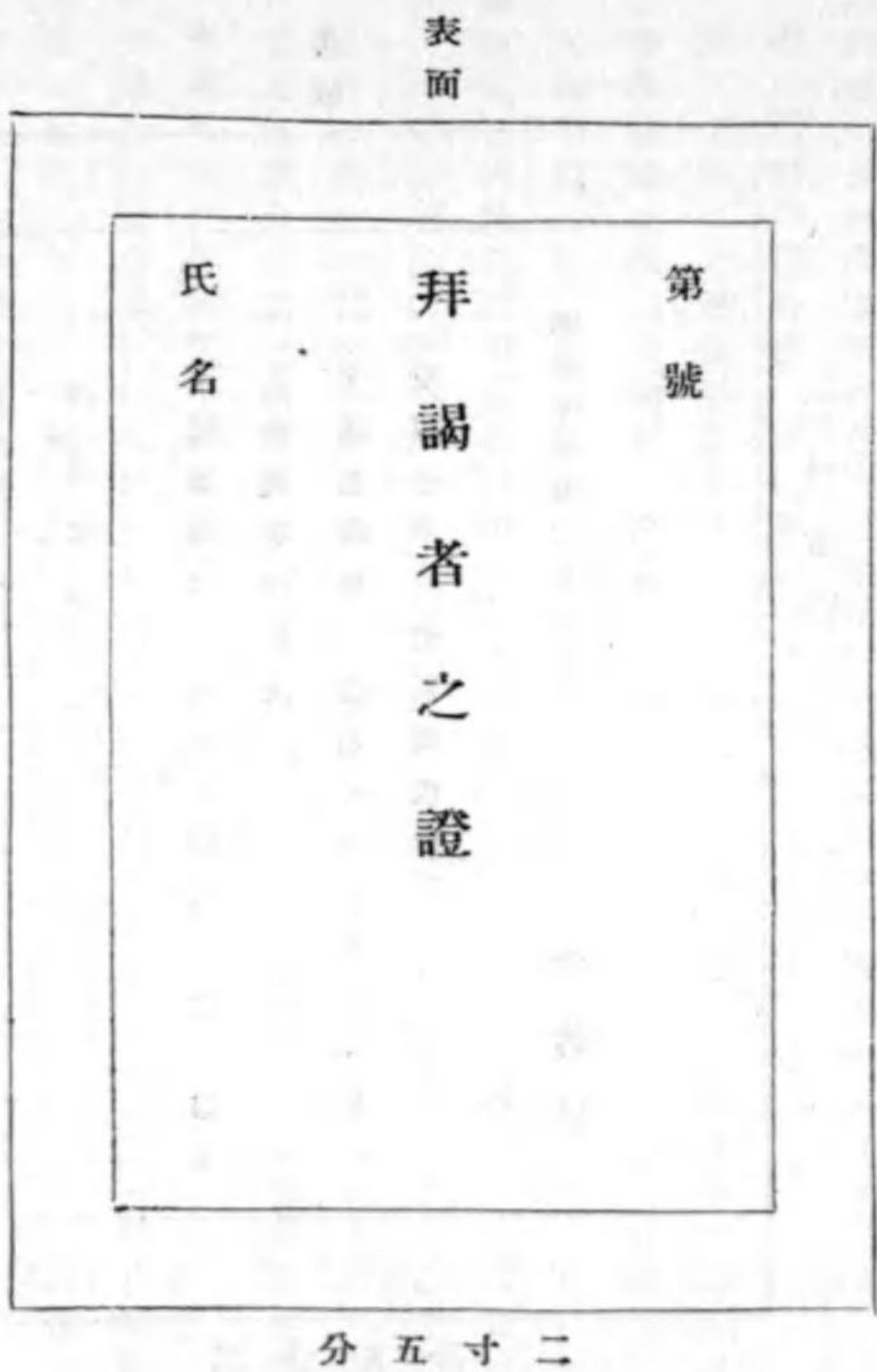
各員一同最敬禮

各員一同退場

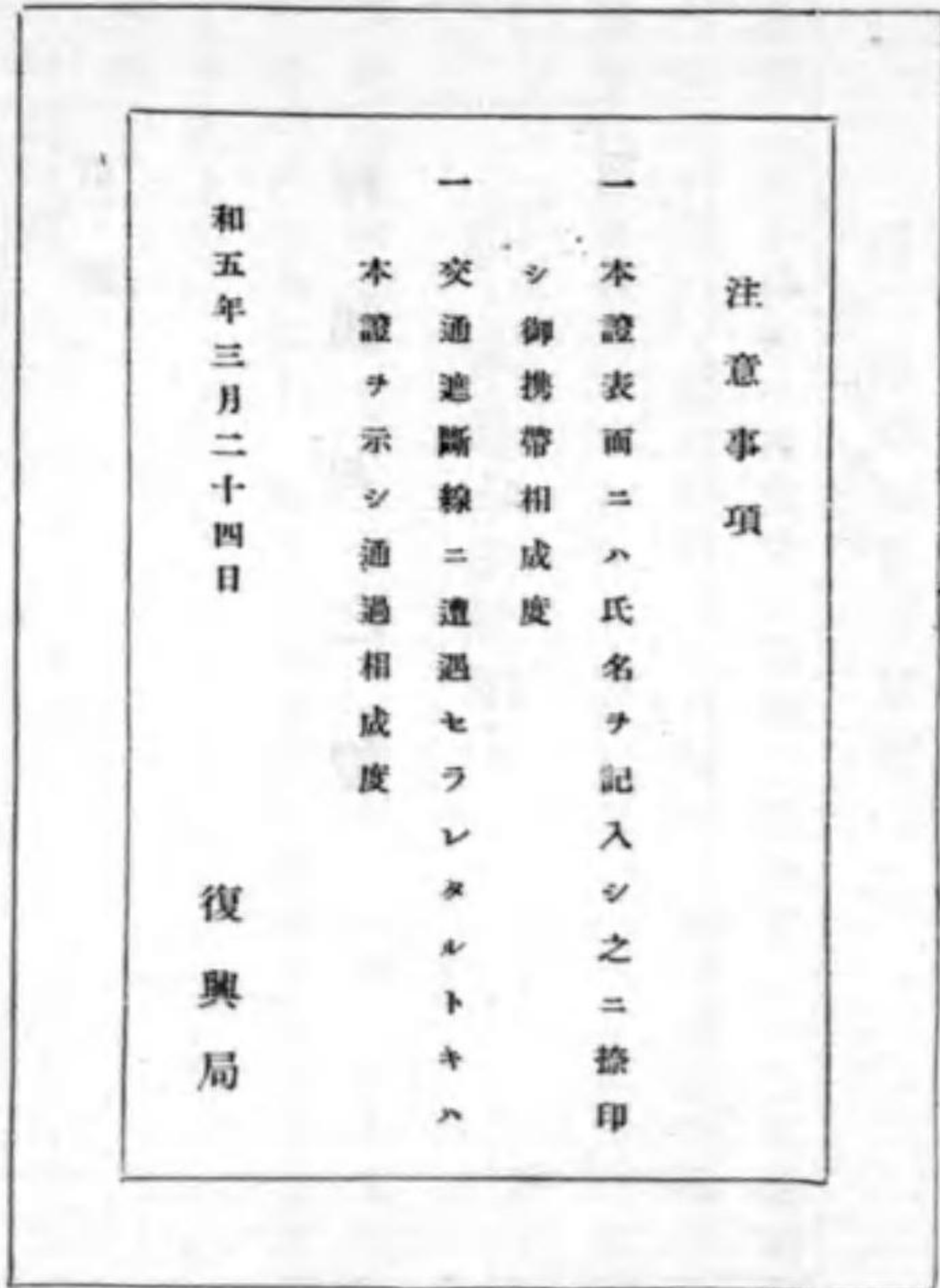
皇上陛下 千代田小學校發御の際には前記第一拜謁者は奉迎の場所に於て奉送、第二拜謁者は所定の位置に於て奉送することとした。

五 拜謁者證竝心得書

イ 拜謁者之證



裏面



分五寸二

三寸五分

但第一拜謁者之證は白色とし、第二拜謁者之證は薄黄色とす。

□ 拜謁者心得

東京市千代田尋常小學校第一拜謁者心得

- 一 當日午前十一時三十分迄に東京市日本橋區矢ノ倉町千代田尋常小學校玄関受付係に拜謁者之證を提示し、係員の誘導に依り第一拜謁者控室に於て休憩の事時限後は受付を爲さす。

休憩中係員に於て拜謁名簿に依り點呼し、拜謁の列序を定む

二 服裝「フロックコート」「シルクハット」服制あるものは之に相當する制服但し「モーニングコート」「黒山高帽」を以て代ふることを得

三 別紙「拜謁者之證」を當日必ず携帯のこと

四 午前十一時四十分係員の誘導に依り休憩中定めたる列序に従ひ玄関前に整列奉迎のこと

五 奉迎後直に係員の誘導に依り三階第一拜謁室に入り整列せらるること

六 陛下出御の際各員一齊に敬禮せらるること

陛下玉座に立御被爲在たるときは前列右端の一名玉座の正面に參進更に前進の上各員一同と共に最敬禮を爲し後退元の位置に復す

入御の際各員一齊に敬禮せらるること

七 拜謁後直に係員の誘導に依り第一拜謁者控室に入り休憩食事せらるること(食事の用意致置候)

八 午後一時五分係員の誘導に依り玄関前に整列奉迎の上退散せらるること

九 萬一不得止事故の爲め不參せらるる向は前日迄に必ず復興局長官々房文書課へ申出らるること

當日乗用自動車交通遮斷線通行の爲め別紙「マーク」を自動車の前面見易き場所へ貼付のこと

東京市千代田尋常小學校第二列拜謁者心得

一 當日午前十一時十分迄に東京市日本橋區矢ノ倉町東京市千代田尋常小學校に參着西口受付係に拜謁者之證を提示し、係員の誘導に依り第二拜謁者控室に於て休憩のこと時限後は受付を爲さす

二 休憩中係員に於て拜謁名簿に依り點呼し、拜謁の列序を定む

服裝「フロックコート」「シルクハット」服制あるものは之に相當する制服但し「モーニングコート」「黒山高帽」

第二編 帝都復興祭準備 二二九

を以て代ふることを得

- 三 別紙拜謁者之證を當日必ず携帯のこと
- 四 午前十一時三十分係員の誘導に依り第二拜謁室に入り整列せらるること
- 五 陛下出御の際各員一齊に敬禮せらるること
陛下玉座立御被爲在たるときは前列右端の一名玉座の正面に參進更に前進の上各員一同と共に最敬禮を爲し後退元の位置に復す
入御の際各員一齊に敬禮せらるること
- 六 拜謁後直に係員の誘導に依り第二拜謁者控室に入り休憩食事せらるること
(食事の用意致置候)
- 七 午前零時五十分係員の誘導に依り玄關前に參列奉送の上退散せらるること
- 八 萬一不得止事故の爲不參せらるる向は前日迄に必ず復興局長官々房文書課へ申出らるること
- 九 當日乗用自動車交通遮斷線通行の爲別紙マークを自動車の前面見易き場所に貼付のこと

六 掛員處務心得

- 千代田小學校御立寄箇所掛員執務心得
- 一 午前九時迄千代田小學校掛員本部ニ出頭ノ上各部署ニ着クコト
- 二 服裝ハ「フロックコート」又ハ「モーニングコート」帽子ハ「シルクハット」又ハ「黒山高」ノコト
- 三 部署ニ着キタルトキハ直ニ當日ノ設備ヲ點檢シ遺漏ナキヲ期スルコト
- 四 掛員事務終了シタルトキハ本部ニ參集ノコト
- 五 千代田小學校内各室案内圖參照ノコト(案内圖略)
- 六 器具類不足ト認メラルトキハ庶務掛ニ申出ツルコト
- 七 湯茶ハ小使室ニ於テ取扱ハルルコト
- 八 陛下着御發豫定時間
正午十二時着御 午後一時二十五分御發

第三節 御道筋竝御立寄箇所施設

一 御道筋

御巡幸御道筋の街路河川には夫々防護あるひは修復工事を施し、一方疫病豫防救護等の衛生施設、御道筋警戒上の設備、御道奉迎送門、其他裝飾設備を計畫し、施設の大要左表の如くてある。

イ 土木

道路鋪裝箇所	施行面積
芝區芝口一丁目及宇田川町	三四一 ^{平方米} 二五
自水所道田橋區三崎保町	一五一七 九六
至番所區石原町一ノ一	一〇二八 六〇

第二編 帝都復興祭準備

須田町交又點	一六二〇	〇〇
上野公園前及上野驛際	二二二〇〇	〇〇
京橋區京橋際	六〇〇	〇〇
自本郷區一弓町八(壹岐坂)	九八九	四〇
自水邊區岐道坂	一八九〇	二三
自淺草區花川戸目	五七五	九四
自馬場區湯島四丁目	一七五二	九〇
自天神町三丁目(幹線二號及二五號)	一二四一	〇〇
下谷區池ノ端(幹線五二號)	二四六	八二
本所區小梅町二	七七六	三七
自本所區中ノ郷元町三	四三二	三一
自新所區横網町二	九一二	七〇
自同本所區清澄町二	二三四七	〇八
自深川區大工町二		
自中野區大工町二		
自京橋區築地町二		
自日本橋區龜島町二		

右工事は御巡幸當日前迄に路面を洗滌し、當日は清掃撤水淨砂撒布の用意を整ふることとなし、次に御沿道中の橋梁約十三橋梁の修繕は三月上旬迄に完了し、田安門附近千鳥ヶ淵牛ヶ淵等の堤壘石垣扉門の修繕神田川筋水道橋上下流護岸修繕を行ひ、尚ほ下水道の修繕は管延長約二萬千九十四米の掃除、人孔蓋百四十五箇所、汚水樹百三十八箇所の修繕、人孔千七百八十七箇所の瓦斯調査を

行ひ、其の他濠池、河川の清掃準備を整へた。

□ 衛生

御巡幸沿道續發地に腸チフス豫防注射を施行し、延いて御沿道附近一體に同注射を施行するやう關係町會並各種團體に勸奨し、且つ從來より消毒法を勵行したる箇所と雖も、特に御巡幸に關係深き地域には各區役所をして數量の藥品を配付、前記豫防注射施行の順序に倣ひ、消毒清潔法を勵行した、尚ほ各戸の清潔保持に努め、種痘を奨勵し、ベストの豫防は特に嚴重なる警戒方法を講じた以上實施は各區役所所轄警察署の連絡によりて遺憾なきを期した、其の他御巡幸御道筋には萬一の場合を考慮し、傳染病患者發生の場合には送致消毒の取扱ひ、病患者の視察監視等臨時醫員を派して原因系統を調査し、且つ病患者自宅に對する豫防上の注意を喚起せしめ、一般市民には豫防注意書を發して之か徹底を期した。

ハ 警衛

- 一 式典並御巡幸當日は式場の内外及御立寄箇所周圍に警衛部掛員延千五百餘名を配置し、警戒及整理に任せしむ
- 二 御道筋警衛の爲御巡幸沿道に二十四箇所及左記御立寄所に通報所を設け通報係員を配置して、互に連絡し、函簿の御通過を御立寄所へ通報す

九段御展望所

第二編 帝都復興祭準備

第九通報所

- 工藝學校御立寄所 第十一通報所
- 上野恩賜公園御展望所 第十二通報所
- 震災記念堂御立寄所 第十六通報所
- 千代田小學校御立寄所 第十八通報所
- 築地病院御立寄所 第二十二通報所

御道筋通報所掛員より通報を受けたるときは直に之を御立寄所通報係員に通報し、御立寄所通報係員は之を御立寄所掛員に通報す、此の場合受報者の氏名等を確かめ置くこと

報告員は何時何分何所を御通過になりました

三 御沿道通報係員は各受持場所を報告員(簿より約五分前通過の際)順次係員に通報すると同時に、該附近の拜觀者に其の旨を知らしむ

四 御道筋電話架設箇所左の如し

馬場先門	櫻田本郷町	宇田川町	芝口	日本橋	岩本町	須田町
神保町	九段上	神保町	水道橋	上野三橋	雷門	山ノ宿
中ノ郷	外手町	龜澤町	御藏前片町	淺草橋	黒江町	永代橋
櫻橋	築地	銀座	京橋			

五 御道筋に當る河川淺池には左記の通警備船を配置し、群集萬一の危険に備ふること

記

- 一 淺池筋(千鳥ヶ淵、牛ヶ淵、馬場先堀、日比谷堀) 五隻
- 二 京橋川筋(白魚橋、京橋附近) 二隻

- 外濠筋(組橋、銀治橋附近) 二隻
- 櫻川筋(中ノ橋附近) 一隻
- 龜島川筋(新高橋附近) 一隻
- 汐留川筋(蓬萊橋附近) 一隻
- 三十間堀川筋(三原橋附近) 一隻
- 築地川筋(萬年橋、開國橋、北門橋附近) 三隻
- 神田川筋(水道橋、淺草橋附近) 二隻
- 日本橋川筋(江戸橋附近) 一隻
- 新川筋(白銀橋附近) 一隻
- 箱崎川筋(菖蒲橋附近) 一隻
- 龍閑川筋(地藏橋附近) 一隻
- 源森川筋(源森橋附近) 一隻
- 大島川西支川筋(福島橋附近) 一隻
- 仙臺堀川筋(海江橋附近) 一隻
- 油堀川筋(富岡橋附近) 一隻
- 荒川筋(言問橋、藏前橋、清洲橋、永代橋附近) 八隻
- 計 三四隻

二 御立寄箇所

御立寄箇所御駐紮場市名譽職奉拜所各所内部御座所の裝飾各室の設備裝飾等、其の他衛生警衛等一切の設備は前記同様に遺漏なく實施計畫を樹てた

三 献上品謹製計畫

復興帝都御巡幸を仰き奉る東京市に於ては帝都復興に關する圖表を謹製して献上申上くることに内定したか内容品質等に關しては慎重に協議し審査を重ねた結果左案を樹てた。

帝都復興事業圖表謹製計畫案

寸法	製本	材料	表紙	綴糸	綴糸	綴糸	綴糸	綴糸	綴糸
第一案 天地一尺三寸五分 左右一尺	大和綴帙入	鹽瀬染色ハ追テ定ムル事	本絹 古代紫ト白ノ交代平紐	穴ハ平穴ニテ金ノ鳩目ヲ使用シ 四ツ穴トス 從ツテ鳩目ハ十六箇ヲ要ス	白ボール五〇オンス薄綿	表題ハ表紙ニ張付クルモノニテ 薄色絹ヲ使用シ文字ハ金箔ヲ金	背ニ金版ニテ金箔ヲ押込ムモノ トス色皮ヲ使用スルトキハ白色	同上	同上
第二案 天地一尺三寸五分 左右九寸五分	純洋式羊皮表紙背丸	羊皮白又ハ色物ヲ用ユ	本カバリニ使用スル絲ハ純白絹 又ハ麻絲ノ白キモノ	同上	同上	同上	同上	同上	同上
第三案 同上	純洋式ビロイド表紙背丸	ビロイド 白又ハ色物ヲ用ユ	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

表題	文字	装幀	見返	扉	角切	ハナ切	帙
版ニテ押込ミ其ノ寸法ハ天地八寸左右一寸二分見當トス	隸書 下川碧山書	表紙ハ染色鹽瀬ヲ前記ノ芯ニ張リツケテ其ノ下部ニ適當ノ圖案ヲ空押又ハ銀箔ニテ押込ム	見返ハ薄色烏ノ子紙ニ金砂子ヲ使用ス	紙ハ抄キバナシ厚口鳥ノ子ニ一枚合セテ使用シ表題ト同様ナル文字ヲ黒色ニ押ス	角切ハ金欄ヲ用フルモ表紙ノ色ト調和スルモノヲ選フ	外布ハ緞子(模様)モノ裏面ハ鳥ノ子ヲ用キ爪ハ木象ヲトス	白ト紫ノ交ヲ用ユ
羊皮ヲ用ヒ表紙色皮トノ境ハ金版ニテ金箔ヲ押込ミ境ヲ消スモ同時ニ輪廓トナス	同上	表紙ハ前記ノ芯ニ羊皮ヲ張ツテ適當ナル圖案ヲ表紙裏見返シ使フ折カヘシニハ東京市ノ紋章又ハ他ノ圖案ヲ金ニテ押込ム	見返ハ適當ナル洋紙(薄色ヲ選フ)ノ天地ニ雲ノ圖案ヲ使用ス	紙ハワツトマンノ合紙ヲ使用シ二枚合セトナシ文字ハ表題ト同シモノヲ金色ニテ押出シ赤ノ輪廓ヲ用ユ	同上	同上	同上
版ニテ空押ナシ其ノ上ニ文字ヲ入レ表紙地布トノ境ハ金箔ヲ線ノ金版ニテ押込ミ輪廓ヲ作リ同時ニ境ヲ消ス	同上	表紙ハ前記ノ芯ニビロイドヲ張リツケテ金版ヲ空押ニテ表ス	見返ハ厚キ局紙(赤口)ヲ使用シ天ニ太キ金線ヲ二本木版印刷ニシテ使用ス	紙ハ赤口局紙一枚合セトナシ文字ハ表題ト同シモノヲ金色ニテ押出シ紅ノ輪廓ヲ用フ	同上	同上	同上

製本の順序

A 表紙 B、見返 C、扉 D、目次 E、本文 F、見返 G、表紙

ABC FGは製本の様式變更に伴ひて變るものDEは變化なきもの

本文様式

紙は最上ケント紙

第二編 帝都復興祭準備

輪廓は天一寸二分地八分とし子持線にて圍む輪廓の色は卵色
圖表に使用する地圖は適當のものを選ふものとす
脚註欄は天地約二寸
各圖表の表題は上部欄外中央五寸五分右横書

内容

- 第一圖 震火災燒失區域發火地點及延燒狀況
- 第二圖 東京市の震災に因る損失罹災戸數及人口
- 第三圖 御下賜金 國內各地方震災義捐金品
(文字を以て他の救援ありし事を示す)
- 第四圖 海外友邦震災義捐金品
(文字を以て他の物質救援を示す)
- 第五圖 帝都復興事業計畫
(復舊事業をも示すこと)
(文字を研究するの要あり)
- 第六圖 帝都復興事業費
(七億 特別都市計畫事業としてのものに拘らず外に復舊事業費を示し置くこと)
- 第七圖 土地區劃整理
(土地區劃整理執行順序)
- 第八圖 土地區劃整理執行順序
(全部にあらず)

第九圖

町界町名及地番整理

第二〇圖

(完成せしもののみ)
街路事業

第二一圖

(幹線街路補助線街路區劃整理街路在來街路其の他の街路)
橋梁事業

第二二圖

十大橋島瞰圖

第二三圖

河川運河事業

第二四圖

下水道事業

第二五圖

復興大小公園

第二六圖

塵芥處分設備

第二七圖

中央卸賣市場建設

第二八圖

(神田分場江東分場含む)
復興小學校及復舊圖書館

第二九圖

(位置通學區域圖書館も入る)
復興社會事業施設

第三〇圖

(既報のもののみ)
復興市立病院

第三一圖

(分布既存の病院診療機關)
上水道事業

第三二圖

帝都復興祭準備

第三三圖

上水道事業

第三四圖

帝都復興祭準備

第三圖 電氣事業施設

(研究のこと)

第三圖

大東京區域

第四圖

(都市計畫による地域圖)

第五圖

大東京道路計畫及地域

第六圖

防火地區

第七圖

大東京交通機關

(許可となりたるもの)

第八圖

江戸から東京へ

第九圖

震災直前の東京市

第十圖

復興後の東京市

第十一圖

大東京人口震災前後比較

四 天覽品陳列計畫

復興帝都御巡幸當日、各御立寄箇所にて於ける天覽品陳列に關しては、種目の選考室割等に就いて復興局、東京府、東京市協議の上これを決定し、大體東京府出品の分は東京府立工藝學校に、復興局、東京市は千代田小學校に陳列し、尙ほ築地病院は東京市の擔當することに決し、天覽品の消毒法は警視廳に委嘱した。陳列種目各室配置並其の他の設備は第四編參照

第四節 御巡幸通報及新聞竝寫眞班心得

御巡幸當日、復興局は通報連絡方法を講じ、又新聞通信及寫眞撮影上の心得等を夫々通達して準備を整へた。

一 御巡幸通報計畫

- (一) 二十四日午前七時復興局文書課長復興局文書課電話九ノ内(23)三、三七一―六番ヨリ武宮行幸主務官宮内省當番高等官室電話九ノ内(23)二、一一一―一―電話ヲ以テ御巡幸ノ有無ヲ問合スコト(復興局文書課長ハ終夜復興局ニ在リ)
- 右ノ回答ヲ文書課長ハ左記ノ箇所へ直ニ通報ス
 - 一 警視廳警務部長(官舎電話銀座)57〇、六六四番
 - 二 小川東京市警衛部長(東京市水道局電話九ノ内(23)〇、九九二番)
 - 三 東京府官房主事(東京府秘書課電話九ノ内(23)一、〇〇一番)
 - 四 東京憲兵隊長(官舎電話九ノ内)23〇、一七一―番
 - 五 放送局(電話芝)自一、一五一―番至一、一五三―番
 - 六 總理大臣(官邸電話銀座)57自〇、〇八六―番至〇、〇八八―番
 - 七 内務大臣(私邸電話高輪)44四、七七三―番
 - 八 復興局長(官私邸電話牛込)34三、四五三―番

- 九 東京府知事(官邸電話芝(43)一、五一七番)
 - 一〇 内務次官(私邸電話高輪(44)五、〇〇一番)
 - 一一 東京市長(私邸電話小石川(85)五、八六五番)
 - 一二 警保局長(官舎電話丸ノ内(23)三、〇四五番三、九七二番)
 - 一三 近衛歩兵第一聯隊電話丸之内(23)〇、八一〇番〇、八一一番)
 - 一四 御巡幸御取止メノ場合ハ前記ノ外向左記通報スルコト
 - イ 福田陸軍大將(私邸電話四谷(35)〇、〇四五番)
 - ロ 湯淺會計検査院長(私邸電話牛込(34)三、九三九番)
 - ハ 宇佐美資源局長(官邸電話高輪(44)〇、七九一番)
 - ニ 永田貴族院議員(私邸電話牛込(34)〇、二〇七番)
 - ホ 森岡元近衛師團長(私邸電話中野〇、四七二番)
 - ヘ 徳川閉順公邸電話青山(36)〇、〇〇三番六、五九〇番)
 - ト 其ノ他必要ノ向
- (三) 警視廳警務部長ハ左記事項ヲ擔當ス
 總覽部内關係者及各警察署ヘ直ニ通報スルコト
 御巡幸御取止メノ場合ハ各巡查派出所ニ其ノ旨揭示スル様手配ヲナスコト
- (四) 小川東京市警衛部長ハ左記事項ヲ擔當ス
 市役所關係者ヘ直ニ通報スルコト

- (五) 御巡幸アル場合午前八時ニ煙火相圖ヲナス様手配スルコト
 - (六) 御巡幸ノ有無ヲ市民ニ周知セシムル爲出來ルタテ適當ノ方法ヲ講スルコト
 - (七) 東京府官房主事ハ直ニ廳内關係者ニ通報スルコト
 - (八) 東京憲兵隊長ハ直ニ司令官關係ノ向ヘ通報スルコト
- 放送局ハ御巡幸ノ有無ヲ午前七時半ニ放送スルコト
 近衛歩兵第一聯隊ハ直ニ師團長及關係者ヘ通報スルコト
- 附記
 二十四日雨天ノ爲御巡幸御取止メトナリタル場合ニ於テ二十五日ハ復興局文書課長ヨリ特別ナル通報ヲ爲サス

二 新聞通信記者心得

- 三月二十四日復興帝都御巡幸當日新聞通信記者ニ關スル事項
- 一 申込書ハ各ソノ社長ヨリ復興帝都行幸奉迎委員會長宛トシ左記事項ヲ記載相成度
 - イ 氏名
 - ロ 生年月日
 - ハ 現住所
 - ニ 外國人ハ其ノ本國名
 - ホ 本人ノ略歴

へ 刑ヲ宣告セラレタルコトアル者ハ其ノ宣告年月日、刑名、刑量

二 記者ハ場所ノ關係上甲乙二種ニ區分相成度

甲記者 御立寄所ニ入り得ル者

但シ御立寄所毎ニ一社一名トス

乙記者 御道筋指定ノ場所ニ入り得ル者

三 記者ニハ左記様式ノ腕章ヲ交付可致ニ付御立寄所其ノ他交通遮断區域内ニ於テハ必ス之ヲ佩用相成度

甲記者ハ赤色地、乙記者ハ淺黄色地トシ中央ヨリ稍上ニ白線ヲ引キ(復)新聞通信記者ト白ニテ染抜キタルモノ

四 服裝ハ甲記者ハ「フロックコート」又ハ「モーニングコート」(帽子ハ「シルクハット」若クハ「黒山高」トシ乙記者ハ不敬ニ互ヲサル限リ他ノ服裝ニテモ差支無之候

五 御立寄所ニ於ケル入場並並場時刻ハ左記ノ通ニ有之候

御立寄箇所

入場時刻

退場時刻

イ 田安門内 午前九時四十七分迄

午前十時三十七分後

ロ 府立工藝學校 午前十時二分迄

午前十一時八分後

ハ 上野公園 午前十時三十七分迄

午前十一時二十七分後

ニ 隅田公園 午前十時五十七分迄

午前十一時三十七分後

ホ 震災記念堂 午前十一時十六分迄

午後零時二分後

へ 東京市千代田尋常小學校 午前十一時三十分迄

午後一時三十五分後

ト 市立築地病院 午後一時十五分迄

午後二時十五分後

六 御道筋指定ノ場所ニ於テ鹵簿ヲ拜觀セラレントスル記者ハ鹵簿御通過前十分迄ニ參集相成度

七 御立寄所ニハ記者席ヲ設置致シ候

八 御立寄所内ニ於ケル御狀況ハ御發聲後記者席ニ於テ御先導者ヨリ情報ヲ報知可致候

九 左ノ事項ハ堅ク御斷リ可申候

イ 御立寄所内御座所御展望所及其ノ附近ニ立チ入ルコト

ロ 御立寄所ニ於テハ御着聲十分前ヨリ御發聲迄記者席外ニ出ツルコト

ハ 喧噪ニ亘ル行爲、不敬ニ亘ル行爲

ニ 其ノ他係員ヨリ御遠慮ヲ願ヒタル事項

〇 御立寄所ニハ自動車等ニテ出入ヲ御斷リ申候但シ附近指定ノ車馬置場迄乗入レ待合セノ向ハ三月十五日迄ニ御申出ノ上新關係ヨリ所定ノ證票ヲ受ケ之ヲ自動車ノ前面ガラスニ御貼付相成度候

二 御立寄所附近ニハ本社トノ連絡上便宜ノ爲連絡所ヲ設置致候

三 連絡員ニハ淺黄色地ニ(復)連絡員ト白ニテ染抜キタル腕章ヲ交付可致ニ付各連絡所毎ニ一社一名ヲ限リ其ノ氏名記者ノ項ニ準スヲ届出テ相成度候

三 連絡員ハ前項ノ腕章ヲ付セラルレハ自轉車他ノ乗物ハ謝絶スノ儘連絡所へ出入差支無之

候

三 寫眞班心得

三月二十四日復興帝都御巡幸當日活動普通寫眞班ニ關スル事項

- 一 申込書ハ各ソノ社長ヨリ復興帝都行幸奉迎委員會長宛トシ左記事項ヲ記載相成度
- イ 氏名
- ロ 生年月日
- ハ 現住所
- ニ 所屬社ノ營業科目例之繪葉書商雜誌社
- ホ 外國人ハ其ノ本國名
- ヘ 本人ノ略歴
- ト 刑ヲ宣告セラレタルコトアル者ハ其ノ宣告年月日刑名刑量
- 二 寫眞班員ハ場所ノ關係上甲乙二種ニ區分相成度
- 甲寫眞班 御立寄所内ニ入り得ル者
- 但シ御立寄所毎ニ一社ニ付普通寫眞班一名活動寫眞班ハ隨伴者共二名
- 乙寫眞班 御道筋指定ノ場所ニテ撮影シ得ル者
- 三 寫眞班員ニハ左記様式ノ腕章ヲ交付可致ニ付御立寄所其ノ他交通遮斷區域内ニ於テハ必ス之ヲ佩用相成度

甲寫眞班ハ赤色地乙寫眞班ハ淺黄色地トシ中央ヨリ稍上ニ白線ヲ引キ[○]寫眞班ト白ニテ染抜キタルモノ

四 服裝ハ甲寫眞班ハ「プロックコート」又ハ「モーニングコート」(帽子ハ「シルクハット」若クハ「黒山高」)トシ乙寫眞班ハ不敬ニ亘ラサル限リ他ノ服裝ニテモ差支無之候

五 御立寄所ニ於ケル入場並退場時刻ハ左記ノ通ニ有之候

御立寄箇所

入場時刻

退場時刻

イ 田安門内 (場所ノ關係上入場御斷リ申候)

ロ 府立工藝學校 午前十時二分迄 午前十一時八分後

ハ 上野公園 午前十時三十七分迄 午前十一時二十七分後

ニ 隅田公園 午前十時五十七分迄 午前十一時三十七分後

ホ 震災記念堂 午前十一時十六分迄 午後零時二分後

ヘ 東京市千代田尋常小學校 午前十一時三十分迄 午後一時三十五分後

ト 市立築地病院 午後一時十五分迄 午後二時十五分後

六 御道筋指定ノ場所ニ於テ鹵簿ヲ謹寫セラレントスル寫眞班員ハ鹵簿御通過前十分前迄ニ

一 參集相成度

七 御立寄所及御道筋ニハ寫眞班席ヲ指定致シ候

八 左ノ事項ハ堅ク御斷リ可申候

イ 御立寄所内御座所御展望所及其ノ附近ニ立チ入ルコト

- ロ 御立寄所ニ於テハ御着替十分前ヨリ御發聲迄寫眞班席外ニ出ツルコト
- ハ 喧噪ニ亘ル行爲、不敬ニ亘ル行爲
- ニ 高所へ上ルコト
- ホ 「マグネシウム」ヲ使用スルコト
- ヘ 其ノ他係員ヨリ御遠慮ヲ願ヒタル事項
- 九 御立寄所内特定場所ノ御模様ハ復興局之ヲ謹寫シ普通寫眞ノコッビーハ各箇所ニ於ケル撮影時刻ヨリ凡ソ二時間後復興局ニ於テ配布シ、活動寫眞ハ未現像ノママ一本ヲ寫眞班席ニ於テ寫眞班代表者ニ貸付ス
- 〇 隨ツテ右特定場所ノ一般ノ撮影ハ御發聲マテ御斷リ致候
御立寄所ニハ自動車ニテ出入ヲ御斷リ申候
但シ附近指定ノ車馬置場迄乗入レ待合セノ向ハ三月十五日迄ニ御申出ノ上新關係ヨリ所定ノ證票ヲ受ケ之ヲ自動車前面ガラスニ御貼付相成度候
- 二 御立寄所ニハ本社トノ連絡上便宜ノ爲連絡所ヲ設置致候
- 三 連絡員ニハ淺黄色地ニ^(復)連絡員ト白ニテ染抜キタル腕章ヲ交付可致ニ付各連絡所毎ニ一社一名ヲ限リ其ノ氏名寫眞班員申込ノ例ニ準スヲ届出テ相成度
- 三 連絡員ハ前項ノ腕章ヲ付セラルレハ自轉車他ノ乗物ハ謝絶スノ儘連絡所ク出入差支無之候

第五章 帝都復興完成式典準備

第一節 式典計畫

三月二十六日帝都復興完成式典は復興局東京府東京市其の主催となり、二重橋前式場準備に對しては慎重に協議して計畫を樹て、式典諸般の準備は復興局之を主管した、即ち皇族宮殿下の御台臨招請を始めとし、式典參列者の決定並招待に關する案内圖・招待狀・參會章・駐車票・駐車案内圖等の諸事務は同局に於て調製又は發送し、東京市は式典招待者を除き、一般參列者の受付・誘導・整列の事務、式典參列者に贈呈すへき記念品調達に當つた、式場建設其の他の設備は復興局之を施行、式典場構營は政府の委託を受けて本市施行し、本市は馬場先奉迎門を建立の外、式場内外の衛生に關する救護所員を派遣すると共に藥品調達に當り、特に衛生施設は警視廳と協力して衝に當ることとなり、其の他通報・連絡・記録・放送・樂寫眞撮影上の準備は復興局之を擔當することになつた。

一 式典次第

式典次第並順序は豫め復興局東京府本市との協議に依つて案を樹て、更に宮内省と打合せの上左の如く之を決定した。

帝都復興完成式典次第(三月二十六日午前十時三十分)
宮城外苑ニ於テ舉行

主催 内務省
東京府
東京市

参列員一同整列

外國大使公使整列

臨御 各宮殿下御恩從 奏樂君カ代 参列員一同最敬禮

内務大臣 式辭奉讀

勅語 参列員一同最敬禮

内閣總理大臣 發聲

天皇陛下ノ萬歳ヲ三唱参列員一同之ニ和ス

入御 各宮殿下御恩從 奏樂君カ代 参列員一同最敬禮

次ニ外國大使公使退出 次参列員一同退出 解散

午前十時三十分 宮城發御各宮殿下御恩從

午前十時三十二分 式場出御参列員一同最敬禮

午前十時三十三分 同 内務大臣式辭奉讀

午前十時四十分 勅語 参列員一同最敬禮

午前十時四十五分 天皇陛下の萬歳三唱参列員一同之ニ和ス

午前十時四十五分 式場入御 各宮殿下御恩從 参列員一同最敬禮

午前十時四十七分 式場御車寄發御

宮城還御

式場着御ヨリ式殿出御迄テノ間及入御ヨリ式場發御迄テノ間陸海軍々樂隊君カ代奏樂

還御ノ後各宮殿下御退出續イテ各國大公使式殿上参列ノ招待者一般参列者ノ順ニテ退出

帝都復興完成式典整列順

午前十時迄ニ一般参列者並招待者中式殿前ニ参列スル者式場内所定ノ位置ニ整列

午前十時二十分迄ニ内閣總理大臣内務大臣復興局長官東京府知事東京市長式殿正面下所定ノ

位置ニ整列其ノ左右兩側ニ整列スル者亦同シ

午前十時二十五分迄ニ招待者中式殿上ニ参列スル者式殿上所定ノ位置ニ整列

午前十時二十八分迄ニ各國大公使前同斷

午前十時三十八分迄ニ各宮殿下式場御車寄ニ御整列

式典順序説明

午前八時迄ニ式場内式殿其ノ他ノ清掃整備ヲ完了スルコト

一般参列者ハ午前十時迄ニ整列ヲ了スルコト(入場受付ハ午前五時ヨリ同九時半迄)

招待者中式殿前参列者ノ内休憩所ニ在ル者ニ對シテハ適當ノ時間ヲ見計ヒ式場内ニ順次誘導

シ必ス午前十時迄ニ整列ヲ了スルコト(入場受付午前七時半ヨリ同九時半迄)

休憩所ニ休憩中ノ招待者中式殿上参列者ニ對シテハ大體午前十時十分頃ヨリ式殿上へ案内ヲ

始メ、必ス同二十五分迄ニ整列ヲ了スルコト(入場受付時間ハ前項ニ同シ)
 休憩所ニ休憩中ノ各國大公使ニ對シテハ大體午前十時二十分頃ヨリ式殿上ニ案内ヲ始メ必ス
 同二十八分迄ニ整列ヲ了スルコト(入場受付ハ午前九時四十分ヨリ同十分迄)
 午前十時二十分總理大臣内務大臣復興局長官東京府知事東京市長並其ノ隨員ヲ式殿正面前所
 定ノ位置ニ其ノ控室ヨリ案内スルコト、其ノ整列ノ位置ハ添付圖面ニ表示ノ通トス
 其ノ兩側參列員ニ就キ亦同

午前十時三十分迄ニ各宮殿下ヲ御休憩所ヨリ 陛下出御ノ際式場御車寄マテ御案内申上タル
 コト

御先導後ハ午前十時二十五分式場御車寄所定ノ位置ニ在ルコト
 式場御車寄ノ奉迎送係ハ添付圖面表示ノ位置ニ着御發御ノ各五分前ニ整列ノコト

接伴部ヨリ同部長外高等官一人 計四人
 儀式部ヨリ式場係主任外高等官一人

各宮殿下ハ式場御車寄 發御ヲ御奉送ノ上、直ニ御退出ノコト
 各國大公使ハ各宮殿下御退出迄、休憩所ニ休憩ノコト
 軍樂隊ノ君カ代奏樂ハ所定ノ合圖信號ニヨリ行フコト
 式典開始前及終了後、擴聲機ニヨリ參列者ニ對シ諸注意ヲ與フルコト
 内務大臣ノ式辭捧讀、並内閣總理大臣ノ萬歲奉唱ノ際ハ擴聲器ヲ利用スルコト
 式典進行標示板ヲ設置シ、式典ノ進行ヲ場内ニ周知セシムルコト

内務大臣ノ式辭奉讀 勅語拜受 内閣總理大臣ノ萬歲奉唱ハ左ノ様式ニ依ルコト

午前十時三十三分式殿正面 玉座ニ出御アラセラルルヤ、内務大臣直チニ自席ヨリ進ンテ圖
 面表示ノ如ク階段ヲ昇リ、玉座正面玉座下ノ廣椽中央ニ至リ、最敬禮ノ後、同椽上左横圖面表示
 ノ位置ニ於テ式辭ヲ奉讀ス、終ツテ更ニ同椽上中央ニ至リ、再ヒ最敬禮ノ後、式辭掲帶圖面表示
 ノ位置ヲ後退降段シ自席ニ復スルモノトス、此ノ間約七分ヲ要スル見込

午前十時四十分 勅語ヲ拜スルヤ、直チニ内務大臣自席ヨリ前項ト同様ニ玉座正面下廣椽上
 中央ニ至リ最敬禮ノ後圖面表示ノ如ク殿上階段ヲ昇リ、最上階段トニ於テ侍從長ヨリ勅語ヲ
 拜受シ後退降段廣椽中央ニ至リ、再ヒ最敬禮ヲ爲シ、前回同様、後退降段自席ニ復スルモノトス
 此ノ間約三分ヲ要スル見込

午前十時四十三分内閣總理大臣ハ内務大臣自席ニ復シタル後、直ニ自席ヨリ進ンテ圖面表示
 ノ如ク階段下中央ニ至リ、最敬禮ノ後、右横圖面表示ノ位置ニ於テ萬歲三唱、參列員一同唱和終
 ツテ再ヒ前同様中央ニ至リ、最敬禮ノ後、後退自席ニ復スルモノトス、此ノ間約二分ヲ要スル見
 込萬歲奉唱ハ左ノ様式ニヨルコト

内閣總理大臣發聲 (舉手ヲナササルコト)

參列員一同

天皇陛下 萬歲 萬歲

萬歲 萬歲

萬歲 萬歲

總理大臣以下ノ特別參列者左右兩側參列者左ノ如シ

右側

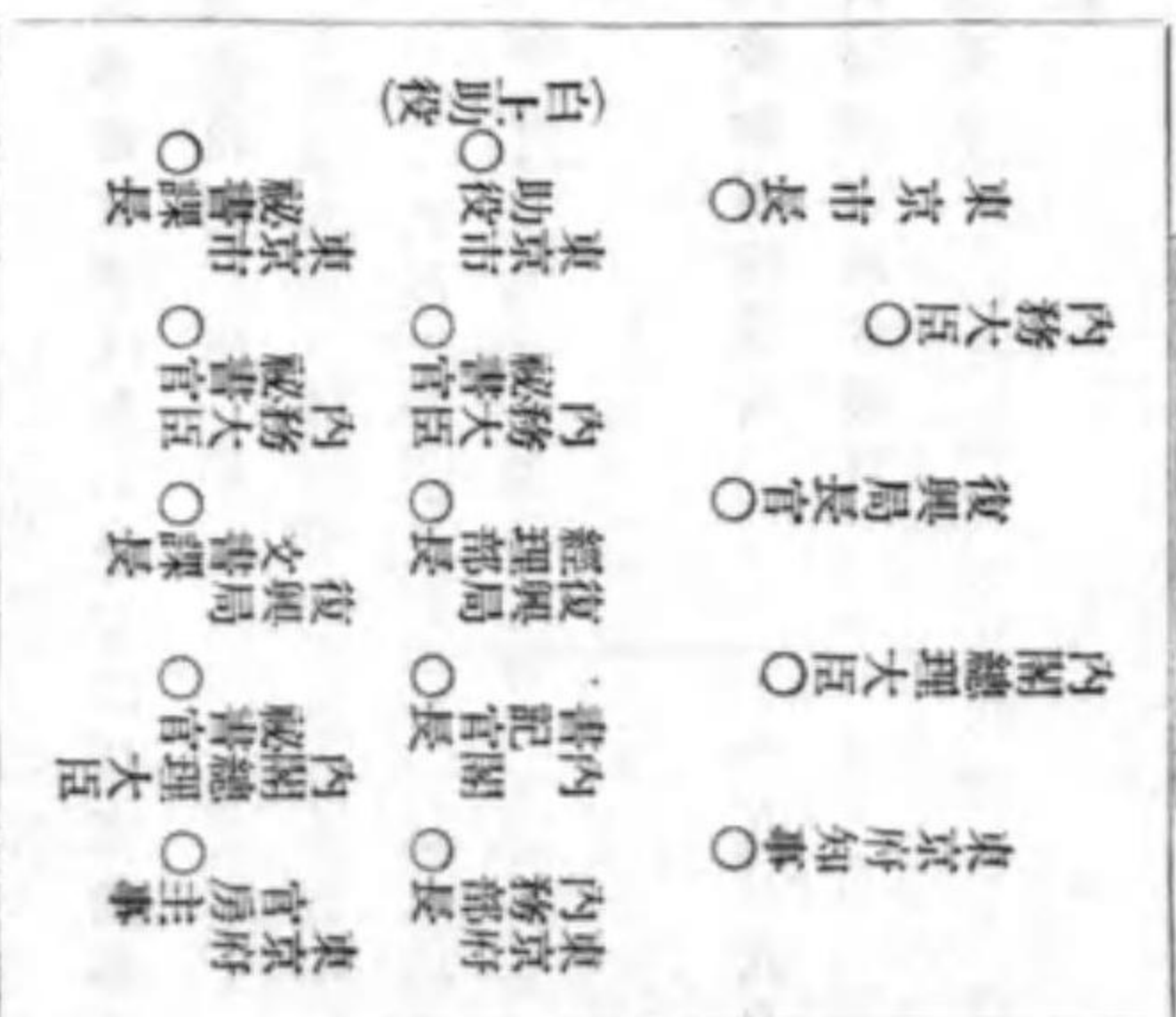
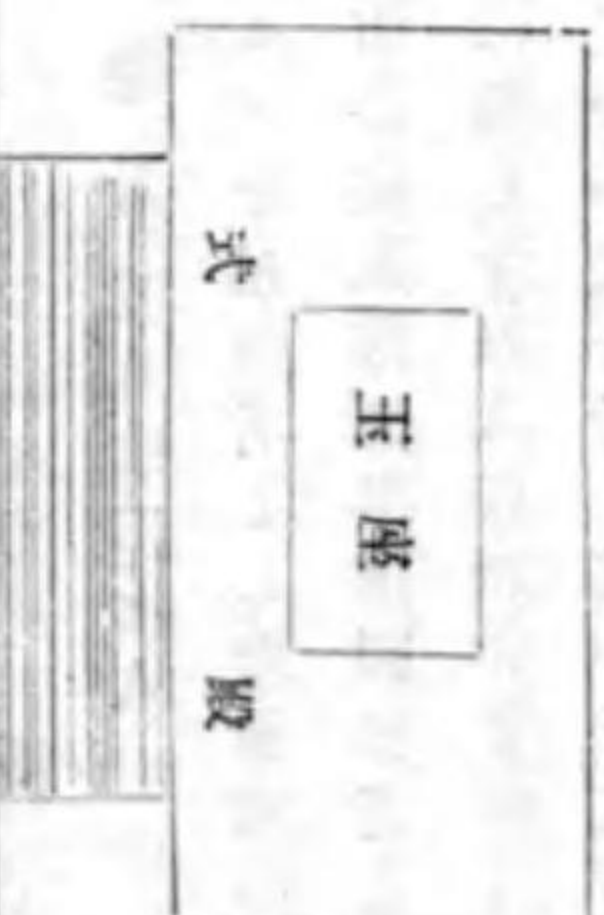
- (1) 內務政務次官
- (2) 同次官
- (3) 參與官
- (4) 復興局土木部長
- (5) 東京市助役
- (6) 補償審査會長
- (7) 東京府會議長
- (8) 東京府會副議長 以上 八名

左側

- (1) 前復興局長官 直木倫太郎
- (2) 前東京府知事 平塚廣義
- (3) 前東京府知事 中川健三
- (4) 前東京市長 永田秀次郎
- (5) 前東京市長 西久保弘道
- (6) 東京市會議長 柳澤保惠
- (7) 東京土地區劃整理委員會代表者各議長中の最年長者一名
- (8) 東京市會副議長 以上 八名

總理大臣以下ノ特別參列者隨員

- (1) 內閣書記官長 首相秘書官
- (2) 內務省秘書官 同
- (3) 復興局經理部長 同文書課長
- (4) 東京府內務部長 同官房主事
- (5) 東京市助役 同秘書課長



- 直木前復興局長官
- 平塚前東京府知事
- 中川前東京府知事
- 水田前東京市長
- 西久保前東京市長
- 東京市會議長
- 東京土地區劃整理委員會代表者
- 東京市會副議長
- 憲兵司令官
- 警視總監

- 東京府會副議長代理
- 補償審査會長
- 東京市助役
- 復興局土木部長
- 內務參與官
- 內務次官
- 內務政務次官
- 東京府知事
- 內閣總理大臣
- 復興局長官
- 東京市長
- 東京市助役
- 東京府會副議長
- 東京市長
- 東京市會副議長
- 東京土地區劃整理委員會代表者
- 東京市長
- 憲兵司令官
- 警視總監

二 参列準備

各皇族宮殿下台臨を始めとし、式典参列者は左の豫定に依て諸事の準備を整へた。

1 参列者範圍

一 招待者

- 外國大公使
- 宮中席次第一階参列者
- 特別参列者
- 各官廳職員並貴衆兩院議員
- 東京府市職員並府市區會議員
- 土地區劃整理委員
- 各種團體委員

一五、三五七人

二 一般参列者

總計 五八、三二七人

四二、九七〇人

式典参列者中、特に招待状を發するものを招待者とし、參會章のみを發するものを一般参列者とする範圍を定めたか一般参列者中、府市公民及復興事業關係者との二に分ち、府市公民中、東京市内に於ては焼失區域たる十區、人口千人に對し、十五人の割合を以て二萬五千六百十七人、以外の區(五區)は人口千人に各十人の割、五千八百二十一人、合計三萬一千五百八十八人、東京市外に於ては砂町南千

住町三河島町日暮里町は人口千人に付、各七人の割合を以て二千二百八十八人、其他復興事業關係町村二十八町は人口千人に付、各三人の割合を以て四千七百七十四人、合計六千四百六十二人、市内外を合し三萬七千九百七〇人とした而して之等の選定は定めたる員數により、各區長及各町村長をして適當なる方法によつて選定せしむることとなつた、次に復興事業關係者中、復興局の判任官及囑託たりし者、現在員たる囑託・雇員・事業手、東京府の復興事業關係の判任官、同待遇者たりし者及現在員たる同府吏員、雇東京市の復興事業關係の事務員、技手、囑託員たりし者及現在員たる同市囑託・顧問等を合し五千人を算定した。

依て前記招待者一般参列者總計約五萬人の内譯大要左の如くてある。

大勳位 樞密院議長

元勳優遇ノ爲大臣ノ禮遇ヲ賜ハリタル者

元帥 國務大臣 内大臣 宮内大臣

朝鮮總督 内閣總理大臣又ハ樞密院議長タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者

國務大臣 内大臣又ハ宮内大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者 樞密院副議長 陸軍大將 海軍大將

樞密顧問官 親任官 貴族院議長 衆議院議長 勳一等旭日桐花大綬章

親任官ノ待遇ヲ賜ハリタル者 公爵 從一位 勳一等

内閣

内閣總理大臣 國務大臣及同上タリシ者第一階内閣書記官長及内閣書記官長タリシ者

内閣書記官 内閣屬 内閣恩給局長 内閣恩給局書記官 内閣統計局長 内閣統計局課長タル書記官及

二 参列準備

各皇族宮殿下台臨を始めとし、式典参列者は左の豫定に依て諸事の準備を整へた。

イ 参列者範圍

一 招待者

- 外國大公使
- 宮中席次第一階参列者
- 特別参列者
- 各官廳職員並貴衆兩院議員
- 東京府市職員並府市區會議員
- 土地區劃整理委員
- 各種團體委員

一五、三五七人

二 一般参列者

總計 五八、三二七人

四二、九七〇人

式典参列者中、特に招待状を發するものを招待者とし、參會章のみを發するものを一般参列者とする範圍を定めたか一般参列者中、府市民及復興事業關係者との二に分ち、府市民中、東京市内に於ては燒失區域たる十區、人口千人に對し、十五人の割合を以て二萬五千六百十七人、以外の區(五區)は人口千人に各十人の割、五千八百二十一人、合計三萬一千五百八十八人、東京市外に於ては砂町南千

住町三河島町日暮里町は人口千人に付、各七人の割合を以て二千二百八十八人、其他復興事業關係町村二十八町は人口千人に付、各三人の割合を以て四千七百七十四人、合計六千四百六十二人、市内外を合し三萬七千九百七〇人とした而して之等の選定は定めたる員數により、各區長及各町村長をして適當なる方法によつて選定せしむること、なつた。次に復興事業關係者中、復興局の判任官及囑託たりし者、現在員たる囑託職員、事業手、東京府の復興事業關係の判任官、向待遇者たりし者、及現在員たる同府吏員、雇、東京市の復興事業關係の事務員、技手、囑託員たりし者、及現在員たる同市囑託顧問等を合し、五千人を算定した。

依て前記招待者一般参列者總計約五萬人の内譯大要左の如くである。

大勳位 樞密院議長

元勳優遇ノ爲大臣ノ禮遇ヲ賜ハリタル者

元帥 國務大臣 内大臣 宮内大臣

朝鮮總督 内閣總理大臣又ハ樞密院議長タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者

國務大臣 内大臣又ハ宮内大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者 樞密院副議長 陸軍大將 海軍大將

樞密顧問官 親任官 貴族院議長 衆議院議長 勳一等旭日桐花大綬章

親任官ノ待遇ヲ賜ハリタル者 公爵 從一位 勳一等

内閣

内閣總理大臣 國務大臣及同上タリシ者第一階内閣書記官長及内閣書記官長タリシ者
内閣書記官 内閣屬 内閣恩給局長 内閣恩給局書記官 内閣統計局長 内閣統計局課長タル書記官及

統計官 内閣印刷局長 内閣印刷局長タル書記官及技師 法政局長官及法政局長官タリシ者 法政局
 参事官 法政局屬 賞勳局總裁 賞勳局書記官 賞勳局屬 資源局長官 資源局部長及課長タル事務官
 帝都復興審議會總裁タリシ者 帝都復興審議會委員タリシ者 帝都復興審議會幹事長委員中ヨリタリシ
 者 帝都復興審議會幹事タリシ者 帝都復興院總裁タリシ者以下復興局ト重復ヲ除クコト 帝都復興院
 副總裁タリシ者 帝都復興院技監タリシ者重復 帝都復興院理事タリシ者 帝都復興院書記官タリシ者
 (重復) 帝都復興院事務官タリシ者重復 帝都復興院技師タリシ者 帝都復興院參與タリシ者重復アリ
 帝都復興院参事タリシ者 帝都復興院補職ノ事務次官タリシ者 帝都復興院囑託ニシテ功勞アリシ者
 帝都復興院評議會々長タリシ者重復 帝都復興院評議會評議員タリシ者重復アリ

樞密院

議長 副議長 顧問官タリシ者第一階 書記官長 書記官

内大臣府

内大臣 秘書官長 秘書官

宮内省

大臣 (第一階) 次官 秘書官 参事官 事務官 書記官 宮内屬主ナル者 警察長 警視 侍從長第一階
 侍從次長 侍從 式部長官第一階 式部次長(兼) 式部官 掌典長 掌典次長 樂部長 宗秩寮總裁第一
 階 宗秩寮事務官 諸陵頭(兼) 諸陵寮 事務官 圖書頭 圖書寮事務官 圖書寮課長タル編修官 侍醫
 頭 侍醫 大膳頭 内藏頭 内藏寮事務官 内匠頭 内匠寮課長タル事務官 皇后宮大夫 皇太后宮上
 職課長タル事務官 澄宮御養育掛長(兼) 皇族附別當 皇族附事務官 帝室會計審査局長官 帝室會計審
 査官 帝室林野局長官 帝室林野局次官 帝室林野局課長タル事務官及技師 學習院長 女子學習院長

帝室博物館總長 帝室博物館課長タル事務官及監査官 李王職事務官 臨時帝室編修局總裁第一階
 臨時帝室編修官長

外務省

政務次官 次官 參與官 秘書官 官房課長(兼) 務ヲ除ク 部局長 歐米局第二課長 人事課事務官 歸
 朝中ノ大使公使 震災當時救護等ニ功勞アリシ課長以上在京者

内務省

政務次官及政務次官タリシ者 次官及次官タリシ者 參與官及參與官タリシ者 秘書官 本省高等官全
 部兼務ヲ含ム 秘書文書會計都市計畫ノ各課神社地方警保衛生土木ノ各局ノ主ナル判任官 東京土木出
 張所長 東京土木出張所技師 土木試験所長 土木試験所技師 社會局高等官全部 社會局主ナル屬
 中央職業紹介事務局事務官 東京地方職業紹介事務局長 造神宮使 課長タル技師 警察講習所顧問警
 察講習所教授 武藏野學院長 東京衛生試驗所長 榮養研究所長 廢兵院長

復興局

高等官全部 判任官及主ナル囑託 長官 技監 顧問部長 技師 書記官 事務官タリシ者 特別都市
 計畫委員及委員タリシ者 補償審査會々長 委員及委員タリシ者 土地區劃整理委員會國地區委員及委
 員タリシ者

警視廳

總監及總監タリシ者 官房主事 各部長課長及復興事業ニ關係アル高等官 同待遇判任官 同待遇者現
 在員 警察署長(島嶼ヲ除ク) 消防署長 復興事業關係課長以上及警察署長タリシ者

東京府

第二編 帝都復興祭準備

及同上タリシ者 各課長 復興事業關係ノ高等官 同待遇判任官 同待遇者現在員 復興事
一及高等官同待遇者タリシ者 府會議員及府會議員タリシ者 府會議員待遇者 府立及私立
以上ノ學校長 官幣社官司(靖國日枝明治大國魂)府會書記長

東京市

市長 參與 助役 収入役 副収入役 局長 課長及府長並復興事業關係ノ年俸者事務員技手主ナル囑
託 市長 參與 助役 復興事業關係ノ局長 課長及年俸者タリシ者 市會議員及市會議員タリシ者
市會議員待遇者 土地區劃整理委員會(市地區委員及委員タリシ者 區長 及復興事業關係ノ區主事 技
師 書記 技手 區會議員復興事業關係ノ區主事及區技師タリシ者 本市二十五年以上ノ勤續者 市立
中等學校長 市立小學校長 燒失小學校ノ震災當時ノ校長 市學務委員及市學務委員タリシ者 區學務
委員 燒失地區學務委員タリシ者 養育院常設委員タリシ者 衛生常設委員及衛生常設委員タリシ者
商工調査會委員 市史編纂委員 方面委員 中央卸賣市場調査委員及同上タリシ者 財政調査委員
水道事業調査委員 町會長

町村

府下市町村長及復興事業ニ關係アル町村ノ町村長タリシ者 十六町村ノ町村會議長隣接町村ノ小學校長

大藏省

政務次官及政務次官タリシ者 次官及次官タリシ者 參與官及參與官タリシ者 秘書官 官房課長 部
局長 主計局書記官 主計局事務官(主ナルモノ) 主計局屬(主ナルモノ) 主稅局書記官 理財局事務官
理財局屬(主ナルモノ) 預金部書記官 預金部事務官 營繕管財局理事 營繕管財局事務官 營繕管財局
技師 營繕管財局判任官 專賣局長官 專賣局課長タル參事 東京地方專賣局長及復興事業 關係課長

專賣局書記(主ナルモノ) 東京稅務監督局長 東京稅務監督局部長 東京稅務監督局屬(主ナルモノ) 燒失
地稅務署長 燒失地稅務署屬(主ナルモノ) 寺院境內地讓與審查會委員 寺院境內地讓與審查會幹事

元帥府

元帥(第一階)

軍事參議院

軍事參議官(第一階)

侍從武官府

侍從武官長(第一階) 侍從武官

陸軍省

政務次官 參與官 秘書官 高級副官 各局長 皇族附武官 李王附武官 陸軍造兵廠長官 東京工廠
長 陸軍兵器本廠長 陸軍航空本部長 下志津陸軍飛行學校長 陸軍技術本部長 陸軍科學研究所長衛
生材料廠長 憲兵司令官 震災當時ノ司令官 東京憲兵隊長 震災時ノ隊長 東京憲兵隊副官 市内憲
兵分隊長 陸軍經理學校長 陸軍々醫學校長 陸軍獸醫學校長 陸軍千住製絨所長 陸軍糧秣本廠長
陸軍被服本廠長 參謀總長(第一階) 參謀次長 陸軍大學校長 陸地測量部長 陸地測量部各科長陸地
測量部科長タリシモノ及直接關係シタル主ナル者 教育總監(第一階) 陸軍砲工學校長 陸軍自動車學校
長 陸軍戸山學校長 陸軍士官學校長 東京陸軍幼年學校長 近衛師團長 近衛師團參謀長 近衛師團
經理部長 近衛師團經理部關係ノ主ナル者 近衛步兵第一旅團長 近衛步兵第一聯隊長 近衛步兵第二
聯隊長 近衛步兵第二旅團長 近衛步兵第三聯隊長 近衛步兵第四聯隊長 近衛騎兵第一旅團長 近衛
騎兵聯隊長 野戰重砲兵第四旅團長 近衛砲兵聯隊長 野戰重砲兵第八聯隊長 近衛工兵大隊長 電信

第一聯隊長 近衛幡重兵大隊長 第一師團長 第一師團參謀長 東京警備司令官 東京警備司令部參謀長 麻布聯隊區司令官 本郷聯隊區司令官 東京灣要塞司令官 震災當時ノ戒嚴司令部ノ幹部各師團長及朝鮮臺灣關東各軍司令官 震災當時ノ第一師團長

海軍省

政務次官 次官 參與官 秘書官 高級副官 各局長 海軍艦政本部長 海軍技術研究所長 中央市場關係ノ課長 海軍航空本部長 水路部長 海軍大學校長 海軍々醫學校長 海軍經理學校長 皇族附武官 海軍々令部長第一階 海軍々令部次長 橫須賀鎮守府司令官 橫須賀鎮守府參謀長 震災當時ノ艦隊司令官

司法部

政務次官 次官 參與官 秘書官 各局長 民事局長タリシ者重復 民事局書記官 大審院長第一階 檢事總長第一階 東京控訴院長 東京地方裁判所長 東京地方裁判所檢事正 東京地方裁判所長タリシ者 東京區裁判所監督判事 東京區裁判所上席檢事 東京供託局長 東京區裁判所出張所主ナル書記

文部省

政務次官 次官 參與官 秘書官 部局長 官房課長 普通學務局學務課長タル書記官 主ナル判任官 督學官 東京帝國大學總長 東京帝國大學各部長 東京帝國大學書記官 東京商科大學長 東京商科大學事務官 傳染病研究所長 航空研究所長 東京天文臺長 地震研究所長 東京工業大學長 東京文理科大学長 東京高等師範學校長兼東京女子高等師範學校長 東京高等蠶絲學校長 千葉高等園藝學校長 第一高等學校長 東京高等學校長 東京高等工藝學校長 東京高等商船學校長 東京外國語學校長 東京高等齒科醫學校長 東京美術學校長 東京盲學校長 東京聾啞學校長 帝國圖書館長 中央氣象臺長

東京博物館長 體育研究所長 震災豫防評議會評議員 私立學校長

農林省

政務次官 次官 參與官 秘書官 各局長 農務局耕地課長及主ナル技師 農事試驗場長 東京營林局長 水産講習所長

商工省

政務次官 次官 參與官 秘書官 部局長 商務局ノ中央市場關係書記官 事務官 主ナル判任官 東京工業試驗所長 東京鑛山監督局長 製鐵所長官 製鐵所販賣部長タル理事 地質調査所長

逓信省

政務次官 次官 參與官 秘書官 官房課長 各局長 貯金局長 簡易保險局長 東京逓信局長 地下埋設及營繕關係ノ高等官及主ナル判任官

鐵道省

政務次官 次官 參與官 秘書官 官房課長及研究所長 各局長 工務及監督局ノ復興事業ノ高等官及主ナル判任官 東京第一改良事務所長及復興事業關係ノ高等官並主ナル判任官 東京鐵道局長及復興事業關係ノ高等官並主ナル判任官 東京第二改良事務所長及復興事業關係ノ高等官並主ナル判任官 上野運輸事務所長及復興事業關係ノ高等官並主ナル判任官 新橋保線事務所長及復興事業關係ノ高等官並主ナル判任官 新橋電力事務所長及復興事業關係ノ高等官並主ナル判任官

拓務省

政務次官 次官 參與官 秘書官 部局長

會計検査院

院長第一階) 部長タル検査官 第一部第四課長タル検査官 第一部第四課副検査官 第一部第四課書記
(主ナル者)

行政裁判所

長官第一階) 部長タル評定官

貴族院

議員及議員タリシ者 書記官長 書記官

衆議院

議員及議員タリシ者 書記官長 書記官

朝鮮總督府

總督第一階) 政務總監(第一階) 秘書官

臺灣總督府

總督第一階) 總務長官 秘書官

關東廳

長官第一階) 秘書官

樺太廳

長官

南洋廳

長官

北海道廳

長官

府縣

知事

神奈川縣

各部長及部長タリシ者 縣會議長 副議長

五大都市及川崎市

市長 市會議長(川崎市ヲ除ク)

横浜市

助役 直屬課長 部長 部局長タリシ者 市會副議長

外交團

大使公使其ノ他

民間

東京發行日刊新聞社

社長 主筆編輯局長其ノ他ノ幹部及關係記者

東京發行主ナル通信社

社長 其ノ他幹部及關係記者

復興事業關係雜誌 東京電燈株式會社幹部及主ナル地下埋設關係者

東京瓦斯株式會社幹部及主ナル地下埋設關係者 復興建築助成株式會社社長及幹部

復興事業工事其ノ他請負人 復興事業ニ對スル寄附

各種團體

日本建築士會代表者 土造建築復興信用組合長 日本鐵鋼協會代表者 日本工業俱樂部代表者 都市研究會代表者 都市美協會代表者 東京地學協會代表者 東京都政調査會ノ理事及參事 土木學會代表者 道路改良會代表者 道路改良會代表者 大日本私立衛生會代表者 建築學會代表者 工政會代表者 港灣協會代表者 庭園協會代表者 市政講究會代表者 機械學會代表者 帝國教育會代表者 帝都教育會代表者 各區教育會代表者 大東文化會代表者 東京聯合少年團役員 日本青年團代表者 神宮奉議會代表者 中央報德會代表者 日本弘道會代表者 神道各派管長 女子青年團長 東京市補助社會事業團體 產業組合中央會長 交通協會 日米協會役員及執行委員 佛教各宗教管長 大日本聯合青年團代表者 東京市聯合青年團役員 東京府神職會代表者 教化團體聯合會代表者 基督教派ノ主ナルモノ 東京商工會議所議員 工學會代表者 帝國鐵道協會代表者 帝國發明協會代表者 日本產業協會代表者 日本貿易協會代表者 特種銀行シンデゲート銀行團及會社代表者 實業組合聯合會長及會員タル組合ノ組合長 中央社會事業協會代表者 濟生會代表者 日本赤十字社代表者 日本赤十字社東京支部代表者 日本赤十字社篤志看護婦會代表者 日本海員救濟會代表者 震災事業協會役員 慶福會代表者 同潤會代表者 矯風會代表者 融和事業協會代表者 帝國水難救濟會代表者 東京府社會事業協會代表者 東京出獄人保護所代表者 樂石社代表者 同愛記念病院財團代表者 愛國婦人會代表者 愛國婦人會東京支部代表者 各區產婆會長 各區看護婦會長 各區婦人會代表者 帝國在郷軍人會長 帝國在郷軍人各區分會長 忠勇顯彰會代表者 帝國海軍協會代表者 各區兵事議會代表者 日本醫師會長 東京府醫師會長 東京市醫師會長 各區醫師會長 各區衛生會長 日本齒科醫師會長 東京府齒科醫師會長 東京市齒科醫師會長 各區齒科醫師會長 日本藥劑師會長 東京府藥劑師會長 東京市藥劑師會長 各區藥劑師會長

劑師會長 大日本體育協會代表者 日本體育聯盟代表者 東京辯護士會長 東京第一辯護士會長 東京第二辯護士會長 日本辯護士協會會長 日本辯理士會長 其ノ他 全國町村長會代表者 地方改良協會代表者 協調會代表者 震災救護ニ對スル一萬圓以上ノ寄附者 民間功勞者

受 付

式典參列者受付事務は復興局之を主管し受付方法を左の如く定めた。

招待者に關する分

- 一 當日受付係員ハ午前五時三十分迄ニ式場ニ參集シ各部署ニ就クコト
- 二 係員ハ受付開始時刻前豫メ當日交付スヘキ徽章及式次第書ヲ點檢スルコト
- 三 復興係員擔當受付口區別左ノ如シ
 - 馬場先門側受付口
 - 各宮殿下 各國大公使 車馬乗用者並徒歩者
 - 櫻田門側受付口
 - 徒歩者
 - 坂下門側受付口
 - 宮内省關係職員
- 四 招待者ノ受付ハ午前七時三十分ヨリ開始シ同九時三十分迄ニ入場セシムルコト但シ遲參者便宜入場セシムルコトヲ得
- 五 係員中ノ場外整理掛ハ招待者ノ(イロハ)別入口ヲ誤ラサル様指示スルコト
- 六 招待者中規定外ノ服裝ナシタル者アル時ハ入場ヲ拒絕スルコト

- 七 招待者本人以外ノ者アル時ハ入場ヲ拒絶スルコト
- 八 招待者ニハ参列章ト引換ニ徽章及式次第書ヲ交付スルコト
- 九 各國大使ハ午前九時四十分ヨリ同十時十分迄ニ自動車ニテ参入ニ付其ノ間ハ受付口ヲ開放シテ御迎ヘスルコト
- 一〇 各宮殿下ハ午前十時十分ヨリ同二十分ノ間ニ自動車ニテ御参入ニ付其ノ間ハ受付ヲ開放シテ御迎ヘスルコト
- 一一 各宮殿下及各國大使ノ徽章及式次第書ハ豫メ案内係ニ渡シ置クコト
- 一二 閉式散會時刻迄ハ引續キ受付口ノ取締ヲ爲スコト
- 一三 参列章及徽章ノ殘餘ハ受付後取締メ整理シ總務部庶務係ニ引繼クコト
- 一四 散會時刻後ハ直ニ受付口ヲ開放シ通行ニ便ナラシメルコト
- 一五 當日係員ハ所定ノ服装ニ係員徽章ヲ佩用スルコト
- 一六 一般参列者受付ハ東京市ニ於テ擔當スルコト

一般参列者ニ關スル分

- 一 完成式典當日午前四時迄ニ部署ニ就クコト但シ全員ノ三分ノ一ハ午前三時迄ニ適宜部署ニ就クコト
- 二 當日受付ハ午前五時開始同九時閉鎖ノコト但シ時宜ニヨリ之ヲ繰上ク若クハ繰下クル場合アルコト
- 三 内濠外側ノ千代田通入口(以下千代田口ト略稱)及復興事業局廳舎裏手内濠外側入口(以下大手口ト略稱)ニ於テ警衛部ト連絡ヲ執リ入場資格ナキ者ノ進入ヲ防止スルコト
- 四 千代田口及大手口ヨリ一般参列者受付口迄ノ通路ノ案内ヲ爲スコト
- 五 千代田通ニ於テ退去車馬ノ一般参列者通路ヲ犯ササル様警衛部ト連絡ヲ執リ警戒スルコト

- 六 一般参列者受付口ニ於テ一般参列者迎接シ參會章ト引換ニ記念品及式次第書ヲ呈スルコト(記念品及式次第書ハ當日午前三時迄ニ庶務係ヨリ配給ス)
- 七 警衛部ト連絡ヲ執リ式場ノ通路ヲ指示シ案内スルコト
- 八 開放時刻迄受付場所ノ取締ヲ爲スコト
- 九 記念品ノ引換殘餘及受付參會章ヲ取締メ庶務係ニ引繼クコト
- 一〇 式典終了後式殿前ニ参列シタル招待者ヲ復興局案内係ニ於テ凱旋道路濠端迄誘導スルヲ以テ夫ヨリ日比谷公園櫻田門及霞門内ノ祝賀會第二休憩所迄案内スルコト

参列章並徽章

帝都復興完成式典参列章及式典掛員徽章等は復興局に於て調製することとなり、其の概要を左の如く定めた。

参列章

式典参列者の章は第一階参列章、招待者参列章及一般参列章は左の三種に区分した。

- 第一階参列章 裏面圖示
- 招待者参列章 裏面圖示
- 一般参列章 裏面圖示

（表 面）
（縦三寸五分 横二寸五分）



裏面御注意

（裏面記載事項）

- 一 御服装ハ燕尾服又ハ相當制服ニ願上候
- 一 馬場先門第一受付ニ於テ本章ト引換ニ徽章等御受取被下度候
- 一 御休憩ハ本章肩書ノ記號ト同符號ノ場所ニテ被成下度候

備考 用紙アイボリー薄綠色文字及輪廓ハ黒色刷模様又ハ色刷トス

式殿招待者参列章

（表 面）
（縦三寸五分 横二寸五分）



裏面御注意

（裏面）

- 一 御服装
男子ハ「フロックコート」又ハ相當制服、「モーニングコート」紋付羽織袴、帽子ハ「シルクハット」又ハ黒山高、婦人ハ白襟紋付又ハ「ローアモンタント」馬場先門又ハ櫻田門内受付ニ於テ本章ト引換ニ徽章等御受取被下度候
御休憩及式場参列ハ本章肩書ノ記號ト同符號ノ場所ニテ被成下度候

備考 用紙アイボリー桃色文字及輪廓ハ黒色刷模様ハ色刷トス

一般参列者参列章
〔縦四寸五分 横三寸〕

(表面)

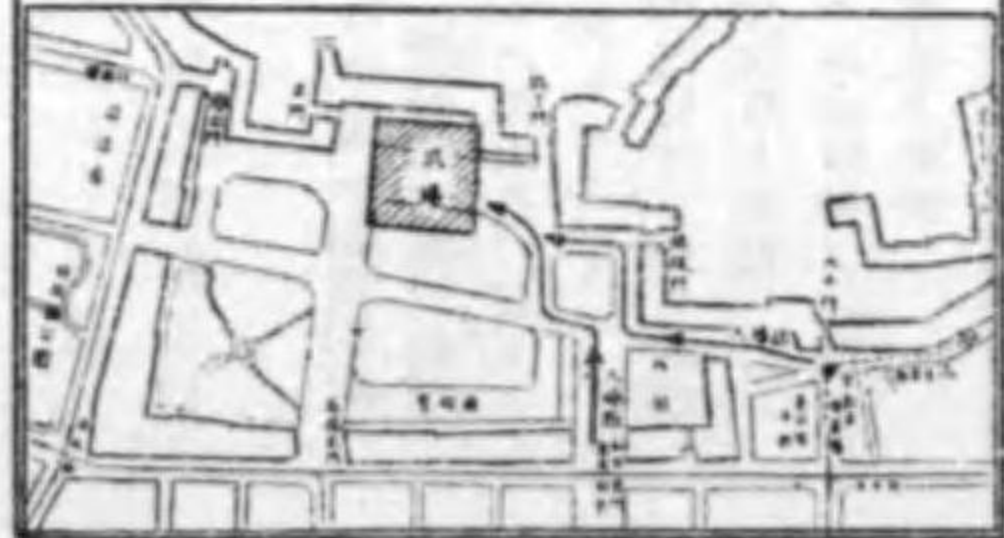


原面御江意

備考 用紙アイボリー薄紫色文字及輪廓、
黒色刷、模標ハ色刷トス、

(裏面)

一 頒布 宮城野原
一 頒布 二百二十六日(皇居)正色
一 入場券 午後五時より午後七時三十分迄
一 入場 皇居野原(皇居野原)正色(皇居野原)正色
一 入場 皇居野原(皇居野原)正色(皇居野原)正色
一 入場 皇居野原(皇居野原)正色(皇居野原)正色
一 入場 皇居野原(皇居野原)正色(皇居野原)正色
一 入場 皇居野原(皇居野原)正色(皇居野原)正色
一 入場 皇居野原(皇居野原)正色(皇居野原)正色
一 入場 皇居野原(皇居野原)正色(皇居野原)正色
一 入場 皇居野原(皇居野原)正色(皇居野原)正色



徽章

招待者徽章

(一) 式殿上参列者徽章

丸形徑二寸外輪白色内輪白色 内輪紫色 中央金具マーク入白色リボン二枚付

(二) 式殿前参列者徽章

丸形徑一寸五分 外輪左の七色内輪白色

(1) 赤 (ロ) 緑 (ハ) 黄 (ニ) 紫 (ホ) 水色 (ヘ) 桃色 (ト) 白

一般参列者徽章

トンボ形長二寸空色 白赤の縞

主催者側

總理 大臣 丸形徑二寸外側ヨリ赤白赤白リボン二枚付

内務 大臣

復興局長官

東京府知事

東京市長

顧問

参 與

部 長

同上

第二編 帝都復興祭準備

參與係主任
部長委員



徑一寸五分
(一寸二分×四分)



徑二寸
(一寸二分×四寸)

式殿掛員



顧問

附屬員

白色腕章(長一尺五寸)復興局ノ赤文字入

係員



者列參前殿式



(徑一寸五分)

者列參上殿式



(徑一寸二分)
(一寸二分×四寸)

復興局長官
東京府知事
東京市長



(徑二寸)
(一寸二分×四寸)

内總務大臣



(徑二寸)
(一寸二分×四寸)

帝都復興祭志

係主任 同上

委員 同上

係員 丸形(徑一寸二分)赤白赤白赤リボン職名入一枚付

式殿内ニ出入スル係員 本章ノ外ニ白色蝶形(約一寸)ノ副章ヲ添ヘルコト

警備車馬係員 本章ノ外ニ青色腕章

新聞通信係員 本章ノ外ニ赤色腕章

長一尺五寸 幅三寸白文字入ヲ添ヘルコト
長一尺五寸 幅三寸白文字入ヲ添ヘルコト

新(聞)通(信)記(者)寫(真)班

白線

新(聞)通(信)記(者)寫(真)班

甲(赤地ヲ白文字染抜キ)
乙(淺黃地ニ白文字染抜)

白線

新(聞)通(信)記(者)寫(真)班

甲(同上)
乙(同上)

白線

新(聞)通(信)記(者)寫(真)班

淺黃地ニ白文字染抜

甲 御立寄ノ特定ノ場所ニ入り得ル者
乙 御道筋特定ノ場所ニ入り得ル者

新(聞)通(信)記(者)寫(真)班

甲(赤地ヲ白文字染抜キ)
乙(淺黃地ニ白文字染抜)

甲(同上)
乙(同上)

新(聞)通(信)記(者)寫(真)班

淺黃地ニ白文字染抜キ

新(聞)通(信)記(者)寫(真)班

甲 式場内丈特定ノ場所ニ入り得ル者
乙 式場内ニ入ル者(特定ノ場所ヲ除ク)

三寸



車馬係 青色
警備係 紫色
整備係 赤色
新聞係 赤色
通信係 赤色
(文字ハ白ニテ染抜ク)

一尺五寸



附屬員

(白地ニ赤文字)

一尺五寸



(赤地ニ黒文字)

ニ 式場警備

式殿場内の警備は復興局之に當り、式典場外は主として警視廳其の任に當つた、而して本市は警衛部掛員千五百餘名を配置し、御巡幸當日と同様の任に當ることとなつた。

第二節 式典場設備計畫

帝都復興完成式典式場は位置を宮城外苑二重橋前約一萬四千坪の地を選定し、豫め宮内省の使
用認可を得たる後、式場構營計畫を樹てた、而して式殿の構營は從來の經驗に鑑み、其の設計及工事
の監督は東京市で施行した。

式典場位置 — 宮城外苑二重橋前廣場

式殿竝第一休憩所

式殿左右に參列する招待者席附屬室

各皇族及隨員休憩室、各外國使臣及隨員休憩室、供奉隨員休憩室、其の他の豫備室

御車寄

同 設 備 — 第二招待者席(式殿前)

一般參列席(式殿前)

奏樂所

掛員詰所

奉迎門 入場受付各門

式場設備は大要上記の計畫を樹て、式典場は外廓を幕張とした

第三節 新聞通信竝寫眞撮影

帝都復興完成式典當日復興局は新聞通信竝寫眞撮影に對し、左の心得書を通達した。

三月二十六日帝都復興完成式典當日新聞通信記者ニ關スル事項

- 一 申込書ハ御巡幸當日ノ例ニ準ス
- 二 記者ハ場所ノ關係上甲乙二種ニ區分相成度
 - 甲 記者 式場特定ノ場所ニ入り得ル者
 - 乙 記者 式場(特定ノ場所ヲ除ク)ニ入り得ル者
- 三 記者ニハ左記様式ノ腕章ヲ交付可致ニ付式場内ニ於テハ必ス之ヲ佩用相成度
甲 記者ハ赤色地、乙 記者ハ淺黄色地トシ中央ヨリ稍上ニ白線ヲ引キ、帝都復興完成式典「新聞通信記者」ト白ニテ染抜キタルモノ
- 四 服裝ハ御巡幸當日ノ例ニ準ス
- 五 式場ニ於ケル入場竝退場ハ左記ノ通ニ有之候
イ 入場 午前九時三十分迄
ロ 退場 各宮殿下御歸還ヨリ十分後トス
- 六 式場内ニハ甲記者ノ指定席二箇所、甲乙記者ノ休憩所二箇所ヲ設置致候

七 左ノ事項ハ堅ク御斷リ可申候

- イ 式殿及其ノ附近ニ立チ入ラルルコト
- ロ 式場内ニ於テハ舉式二十分前ヨリ式終了迄記者席又ハ休憩所外ニ出ツルコト
- ハ 喧噪ニ亙ル行爲、不敬ニ亙ル行爲
ニ 其ノ他係員ヨリ御遠慮ヲ願ヒタル事項
- 八 式場ニ自動車ニテ出入ノ向ハ一社一臺限リ差支無之候但シ自動車ニテ出入ノ向ハ乗棄テ又ハ待合せノ區別ヲナシ三月十五日迄ニ御申出ノ上新聞係ヨリ所定ノ證票ヲ受ケ之ヲ自動車ノ前面ガラスニ御貼付相成度候
- 九 式場ニハ本社トノ連絡上便宜ノ爲メ連絡所ヲ設置致候
- 一〇 連絡員ニハ淺黄色地ニ、帝都復興完成式典「連絡員」ト白ニテ染抜キタル腕章ヲ交付可致ニ付一社一名ヲ限リ其ノ氏名記者ノ項ニ準スヲ届出テ相成度
- 二 連絡員ハ前項ノ腕章ヲ付セラルレハ自轉車他ノ乗物ハ謝絶スノ儘連絡所へ出入差支無之候

三月二十六日帝都復興完成式典當日活動普通寫眞班ニ關スル事項

- 一 申込書ハ御巡幸當日ノ例ニ準ス
- 二 寫眞班員ニハ赤色地ノ中央ヨリ稍上ニ白線ヲ引キ、帝都復興完成式典「寫眞班」ト白ニテ染抜キタル腕章ヲ交付可致ニ付式場ニ於テハ必ス之ヲ佩用相成度
- 三 服裝ハ「ロフツクコート」又ハ「モーニングコート」(帽子ハ「シルクハット」若クハ「黒山高」ニ願ヒ候
- 四 式場ニ於ケル入場竝退場ハ左記ノ通ニ有之候

- イ 入場 午前九時三十分迄
- ロ 退場 各宮殿下御歸還ヨリ十分後トス
- 五 式場内ニハ休憩所二箇所ヲ設置致候ニ付舉式十分前迄ニハ同所へ集合相成度
- 六 左ノ事項ハ堅ク御斷リ可申候
 - イ 式殿及其ノ附近ニ立チ入ルコト
 - ロ 式場内ニ於テハ開式十分前ヨリ式終了迄休憩所外ニ出ツルコト
 - ハ 喧嘩ニ亙ル行爲、不敬ニ亙ル行爲
 - ニ 高所へ上ルコト
 - ホ マグネシウムヲ使用スルコト
 - ヘ 其ノ他係員ヨリ御遠慮ヲ願ヒタル事項
- 七 式殿ノ御模様ハ復興局之ヲ謹寫シ普通寫眞ノコツビーハ式終了ヨリ凡ソ二時間後復興局ニ於テ之ヲ配布シ、活動寫眞ハ未現像ノママ一本ヲ休憩所ニ於テ寫眞班代表者ニ貸付ス
- 八 式場ニ自動車ニテ出入ノ向ハ一社一臺限り差支無之候但シ自動車ニテ出入ノ向ハ乗乗テ又ハ待合セノ區別ヲナシ三月十五日迄ニ御申出ノ上新關係ヨリ所定ノ證票ヲ受ケ之ヲ自動車ノ前面ガラスニ御貼付相成度候
- 九 式場ニハ本社トノ連絡上便宜ノ爲連絡所ヲ設置致候
- 一〇 連絡員ニハ淺黄色地ニ帝都復興完成式典、連絡員ト白ニテ染抜キタル腕章ヲ交付可致ニ付各連絡所毎ニ一社一名ヲ限り其ノ氏名寫眞班員申込ノ例ニ準スヲ届出テ相成度
- 二 連絡員ハ前項ノ腕章ヲ付セラルレハ自轉車(他ノ乗物ハ謝絶ス)ノ儘連絡所へ出入差支無之候

第六章 帝都復興完成祝賀會準備

第一節 祝賀會計畫

一 祝賀會次第

昭和五年三月二十六日帝都復興完成式典終了後、東京市は引續いて日比谷公園廣場に於て帝都復興完成祝賀會を開催することになつて大體左の計畫を樹てた。

祝賀會は式典招待者中より約一萬五千人を招待し、式典の終了午前十一時受付を開始し豫め公園内に第一、第二休憩所を設備して此處に招待者を案内し、午前十一時四十分擴聲機を通し開會を報すると共に掛員は招待者を會場所定の席に誘導し、午後十二時五分一同着席を了して後、東京市長の挨拶、續いて内閣總理大臣は來賓を代表して祝辭を述べ、東京市の萬歳を三唱夫より一同祝宴に移り陸海軍々樂隊の奏樂裡に閉會するに決定した。

二 招待準備

イ 招待者範圍

帝都復興完成祝賀會招待者の範圍は帝都復興完成式典に際し特に案内狀を發したる約一萬五千人であるか種別、大要左の如くてある。

大勳位内閣總理大臣樞密院議長元勳優遇の爲め大臣の禮遇を賜はりたる者元帥國務大臣宮内大臣内大臣朝鮮總督内閣總理大臣又は樞密院議長たる前官の禮遇を賜はりたる者國務大臣又は内大臣たる前官の禮遇を賜はりたる者樞密院副議長陸軍大將海軍大將樞密顧問官親任官貴族院議長衆議院議長勳一等旭日桐花大授章親任官の待遇を賜はりたる者公爵從一位勳一等主なる官公吏及復興事業關係の主なる元官公吏委員府市區名譽職員及各種委員並復興事業關係同上たりし者主なる官公私立學校長新聞通信社代表者各種團體代表者府縣知事五大都市の市會議長民間功勞者等である。

招待狀

祝賀會に招待すへき向に對する案内狀左の如くてある。

拜啓來ル三月二十六日晴雨ニ不拘帝都復興完成式
典終了後日比谷公園ニ於テ祝賀會相催候間御來臨
被下度御案内申上候 敬具
昭和五年三月十日
東京市長 堀切善次郎 殿

追テ御來臨ノ節ハ祝賀會休憩所ニ於テ此ノ狀ト引換ニ記念品御受
納被成下度候

尙右招待狀に左記の注意事項を別紙に印刷して同封した。

(三) 注意事項

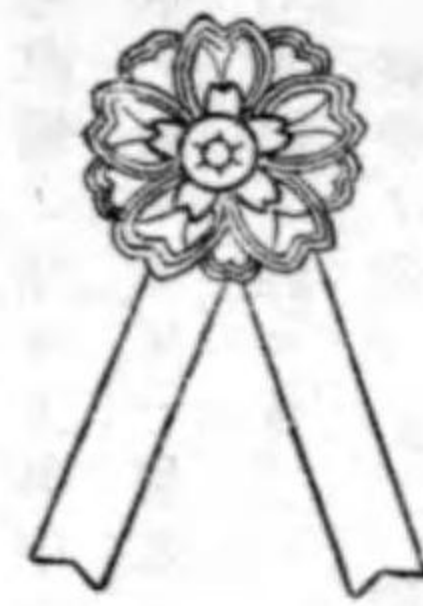
- 一 御參列時刻間近ハ混雜可致候ニ付可成早ク御參著被下様希望致候
- 二 御參列ノ有無及車馬標章ノ要否ハ封入ノ端書ヲ以テ來ル三月十七日迄ニ復興局内復興帝都行幸奉迎委員會接伴部ニ到達スル様御通知願上候
- 三 端書ニ記載ノ文字中不用文字ヲ御抹消被下度候
- 四 車馬御使用ノ方ハ車馬標章御送付致候當日御使用ノ車馬ニ御附置被下度候
- 五 車馬置場設備ノ關係上御申出ノ車種ハ御變更ナキ様願上候
- 六 車馬標章ノ無キ車馬ハ警衛上其筋ニ於テ通行ヲ禁止セララルコトニ相成居候
- 七 入場口ハ左記ノ通ニ候
 - 徒歩ノ向ハ 櫻田門又ハ馬場先門
 - 乗車ノ向ハ 馬場先門
- 八 御退場ノ際ハ圖面表示ノ駐車場所ニ至リ御乗車願上候

ハ 徽章

祝賀會に佩用すへき徽章は招待者及新聞通信記者にありては式典使用の徽章を用ひ市長並主催者側に於ける徽章は左の如く定めた。

帝復復興祭志

- 市長 市會議長 市參與 助役 局長
- 委員長 副委員長 部長 委員
- 市長・市會議長・リボン附・市議員
- 市參與・助役・局長・委員長・副委員長・部長
- 長委員



徑二寸
(白リボン)

(瓣ハ桃色中央蕊ハ金地ニ白ニテ市紋章ヲ浮出ス)

附屬員

- (瓣ハ桃色中央蕊ハ金地ニ白ニテ市紋章ヲ浮出ス)
- 市保教電工警儀經庶
 - 民健育氣警衛及理務
 - 部部部部部部部部部
 - 橙綠青紅紫黃桃白水
 - 色色色色色色色色色



徑二寸

掛員

(リボンハ各部色別トス)



長三寸
巾二寸
(白地ニ赤色)

二 記念寫眞帖

祝賀會招待者に贈呈すへき記念寫眞帖の内容及其の順序を左の如く選定した。

- 一 氣象臺時計十一時五十八分
- 二 攝政宮殿下行啓ノ狀況
- 三 燒失市街全景下志津ヨリ取寄
- 四 復興帝都全景飛行寫眞
- 五 聖上陛下御巡幸三月二十四日拜寫
- 六 櫻田本郷町附近
- 七 江戸橋附近
- 八 九段坂
- 九 府立工藝學校
- 〇 中央卸賣神田分場
- 一 龍泉寺託兒所
- 二 淺草仲見世(新蕪)
- 三 隅田公園
- 四 震災記念堂被服廠跡
- 五 千代田小學校
- 六 清洲橋

第二編 帝都復興祭準備

- 七 東陽小公園
- 八 築地病院
- 九 三吉橋及運河
- 〇 銀座(新蕪)
- 一 京橋區役所
- 二 芝浦岸壁
- 三 室町附近
- 四 市公會堂

三 受付並車馬整理

上記祝賀會招待者の受付並車馬整理方法を左の如く定めた。

受付及休憩所

- 一 招待者參着シタルトキハ之ヲ迎接シ復興式典式殿上ノ招待者ハ之ヲ第一休憩所ニ式殿前ニ參列シタル招待者ハ第二休憩所ニ市會議員及新聞通信社寫眞班員ハ各員ノ休憩所ニ案内スルモノトス
 - 二 受付擔當員ノ分擔地域左ノ如シ
日比谷公園櫻門(北側)
同 霞門(西側)
市公會堂左側前
 - 三 受付擔當員ハ午前九時三十分迄ニ其ノ部署ニ着カシム
 - 四 式典終了後式殿上ノ招待者ヲ車馬掛ニ於テ第一休憩所ニ誘導シ來ルヲ以テ迎接シ祝賀會案内狀ト引換ニ記念品ヲ呈ス
- #### 車馬整理及標章章券
- 一 招待シタル者ニ對シテハ豫メ左ノ事項ヲ問合セ回答ヲ受クルモノトス
 - イ 乗用車ノ種類(自動車人力車等ノ別)
 - ロ 乗用車ヲ退散迄駐車セシムルヤ否ヤ
 - 二 乗用車使用ノ者ニハ乗用車ニ附スヘキ標章ヲ豫メ送付シ出發ニ際シ自動車ハ前面ガラス右方ニ人力車ハ右方泥除ニ貼付セシムルモノトス

- 三 各宮殿下ノ乗用者前面ガラスニ紫色三ヶ月形ノ標章ヲ附スノ御通行順路ハ往行ハ馬場先門復行ハ二重橋前内濠ニ沿ヒ櫻田門トシ乗降車及駐車位置ハ御車寄附近トス
- 四 大公使ノ乗用車前面ガラスニ櫻花赤色ノ標章ヲ附スハ皇族ノ乗用車ニ準シ取扱フモノトス
- 五 自動車ニ附スヘキ標章ハ紫色赤色及白色ノ三種トシ紫色及赤色ハ乗用者ノ退散迄駐車スルモノニ白色ハ否サルモノニ用ユルモノトス
- 六 人力車ニ附スヘキ標章ハ紫色桃色及白色ノ三種トシ紫色及桃色ハ乗用車ノ退散迄駐車セシムルモノニ白色ハ否サルモノニ用ユルモノトス
- 七 乗用車ノ入場口ハ馬場先門トシ入場口ヨリノ通路左ノ如シ
 - イ 白色ノ標章ヲ附シタル自動車及人力車ハ入場口ヨリ二重橋ニ向ツテ自動車ハ車道右側人力車ハ右側歩道ヲ進行シ降車場ニテ乗用者ヲ降車セシメ直ニ右ヘ千代田通行幸通路ヲ經テ東京驛前ニ出テ歸路ニ就カシム
 - ロ 紫色ノ標章ヲ附シタル自動車及人力車ハ入場口ヨリ二重橋ニ向ツテ自動車ハ車道ノ左側人力車ハ左側歩道ヲ進行シ正面受付前ニテ乗用者ヲ降車セシメ直チニ左ヘ内濠手前ニテ右ヘ櫻田門内第一次駐車位置ニ就カシム
 - ハ 復興完成式典關係者中特ニ必要トスル者ノ乗用車紫色ノ標章ノ外ニ小圓形赤色ノ標章ヲ附スハ入場口ヨリ車道ノ左側ヲ進行シ正面受付前ニテ降車セシメ同受付内右側ノ第一次駐車位置ニ就カシム
 - ニ 前二號ノ自動車及人力車ハ式典終了後櫻田門ヲ經市電櫻田門停留場ニテ左ヘ海軍省西南角ヲ左ヘ日比谷公園南側中幸門ヨリ園内ニ入り公會堂西口ニテ降車セシメ直ニ幸門ヨリ右ヘ市政會館

前道路上第二次駐車位置へ就カシム
但シ祝賀會ニ參列セサル者ノ乗用者ハ標章ヲ取ラシメ市電櫻田門停留場ヨリ參謀本部方面ニ出
テ歸路ニ就カシム

ホ 桃色ノ標章ヲ附シタル人力車ハ入場口ヨリ左側ノ歩道ヲ進行シ降車場ニテ乗用者ヲ降車セシメ
直ニ左へ拓務省前ヲ左へ市電日比谷公園前停留場ニテ右へ市政會館角ヲ右へ同館前植樹帯ノ道
路上所定ノ駐車位置ニ就カシム

ヘ 赤色ノ標章ヲ附シタル自動車ハ入場口ヨリ二重橋ニ向ツテ車道ノ左側ヲ進行シ降車場ニテ乗用
者ヲ降車セシメ同時ニ駐車場ヲ表示シタル駐車券ヲ交付ス駐車券ハ青色、黄色、綠色及茶色ノ四種
トシ何レモ二枚續キニシテ其ノ一半ヲ自動車ノ前面ガラスノ中央部ニ貼附シ他ノ一半ハ乗用者
ニ所持セシム

ト 駐車券ヲ貼附シタル自動車ハ直ニ左ノ方向ニ進行セシメ所定ノ駐車位置ニ就カシム

(一)青色ノ駐車券ヲ附シタルモノハ降車場ヲ左へ拓務省前ニテ右へ同省前ヨリ參謀本部前ヲ經テ
帝室林野局北西角ニ通スル道路上及同所ヨリ市電霞ヶ關停留場ニ至ル道路上駐車位置へ

(二)黄色ノ駐車券ヲ附シタルモノハ降車場ヲ左へ拓務省前ニテ右へ司法省北西角ヲ左へ市電櫻田
門停留場ヨリ虎ノ門ニ至ル道路上駐車位置へ

(三)茶色ノ駐車券ヲ附シタルモノハ降車場ヲ左へ拓務省前電車軌車ヲ横斷シ元府立一中運動場跡
及元海城中學校跡並區裁判所前ヨリ市電霞ヶ關停留場ニ通スル道路上駐車位置へ

(四)綠色ノ駐車券ヲ附シタルモノハ降車場ヲ左へ拓務省前電車軌道ヲ横斷シテ區裁判所前ヲ經テ貴
衆兩院議長官舎南側通兩院議院前通及衆議院横通道路上駐車位置へ

八

自動車及人力車ノ駐車位置ヨリノ退散順路左ノ如シ

イ 紫色及桃色ノ標章ヲ附シタルモノハ駐車位置ヨリ市電内幸町停留場ニ出テ勸業銀行横又ハ櫻田
本郷町方面ヨリ歸路ニ就カシム

ロ 青色ノ駐車券ヲ附シタルモノハ駐車位置ヨリ三宅坂又ハ永田町方面ニ出テ歸路ニ就カシム

ハ 黄色ノ駐車券ヲ附シタルモノハ市電霞ヶ關停留場ヲ起點トシ北行道路上司法省前ニ駐車シアル
モノハ永田町方面ニ南行道路上ニ駐車シアルモノハ虎ノ門方面ニ出テ歸路ニ就カシム

ニ 茶色ノ駐車券ヲ附シタルモノニシテ元府立一中運動場跡ニ駐車シアルモノハ拓務省前ヲ經テ參
謀本部方面ニ區裁判所前ヨリ市電霞ヶ關停留場ニ至ル道路上ニ駐車シアルモノハ永田町方面ニ

又元海城中學校跡ニ駐車シアルモノハ市電南佐久間町停留場ニ出テ歸路ニ就カシム

ホ 綠色ノ駐車券ヲ附シタルモノニシテ衆議院議長官舎南側ヨリ西行道路及衆議院横道路上ニ駐車
シアルモノハ露國大使館前ヨリ市電虎ノ門停留場ニ通スル電車道路ニ出テ虎ノ門方面ニ又貴族

院議長官舎南側ヨリ東行道路及兩院議院前道路並民政黨本部前道路上ニ駐車シアルモノハ市電
南佐久間町停留場ニ出テ歸路ニ就カシム

ヘ 「事務用車及新聞通信社」ノ標章ヲ附シタルモノハ日比谷公園中幸門ヨリ市電内幸町停留場ニ出テ
勸業銀行横又ハ櫻田本郷町方面ヨリ歸路ニ就カシム

九

自動車又ハ人力車乗用者退散ノ場合ハ總テ其ノ駐車位置迄歩行ノ上乘車セシム

二〇

馬車ハ總テ人力車ニ準シテ取扱フモノトス

二

復興完成式典及祝賀會用事務用車(白紙ニ復興完成式典事務用車又ハ復興祝賀會事務用車ト墨書シタ
ル標章ヲ附ス)ノ整理左ノ如シ

- イ 式典準備及記念品搬入用車馬ハ午前七時前ニ在リテハ適宜ノ通路ヨリ入退場シ同時刻以後ニ在リテハ馬場先門ヨリ入場シ千代田通行幸道路ヨリ退場スルモノトス
- ロ 接待品搬入等ノ爲祝賀會場ノミニ必要ナル車馬ハ適宜ノ通路ヲ經テ日比谷公園日比谷門又ハ幸門ヨリ入退場スルモノトス
- ハ 午前七時以後ニ於テ式場ト外部トノ連絡ノ爲往復スルトキハ入場ハ馬場先門ヨリ退場ハ千代田通行幸道路ヨリ之ヲ爲スモノトス
- ニ 駐車位置ハ式場内ニ在リテハ正面受付外南北道路上西側及櫻田門内トシ祝賀會場ニ在リテハ日比谷公園中幸門ヨリ霞門ニ通スル園内道路上トス
- ホ 式典終了後祝賀會場ニ至ル順路ハ(一)正面受付外北行道路上西側ニ駐車シアルモノハ馬場先門ヲ經市政會館角ヲ右へ(二)正面受付外南行道路上西側及櫻田門内ニ駐車シアルモノハ紫色ノ標章ヲ附シタル乗用者ト同一ノ通路ヲ經何モ日比谷公園中幸門ヨリ圖書館裏ノ園内降車場ニ至ラシム
- 三 新聞通信記者及寫眞班員ノ乗用車(白紙ニ新聞通信社ト墨書シタル標章ヲ附ス)整理左ノ如シ
 - イ 午前七時前ニ在リテハ適宜ノ通路ヨリ入退場シ同時刻以後ニ在リテハ馬場先門ヨリ入場シ千代田通ヨリ退場スルモノトス
 - ロ 午前七時以後ニ於テ式場ト外部トノ連絡ノ爲往復スルトキハ退場ハ千代田通ヨリ入場ハ馬場先門ヨリ之ヲ爲スモノトス
 - ハ 駐車場ハ式場内ニ在リテハ正面受付外北行道路上西側祝賀會場ニ在リテハ日比谷公園西幸門ヨリ圖書館裏丁字路ニ至ル園内道路上トス
 - ニ 式典終了後祝賀會場ニ至ル場合ハ馬場先門ヲ經市政會館角ヲ右へ日比谷公園中幸門ヨリ圖書館

裏ノ園内降車場ニ至ラシム

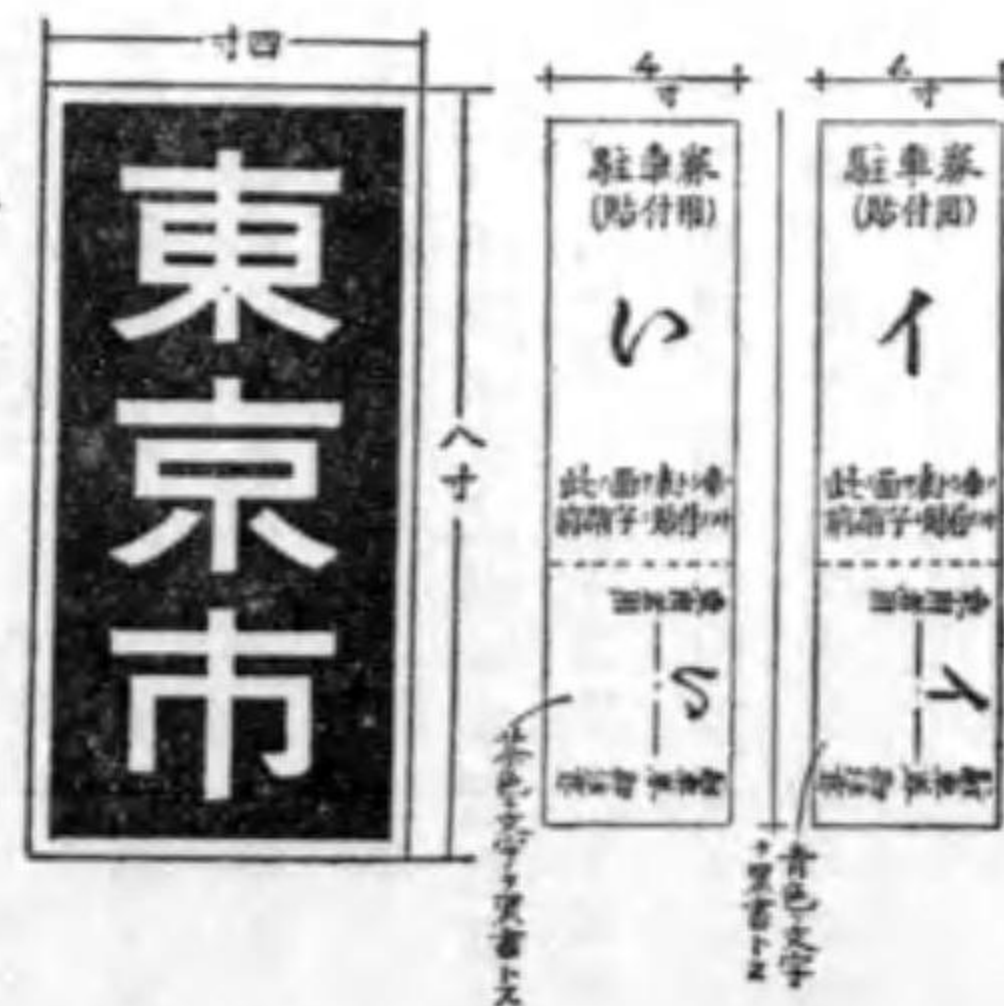
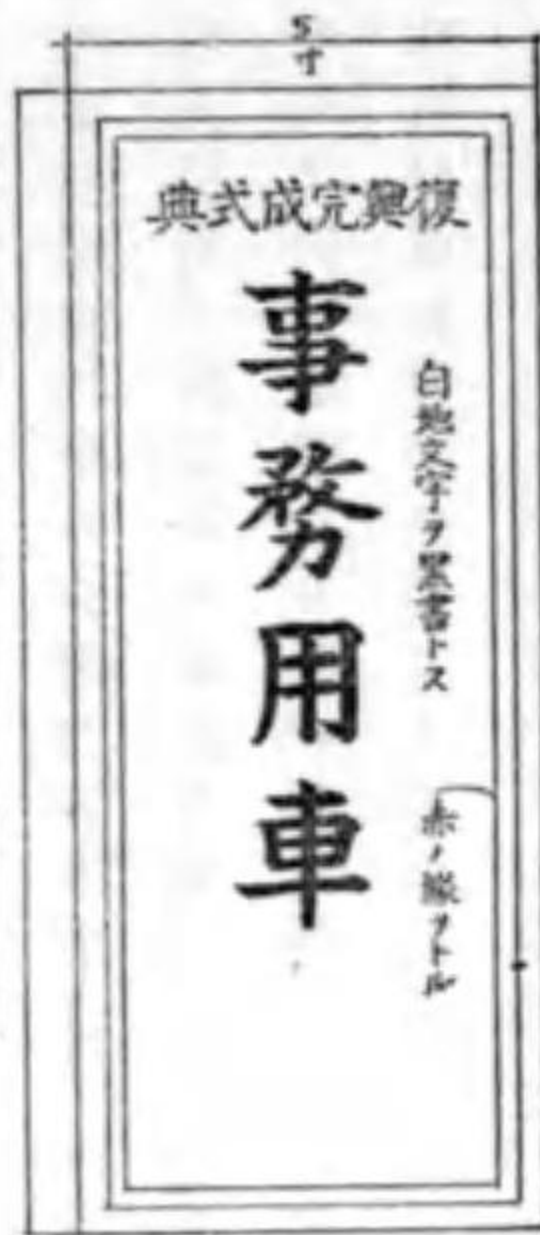
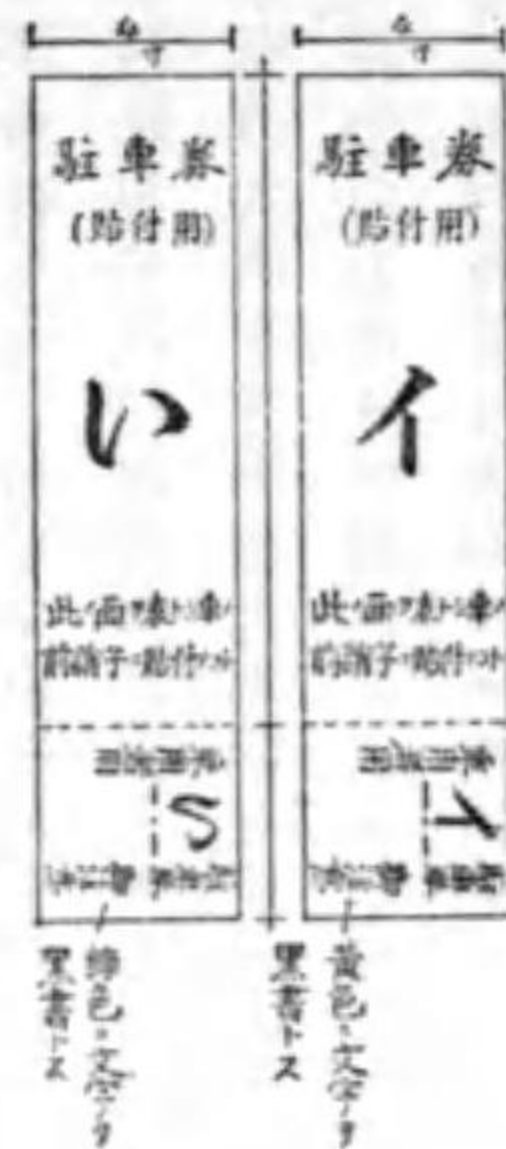
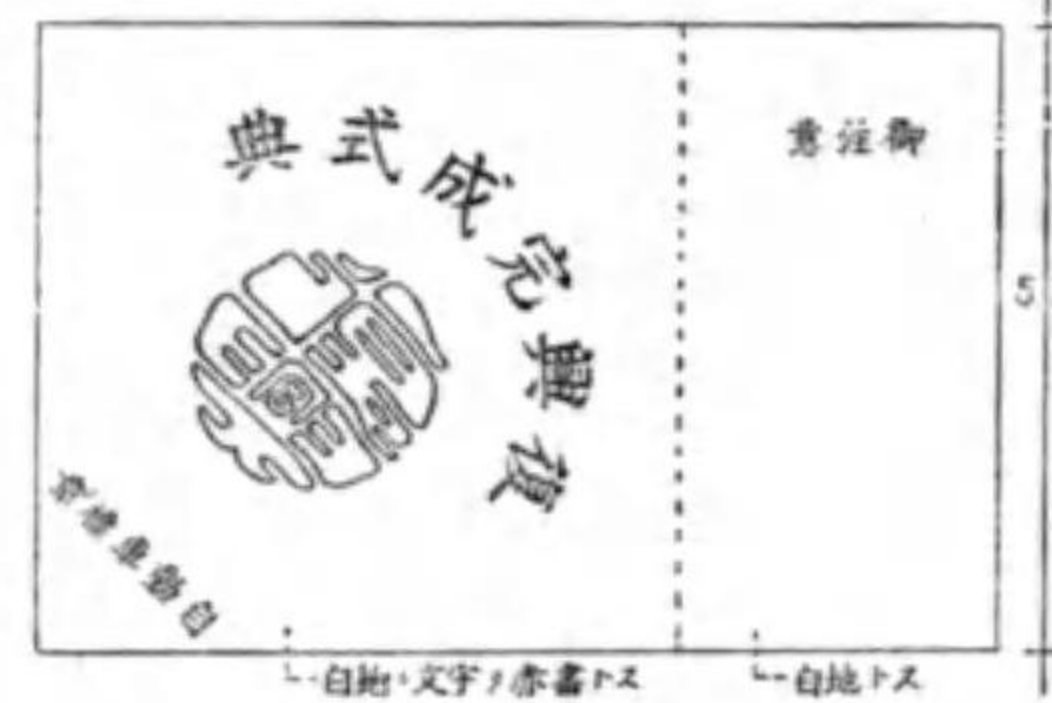
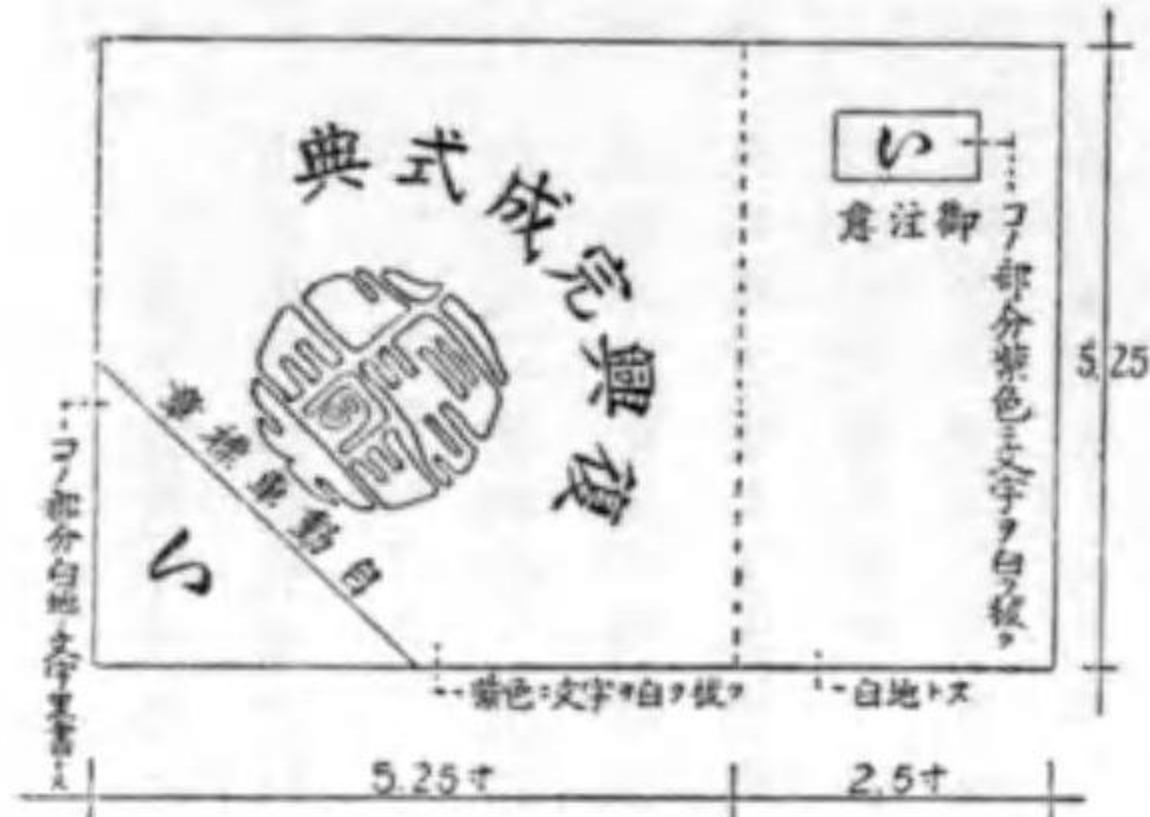
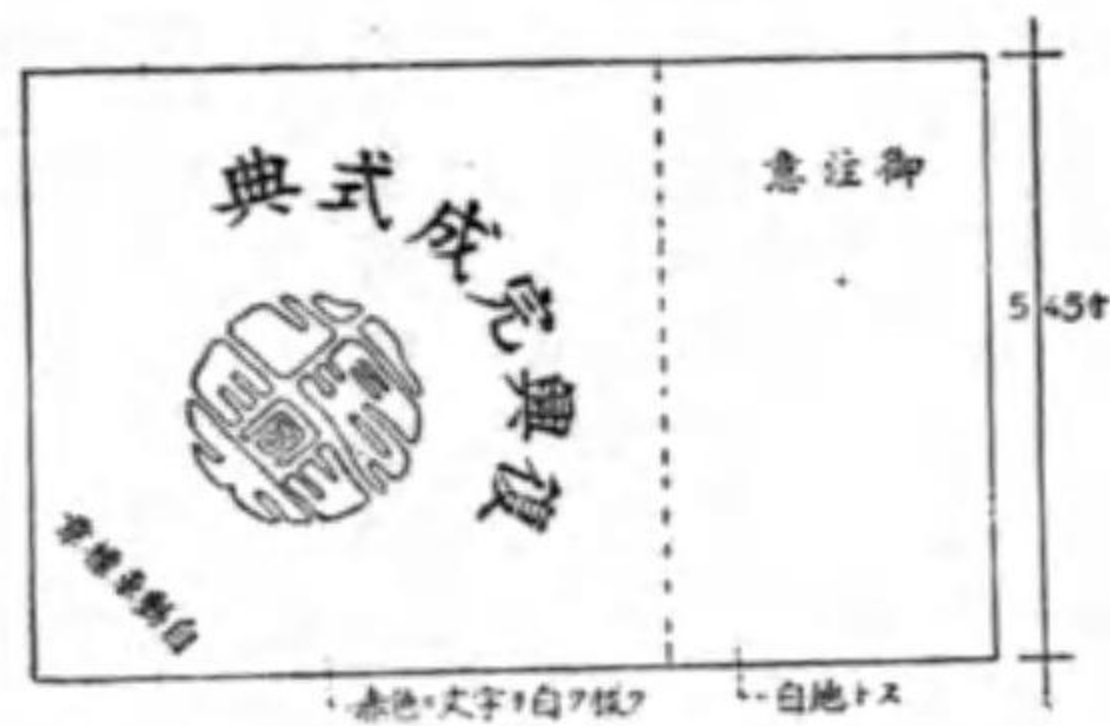
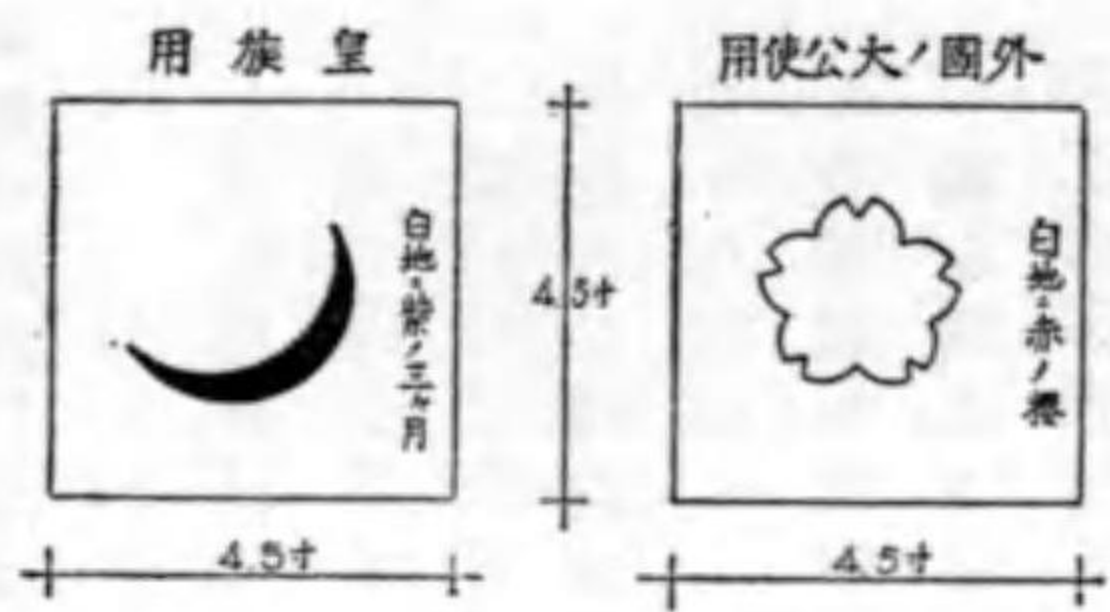
- 三 乗用車ハ馬場先幸迎門前ニ於テ駐車スルモノト否サルモノトニ振分ケ夫々降車場ニ誘導スルモノトス
- 四 駐車場ハ駐車券ノ色別ニ從ヒ之ヲ區分シ駐車班ニ分割シテ建札ヲ樹テ駐車位置ノ識別ニ便ナラシム
- 五 自動車駐車場ノ各班及人力車駐車場ニ掛員ヲ配屬シ駐車ノ整理其他ニ從事セシム
- 六 乗用車入場口及各通路ニ誘導掛ヲ降車場ニハ駐車券掛ヲ配置シ乗用車ノ順路ノ案内及乗用者降車事務駐車券受付等ノ事務ニ從事セシム
- 七 招待者ノ乗用車ニシテ標章ヲ附セサルモノニ對シテハ參列章ヲ提示セシメ所定ノ降車場ニ誘導スルモノトス
- 八 徒歩ニテ參會スル招待者ハ櫻田門又ハ馬場先門歩道ヨリ會場ニ至ラシム
- 九 一般參列者ハ千代田通行幸道路右側歩道及緩行車道又ハ大手門濠端通ヨリ徒歩ニテ會場ニ至ラシム
- 一〇 自動車又ハ人力車ニテ參列スルモノハ市電大手町停留場ヨリ憲兵司令部北側ニ至リテ降車セシメ直ニ右へ社會局方面ヨリ歸路ニ就カシム
- 二〇 式典終了後祝賀會ニ參列スル招待者式殿上ニ參列スル者ヲ除クハ徒歩ニテ式場ヨリ凱旋道路ヲ經テ日比谷公園霞門又ハ同櫻田門ヨリ所定ノ休憩所ニ至ラシム
- 二一 一般參列者ニ對シテハ車馬置場ノ設ケナキコト及參會退散ノ順路ヲ豫メ通知シ置クモノトス
- 二二 乗用車ノ入退場順路及駐車場ハ別紙復興完成式典及祝賀會案内圖ノ如シ
- 二三 標章及駐車券左ノ如シ

他諸般の應急事務に従事せしめ、救護所は左の箇所に決した。

救護事務は御巡幸當日に準じて、本部を市保健局内に置き、各救護所と連絡を保ち、醫療救護其の
先日比谷、和田倉各地先の濠池を警戒し、尙ほ當日は日比谷公園の一般開放を禁止した。

四 警戒並救護

イ 通路警戒並交通遮断



- 第一救護所 宮城外苑
- 第二救護所
- 第三救護所
- 第四救護所 日比谷公園内
- 第五救護所

救護班は一箇所に醫員二名事務員二名看護婦二名を以て編成し、過不足の場合は掛員を増減し、救護方法は本市警衛部及警視廳警衛掛と連絡を圖り、敏速に患者の處置に當らしめ、重患者は大塚病院へ送致し、豫防施設係は消毒健康診断採便検査等の防疫に従事せしむるに決した。

第二節 祝賀會場設備計畫

一 會場構營並裝飾

日比谷公園祝賀會場の構營及裝飾に關する計畫は大要左の如く樹てた。

- 第一休憩所 位置は日比谷公園運動場公會堂側に約四十八坪の天幕張を設け、卓子椅子帽子掛及湯茶の設備を整ふることとした。
- 第二休憩所 位置は日比谷公園芝生兒童遊園地傍に八百六十坪の天幕張をなし、舞臺四箇所掛員詰所湯呑

所救護班・便所等を配置し、休憩所内には卓子腰掛及湯呑場の設備を整ふることとした。

- 市會議員休憩所 位置は第一休憩所に準し二十坪
- 新聞記者休憩所 同上六十坪

食堂

第一休憩所傍に大天幕張を以て二千六百七十二坪の食堂を設備し、之に配膳所百四坪係員詰所十六坪等を附屬し、食卓は巾二尺高三尺長二十四尺のもの四百五十脚を備へ、食卓上白布張及室内裝飾を施すこととした。

更に會場入口櫻門霞門内の通路には、各十箇所の受付を設け、有樂門・櫻門・霞門・脇門・幸門・日比谷門には各々綠門裝飾を施した。第二休憩所入口六箇所は國旗交叉門を設けた。其他市廳舎玄關及表門は紅白布を以て裝飾し、馬場先奉迎門前並列幡旗の周圍約四百燈を以て電飾し、約三十キロワツの電燈以て主要箇所に放光せしむる裝置を施し、會場内食堂及休憩所には擴聲機五箇を設備することとした。

二 食堂

イ 配置並着席順序

食堂内食卓の配置を大別して、式典に於ける式殿上列立者約二百四十人及市會議員席即ち第一

休憩所來賓と第二休憩所の來賓即ち式典式殿前參列者約一萬三千百人分席とに配置し、別に主客の席を特定した。

第一列中央卓子

メインテーブル中央 東京市長

市長の右側 内閣總理大臣

市長の正面向側 市會議長

第二列中央卓子市長向側

中央 白上委員長

委員長の向側 市會議長

特定第二列席は特定第一列席前面三個の卓子を以て之に充て、第二休憩所席は縦をいより、ちまた八列、横を一號より七號まで七個に區分した、之等の卓子には來賓を特定することなく、入場順に従つて誘導着席せしめ、尚ほ、招待者接伴方法を、左の如く定めた。

- 一 午前九時迄に各休憩所内の椅子卓子灰皿燗寸茶葉等の用意を終る
- 二 食堂に於ては午前十一時半迄に配膳の用意を終る
- 三 午後一時振鈴により、各休憩所の招待者を食堂に案内す
- 四 第一休憩所の招待者市會議員新聞記者は夫々其の席に誘導すること
- 五 第二休憩所の招待者には豫め食卓券を呈しあるに付其の區分に従ひ、東西の各入口より誘導し着席する様斡旋すること

□ 調理

祝賀會料理及日本酒は民間料理人に請負はしめ、食卓配列數量等に遺算なきやう監督の方法を定めた數量は、第一休憩所來賓及市會議員席三百二十四名分、一卓子五十四名分を豫定し、第二休憩所來賓席は、總計一萬三千七百七十六名分、百八十四卓子は三十名分宛とし、二百六十四卓子は、二十九名分宛に配置し、ち列、と列、へ列は各卓子三十名は列中一號及二號の中七卓子は、三十名分宛配列の豫定を以て第一休憩所來賓席、市會議員席は請負人をして萬遍なく配列せしめ、第二休憩所來賓席は各請負人間の協定により配列區域を定めしめた、其の他卓子上飾花等は、凡て花請負人をして請負はしめ、各卓子上一個つつ裝飾することとした、尚ほ當日準備完了時刻は、午前十一時までとし、雨天の場合は午前十時までと定めた、調理其の他關係従事員に對しては、市衛生課同衛生試験所と協議の上、時々健康診断採便検査を施行し、傳染病患者病原體保有者の發見に努め、一方調理場及器具調理材料の検査を行ふこととした。

三 煙火打揚

御巡幸式典並祝賀會當日、煙火打揚計畫を左の如く定めた。
煙火打揚場所及時間

(一) 場所

- | | |
|------------------|-------------|
| (イ) 水道局裏濠 | (ロ) 麹町區井伊邸跡 |
| (ハ) 上野公園不忍池 | (ニ) 吾妻橋下流 |
| (ホ) 兩國橋下流 | (ヘ) 錦糸公園 |
| (ト) 鹽崎町水道局材料置場構内 | (チ) 永代橋下流 |

第二編 帝都復興祭準備

(リ) 電氣局芝浦工場構内

(ヌ) 明治神宮外苑

(二) 時間及箇數

午前七時零分	一本
午前七時二分	二本
午前七時四分	二本
一箇所分計五本	

(三) 注意事項

其ノ筋ノ注意アリタルニ依リ各打揚場ヨリ危險物火藥等ヲ持去ルハ勿論打揚人竝打揚掛員モ其ノ場ヲ立去ルモノトス

(四) 掛員

各打揚場共二名宛ノ掛員ヲ配シ打揚ニ付監視ヲ爲サシム
復興完成式典竝祝賀會當日ノ煙火打揚方法左ノ如シ

(一) 打揚場所

- (イ) 水道局裏濠
- (ロ) 上野公園不忍池
- (ハ) 兩國橋下流
- (ニ) 鹽崎町水道局材料置場構内
- (ホ) 芝浦電氣局工場構内
- (ヘ) 芝浦電氣局工場構内
- (ト) 芝浦電氣局工場構内
- (リ) 芝浦電氣局工場構内
- (イ) 水道局裏濠打揚場ノ分
- (ロ) 麴町區富士見町井伊邸跡
- (ハ) 吾妻橋下流
- (ニ) 錦糸公園
- (ホ) 永代橋下流
- (ト) 明治神宮外苑

(二) 打揚時間及箇數

(イ) 水道局裏濠打揚場ノ分

午前七時

號報

至午前十時二十分	五分每打揚	五本
至午前十時三十分	一分每打揚(還御合圖)	八本
至午前十一時七分	中止	五本
至午前十一時十五分	一分每打揚(還御合圖)	五本
至午後一時	五分每打揚	一二本
至午後一時零分	中止	六〇本
至午後一時一分	五分每打揚	六〇本
至午後一時五分	中止	四八本
至午後七時三十分	三分每打揚	四八本
井伊邸跡打揚外八箇所ノ分		
號報		
至午前十時	五分每打揚	五本
至午後一時	五分每打揚	三四本
至午後五時	五分每打揚	六〇本
至午後七時	五分每打揚	六〇本
(計一四七本)		

第二編 帝都復興祭準備

- (三) 自午後七時 至午後八時三十分 三分毎打揚 四八本
- 煙火打揚掛員ハ打揚箇所一箇所ニ各八名宛ヲ配シ交代ニテ二名宛ハ常ニ打揚ヲ監視スルモノトス

四 花電車製作並運轉計畫

イ 製作

本市は帝都復興祭祝賀施設として花電車製作を計畫し左の方法に依りて請負に付した。

花電車仕様書

- (一) 花電車ノ製作ハ七輛トス三月下旬ニ舉行サルル帝都復興祭ニ自二十四日至二十七日ノ四日間使用スルモノトス
- (二) 請負人ハ工事着手以前ニ詳細ナル設計圖並仕様書ヲ提出シ當局ノ承認ヲ受クヘシ
- (三) 工事ハ當局大門車庫ニ於テ施工スルモノトス
- (四) 花電車ニ使用スヘキ諸材料ハ一切請負人ノ負擔トス但シ點燈ニ使用スヘキ電線類ノ種類及大サハ當局ノ指定スルモノヲ用フヘシ
- (五) 材料ハ凡テ優良ナルモノヲ使用シ色物ハ使用期間中毫モ褪色セサルヲ要ス
- (六) 工事ハ凡テ叮嚀ニ之ヲ行ヒ運轉中ノ振動及風壓ニヨリ至ラ生シ又ハ離脱飛散セサルヲ要ス
- (七) 雨天ノ場合ハ運轉セサルヲ本則トスルモ途中ニ於テ降雨アリタル場合ニ蒙リタル損害ハ請負人ノ負擔トス
- (八) 運轉期間中ニ於ケル裝飾ノ手入ハ請負人ニ於テ施工スヘキモノトス
- (九) 工事完成シ當局ニ引繼ヲ了スル迄ニ於ケル盜難其ノ他ニ就テハ請負人共ノ責ニ任スルモノトス

- (一) 設計圖ハ汚損セサル様叮嚀ニ取扱ヒ用済ノ上ハ當局ニ提供スヘキモノトス
- (二) 花電車ヲ運轉スヘキ運轉手及車掌ノ上着ズボン及帽子十四組ヲ添付スヘシ
- (三) 但シ意匠設計ニ關シテハ圖面ヲ提出シテ當局ノ許可ヲ受クヘシ
- (四) 花電車ノ寫眞キヤビネ形二十五組ヲ提出スヘシ臺紙ヲ要セス
- (五) 當局ノ許可ヲ受クルニ非サレハ運轉開始以前ニ寫眞ヲ撮影スヘカラス
- (六) 工事ハ三月二十日迄ニ完成セシムヘシ
- (七) 花電車ノ使用ヲ終リタル時ハ速カニ裝飾品ヲ撤去シ車庫構外ニ搬出スヘキモノトス

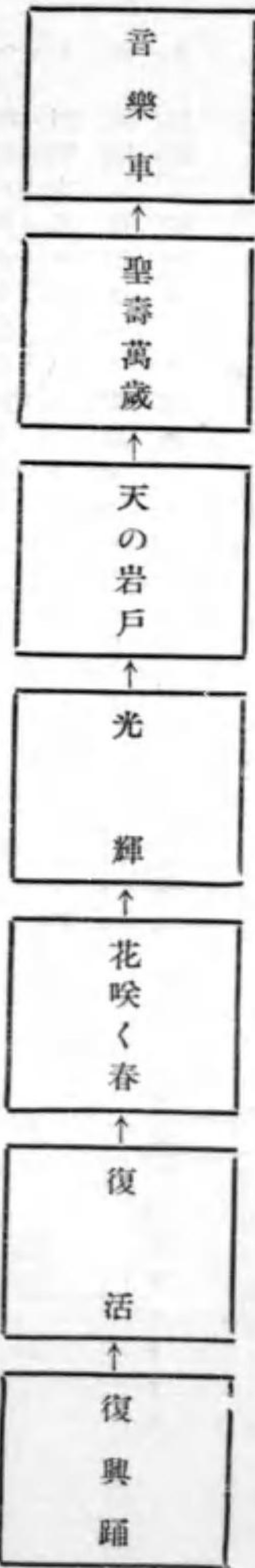
製作仕様書作製上ノ注意事項

- イ 電車ニハ回轉部分アリ裝飾ノ部分品ノ捲込マレサル様注意スルコト
- ロ 軸管及モーター類ニハ時々注油スベキニ付其部分ヲ閉塞セサルコト
- ハ 動力線ヲ損傷スルカ如キ工事方法ハ避クヘキコト
- ニ 制御器及自動遮斷器ヨリ火ヲ發スルコトアリ其ノ附近ニハ燃焼シ易キモノヲ取付ケサルコト
- ホ 使用スヘキ材料ハ品種色合ヲ明記スルコト
- ヘ 木材ハ凡テ充分乾燥セルモノヲ用フルコト
- ト 照明方法ヲ明記スルコト
- チ 照明ニ使用スヘキ電球ノ燭光及個數ヲ明記スルコト
- リ 照明ニ使用スヘキ電流ニハ制限ナシ但シ電流ノ種類ハ直流ニシテ六〇〇ヴォルトトス

□ 運轉

花電車運轉順序並運轉時間を左の如く定めた。

(一) 七臺ノ花電車ハ左ノ順ヲ以テ運轉スルコト



(二) 運轉日時區間其ノ他

- イ 運轉日時區間及陳列箇所ハ別紙花電車經由地並通過時刻表ニ依ルモノトシ雨天ノ場合ハ順延トス
- ロ 花電車ハ別紙運轉順序ニ依リ連行運轉並陳列ヲ爲スモノトス但シ三原橋ニ於ケル陳列ハ二十四五日ノ兩日雨天ノ場合ハ中止ス
- ハ 各出張所ハ管内要所ニ花電車通過豫定時刻ヲ揭示ノコト

(三) 運轉並警戒方法

- イ 花電車運轉ニ遲速ナカラシムル爲サイドカー(一臺ニ係員ヲ乗車セシメ先行セシム
- ロ 進行中ニ於ケル車間距離ハ電柱二本ヲ標準トス但シ坂路ニ在リテハ追突等ノ虞ナキ様適當ノ距離ヲ保持セシムルコト
- ハ 終點引返ノ場合列席ヲ亂シ又ハシヨートセシムルカ如キコトナキ様注意セシムルコト
- ニ 架空線ニハ單複兩線アルヲ以テ其ノ區界ニ於テハ一旦停車シ所定ノ單複切換手續終了後運轉ヲ開始スルモノトス

ホ 雨天ノ爲運轉ヲ中止スル場合ハ其ノ旨本課ヨリ通知スヘキモ運轉中降雨ニ遭ヒタル際ハ適宜最寄車庫ニ入庫スルコト

ヘ 運轉上ノ取締及車輛ノ故障等ニ備フル爲單車一臺ニ係員(白布ノ腕章ヲ装着ス)ヲ乗車セシメ花電車進行ノ後尾ニ附隨シ運轉スルモノトス但シ陳列ノ場合ハ附隨セシメサルモノトス

前記附隨車ニ乗車スル係員ハ監督電車輛掛職員車輛課員及裝飾員若干名トス

ト 花電車ニハ防火用トシテ各車ニ消火器ヲ備ヘアルヲ以テ擔當者及係員ニ知悉セシメ萬一ノ場合ニ處セシムルコト

チ 花電車受渡方法ハ別紙花電車受渡場所及時刻表ニ依ルモノトス

リ 花電車ニハ擔當者ノ外乗車セシメサルコト

(三) 花電車擔當者ノ勤務及給與

イ 擔當者ハ各出張所ヨリ選拔シタル車掌運轉手各十六名ヲ以テ之ニ充ツルモノトシ全員ヲ左ノ二班ニ分チ各班ヲ更ニ八組ニ分ツ但シ各班ノ内一組ヲ豫備員トス

甲班 三田青山新宿柳島大塚巢鴨南千住及青山南町出張所選拔者

乙班 新宿巢鴨南千住赤坂見附錦糸堀廣尾早稲田及神明町出張所選拔者

ロ 豫備員ハ附隨車ノ運轉ヲ擔當スルモノトス但シ本務擔當者ニ缺員ヲ生シタルトキハ豫備員ヲ以テ之ヲ補充スゴノ場合附隨車ノ擔當者ハ關係出張所ニ於テ適宜之カ補充ヲ爲スモノトス

ハ 擔當者ノ勤務ハ隔日勤務トシ左記日割ニヨリ服務セシム但シ雨天順延トス

三月二十四日 甲班

三月二十五日 乙班

第二編 帝都復興祭準備

三月二十六日

甲班

三月二十七日

乙班

ニ 擔當者ハ別紙花電車受渡場所及時刻表ニ依リ、受領時刻迄ニ直接受渡箇所ニ出勤シ、最後入庫済ノ上退
出スルモノトス

ホ 擔當者ニハ特製ノ外套ズボン及帽子ヲ着用セシム、但シ花電車運車終了後ハ本課ニ返送スルコト

ヘ 運轉中止ノ場合、擔當者ハ適宜他ヲ勤務ニ服セシムルコト

ト 花電車ノ運轉ハ非乗務ト看做ス

チ 擔當者ノ休暇ハ花電車運轉日ニ相當シタル場合ハ運轉セサル日又ハ運轉終了後、適當ノ日ニ休暇セシ
ムルモノトス、コノ場合勤怠日報摘要欄ニ其ノ旨記載ノコト

花電車經由地並通過時刻

三月二十四日

晝間第一回

大門(發前八四〇)―宇田川町(八四二)―芝口(八四六)―新橋北(八四七)―新橋北口(九〇四)―三原橋着(九〇八)―三
原橋陳列―三原橋發(一〇一〇)―新北口(一〇一六)―新橋北(一〇一七)―宇田川町(一〇三六)―金杉橋(一〇四
一)―三田車庫着(一〇四五)

晝間第二回

三田車庫(發正午)―御成門後(〇〇六)―日比谷(〇一四)―馬場先(〇一六)―市役所前(〇一八)―丸ノ内(〇二一
二)―日本橋(〇二六)―永代橋(〇三二)―門前仲町(〇三七)―森下(〇四六)―龜澤町(〇四九五)―外手町(〇

五四)―業平(一〇二)―柳島着(一〇五) 柳島發(一一九)―業平(一二四)―外手町(一三〇)―龜澤町(一三五
五)―淺草橋(一四二)―須田町(一四八)―神保町(一五四)―九段上(二〇〇)―市ヶ谷(二〇六)―四谷見附(二一〇)
五赤坂見附(二一六)―溜池(二二二)―櫻田本郷町(二二七)―日比谷(二三二)―馬場先(二三四)―神田橋―
(二四〇)―小川町(二四三)―須田町(二四五)―淺草橋(二五一)―龜澤町(二五八)―錦糸堀車庫着(三〇六)

夜間

錦糸堀車庫(發後五〇〇)―龜澤町(五〇八)―淺草橋(五一四)―須田町(五二〇)―小川町(五二二)―大手町(五
二八)―日比谷(五三四)―櫻田本郷町(五三八)―溜池(五四四)―赤坂見附(五四八)―四谷見附(五五五)
―市ヶ谷(五五九)―九段上(六〇五)―神保町(六一〇)―須田町(六一七)―淺草橋(六二二)―龜澤町(六二九)―
手外町(六三四)―業平(六四二)―柳島着(六四五)―柳島發(六五九)―業平(七〇四)―外手町(七一〇)―龜澤町
町(七一五)―森下(七一九)―門前仲町(七二八)―永代橋(七三三)―日本橋(七三九)―丸ノ内(七四三)―市
役所前(七四七)―馬場先(七四九)―櫻田本郷町(七五五)―御成門(七五九)―三田車庫着(八〇六) 三田車
庫發(八一三)―宇田川町(八二二)―銀座(八三〇)―日本橋(八三九)―須田町(八四六)―上野廣小路(八五三)―車
坂(八五八)―菊屋橋(九〇三)―雷門(九〇八)―吾妻橋(九〇九)―既橋(九一三)―淺草橋(九二〇)―車
本石町(九二七)―日本橋(九三一)―京橋(九三五)―芝口(九四三)―金杉橋(九五三)―三田車庫着(九五七)

三月二十六日

晝間

三田發前(九〇〇)―金杉(九〇三)―宇田川町(九〇八)―神谷町(九一三)―赤羽橋(九一九)―札ノ辻着(九
三四)―發(九三八)―赤羽橋(九四三)―神谷町(九四九)―虎ノ門(九五四)―溜池(九五七)―六本木(一〇〇三)

霞町(一〇〇八)―青山車庫着(一〇一五五) 青山車庫發(一〇二二五) 青山一丁目(一〇三二五) 赤坂見附(一〇三七七) 三宅坂(一〇四四二) 日比谷(一〇四八五) 銀座(一〇五二二) 築地(一〇五五五) 櫻橋(一〇五九五) 茅場町(一一〇四) 水天宮(一一〇八五) 森下町(一一一五五) 猿江(一一二二五) 錦糸堀(一一二六五) 龜澤町(一一三五) 兩國(一一四〇) 須田町(一一四七五) 小川町(一一五〇) 神田橋(一一五三) 大手町(一一五六) 丸ノ内(一一五七五) 本石町後(一〇二二) 萬世橋(一〇七) 松佳町(一〇八五) 本郷三丁目(一〇二五) 肴町(一〇二四) 上富士前(一〇二九) 駒込車庫(一〇三二)

夜間

駒込車庫發後(五〇〇) 上富士前(五〇三) 肴町(五〇八) 本郷三丁目(五一六五) 松佳町(五二二) 萬世橋(五四四) 本石町(五二九) 丸ノ内(五三四) 大手町(五三五五) 神田橋(五三五五) 錦町(五四〇) 神保町(五四三五) 水道橋(五四七五) 春日町(五五二) 白山上(五五八五) 鶉籠町(六〇二五) 巢鴨車庫(六〇六五) 巢鴨車庫發(六二〇五) 鶉籠町(六二四五) 神明町(六三〇五) 上野廣小路(六四六五) 旅籠町(六五三) 松佳町(六五四五) 小川町(六五七五) 神田橋(七〇〇五) 大手町(七〇三) 丸ノ内(七〇五) 本石町(七〇九五) 萬世橋(七一四) 御茶ノ水(七一五) 水道橋(七二二) 飯田橋(七二七五) 若松町(七三七五) 角筈(七四六) 鹽町(七五四) 四谷見附(七五八五) 半藏門(八〇四) 日比谷(八一三) 銀座(八一六五) 築地(八一九五) 櫻橋(八二四) 茅場町(八二八五) 水天宮(八三三) 小傳馬町(八三八五) 岩本町(八四二) 御徒士町(八四八) 三ノ輪車庫着(九〇二)

三月二十七日

晝間

三ノ輪車庫發前(九〇〇) 菊屋橋(九〇九五) 藏前(九一三五) 淺草橋(九一八) 小傳馬町(九二二五) 本石町(九二五) 日本橋(九二九) 銀座(九三八) 芝口(九四二) 新橋北(九四二五) 吳服橋(九五三) 神田橋(九五九) 神保町(一〇〇四) 春日町(一〇一一五) 傳通院(一〇一五五) 大塚仲町(一〇二三五) 大塚着(一〇二九) 大塚發(一〇四三) 大塚仲町(一〇四八五) 傳通院(一〇五六五) 春日町(一〇〇五) 上野廣小路(一一〇) 三筋町着(一一二七) 外手町着(一一二二) 外手町發(一一三五) 三筋町(一一二七) 上野廣小路(一一四六) 春日町(一一五五五) 大曲後(一〇〇三) 江戸川(一〇〇七五) 早稻田車庫着(一〇一一)

夜間

早稻田車庫發(五〇〇) 江戸川(五〇四) 飯田橋(五二二) 九段下(五一六五) 神保町(五一八五) 小川町(五二二) 須田町(五二四五) 淺草橋(五三〇五) 駱橋(五三八) 吾妻橋西(五四一五) 南千住(五五二五) (發五五九五) 吾妻橋西(六一〇五) 駱橋(六一四) 淺草橋(六一一五) 須田町(六一七五) 小川町(六三〇) 大手町(六三六) 日本橋(六四二) 永代橋(六四八) 門前仲町(六五三) 洲崎着(六五九) 洲崎發(七一三) 門前仲町(七一九) 永代橋(七二四) 櫻橋(七二九) 馬場先(七三五) 日比谷(七三八) 櫻田本郷町(七四二) 芝園橋(七五〇五) 古川橋(八〇一五) 天現寺(八〇七) 霞町(八一三) 青山一丁目(八二〇) 鹽町着(八二二) 鹽町發(八四二) 青山一丁目(八五〇) 六本木(八五六五) 飯倉一丁目(九〇二五) 御成門(九〇七五) 宇田川町(九〇九) 大門車庫着(九一一)

三月三十日

五臺連行 大門車庫發後(七二七五) 大門(七四一五) 三田着(七四八) 三田發(七五五) 御成門(八〇一五) 櫻田本郷町(八〇五五) 日比谷(八〇九五) 馬場先(八一二) 市役所前(八一三五) 丸ノ内(八一七五) 日本橋

(八二一、五)―茅場町(八二四)―水天宮(八二八、五)―兩國着(八三六、五) 兩國發(八五〇、五)―人形町(八五六)―土州橋着(九〇〇) 土州橋陳列

七臺連行 土州橋發(一〇二四)―人形町(一〇二八)―兩國着(一〇三三、五)

兩國發(一〇三七、五)―水天宮(一〇四五、五)―茅場町(一〇五〇)―日本橋(一〇五二、五)―丸ノ内(一〇五六、五)―市役所前(一一〇〇、五)―馬場先(一一〇二)―日比谷(一一〇四、五)―櫻田本郷町(一一〇八、五)―御成門(一一二二、五)―三田着(一一二九) 三田發(一一二六)―大門着(一一三二、五)

第三節 復興祭祝賀催物計畫

滿都を擧げて曠世の盛事を祝賀する爲市は催物並餘興の計畫を大要左の如く選んだ。

- 一 市内復興公園に舞臺を設け各區の餘興場に當てること
 - 二 復興歌を作り又小學校兒童の旅行列、在郷軍人團學生青年團の提燈行列の行進に合唱せしめ五十團體をもつて一大音樂團を組織し當日大音樂行進を行ひ又市公會堂音樂堂にて映畫會音樂會演劇會を開催すること
 - 三 祝賀章三十萬箇を作成し市民には實費にて交付すること
 - 四 市政案内市民心得ポスター約五十萬枚を印刷し市民に配布すること
 - 五 當日全市の小學兒童は通學區域に旅行列、夜は青年團、在郷軍人團は提燈行列を行ふこと
- 右方針のもとに催物並其の日程を左の如く定めた。

三月二十三日午後一時 舞踊大會(日比谷公園公會堂)

三月二十四日午後一時 新國劇(同)

同 午後一時 ハーモニカ大會(同)

同 午後二時 兒童音樂會(本所公會堂)

三月二十五日午後一時 兒童の會(日比谷公會堂)

同 午後七時 舞踊大會(同)

同 午後二時 陸海軍々樂隊合同演奏會(同)

同 午後六時 映畫會(本所公會堂)

三月二十六日午後六時 映畫喜劇大會(日比谷公會堂)

同 午後六時 市民オーケストラ(同)

同 午後六時 映畫大會(同)

同 午後六時 日本音樂大會(本所公會堂)

復興祭に於ける祝賀行列は東京市聯合青年團、在郷軍人團、青年訓練所、市内中等學校の合同主催により大提燈行列並陸海軍々樂隊各區青年ラッパ隊、其の他を合し、五百名に達する音樂大行進及前記の如く全市二十萬小學校生徒の旅行列を行ふ外、御巡幸三月二十四日より二十六日を中間に前後七日間、帝都復興體育大會の開催を企て二月十四日午前六時、明治神宮體育會評議員會は日本青年會館に於て平沼副會長以下總務委員、評議員三十餘名出席、帝都復興祭を記念する運動競技會に關する協議を遂げた、然して大體、市當局並神宮體育會各部代表を主催團體とし、後に具體案を協

議したか神宮競技場を中心にして其の他の競技場に於て左の種目及日割別に依りて舉行することに決定した。

帝都復興記念體育大會の競技日割

三月二十四日

一 競漕

午後二時隅田公園コース(雨天の節は二十五日)

アオア。オアス。シユル。 八百米

シングル。スカル。

(シニア、シユニア女子) 八百米

六人漕固定席艇

(シニア、ジュニア女子) 六百米

舵手附一人漕艇(オワンボート) 二百米

一 庭球 (雨天順延)

硬球 午後一時お茶の水コート

男子 單二 復二

女子 單一

軟球 午前九時日比谷公園コート

一 弓術

午前八時芝公園競技場

三十五間大的

三月二十五日

一 野球

午後一時神宮外苑球場

慶應義塾大學普通部 對 横濱商業學校 午後一時

慶應義塾商工學校 對 横濱私立本牧中學校 午後三時半

一 籠球

午前九時基督青年會コート

男子中等學校チーム

高等學校専門學校大學チーム

東京俱樂部チーム

一 排球

午後一時府立六中コート

男子 チーム

第二編 帝都復興祭準備

女子 チーム

一 飛行機

二十五日午前十時立川發 帝都訪問飛行法政大學ひよどり號かはせみ號雨天の節は二十六日

三月二十六日

一 陸上競技

午前十時神宮外苑競技場

男子 百米三百米五百米千米二千米復興幹線道路マラソン走中跳走高跳圓盤投砲丸投

女子 百米四百米繼走高跳走中跳砲丸投

一 體操

午前九時神宮外苑競技場

器械體操(午前九時)

市内小學校聯合體操(正午)

消防手體操(午後零時三十分)

一 ホッケー

午後零時四十五分神宮外苑競技場

全日本選抜第二次試合

一 蹴球

午後二時五十分神宮外苑競技場

東京學生選抜チーム對抗戦

一 ラクビー

午後三時二十五分神宮外苑競技場

大學専門學校混成チーム對抗戦

一 野球

午前十時神宮外苑競技場

選抜實業團試合キリンビール明電合藤倉電線株式會社安田生命保險會社對抗戦

一 籠球

基督教青年會コート

男子 中等學校チーム

大學専門學校チーム

女子 チーム

一 排球

二十六日午後一時府立六中コート

男子 チーム

女子 チーム

一 角力

午後一時神宮外苑相撲場

第二編 帝都復興祭準備

東京府聯合青年團郡區對抗
郡區選出一般選手

三月二十七日

一 水上競技

午後一時芝公園プール

- 男子 五十米自由型 百米自由型 五十米平泳 五十米背泳 百米橫泳 二百米リレー
- 女子 五十米自由型 五十米平泳 五十米背泳 五十米橫泳
- 復興局各部對抗
 - 二百米リレー 五十米自由型
 - 復興事業局各部對抗
 - 二百米リレー 五十米自由型
 - 復興局 對 事業局 二百米リレー
 - 高等游泳各流派名士泳法應用游法

一 劍道

午後一時日比谷公會堂

各郡區八王子市對抗優勝試合

一 拳闘

午後六時日比谷市公會堂

學生

一般一部 二部

三月二十八日

一 柔道

午後一時日比谷公會堂

各郡區八王子市對抗優勝試合

帝都復興記念體育大會役員

- | | | | |
|------|--------------------|---|-----------------------|
| 名譽會長 | 男爵 阪谷 芳郎 | | |
| 會長 | 市長 堀切善次郎 | | |
| 副會長 | 平沼 亮三 | | |
| 同 | 助役 廣瀬 久忠 | | |
| 委員 | 早大教授工學博士 山本 忠興 | 同 | 傳研技師醫學博士 河本 禎助 |
| 同 | 高等師範學校主事 村上 邦夫(柔道) | 同 | 慈大及陸軍士官學校教授 芦田 公平(野球) |
| 同 | 藥師寺尊正(籠球) | 同 | 加藤 隆世 |
| 同 | 石川直三郎 | 同 | 青年會館主事 後藤隆之助 |
| 同 | 新聞聯合社 宮木 昌堂(ボート) | 同 | 森田 俊彦(陸上) |
| 同 | 武下 慶三(水上競技) | 同 | 針重 敬喜(庭球) |
| 同 | 武滿 國雄(野球) | 同 | 東大醫學部醫學博士 郷 隆(ボート) |

帝都復興祭志

同	橋本壽三郎(ラ式)	同	三一八
同	子爵 永井直邦(ホッケール)	同	山田午郎(ア式)
同	多羅尾光道(剣道)	同	原六郎(バレール)
同	森秀(マステージム)	同	村尾圭介(弓道)
同	松井禮七(相撲)	同	國民新聞社
同	三橋正	同	青年會館主事
同	池園哲太郎	同	石川輝一(拳闘)
			惠美唯義
			福井正太郎

以上明治宮體育會總務委員

帝都復興記念體育大會本市役員

會長	堀切市長	同	脇水重臣
副會長	廣瀬助役	同	三橋義雄
委員 市民部長	福井正太郎	同	下河原武夫
同	池園哲太郎	同	和田志良
同	藤本光清	同	清水照男
同	坂井俊三郎	同	
同	古山利雄	同	
同	佐藤正恒	同	

第七章 區施設計畫

日本橋區

御巡幸に關する施設計畫

一 裝飾

復興祭の裝飾は主として奉迎塔アーチ沿道設備であるか計畫は左の如くてある。

奉迎塔

建設場所 京橋境二 江戸橋四 地藏橋二 淺草橋二 計十二基

建設費總額 三百圓

アーチ

建設場所 金座通より千代田小學校入口二一箇

建設費總額 六十圓

沿道裝飾

裝飾場所 アーチ建設の場所より千代田小學校表玄関に至る道路側延長二一三間

費用總額 六十四圓

二 奉拜其の他の施設

鹵簿奉拜の爲、御巡幸當日場所を特定し、掛員は吏員の外女子青年團員約二十名を定めて之に當らしめ

た、区内八十歳以上の高齢者約二〇〇〇名の見込を以て壽盃を贈呈することとした。

三 記念寫眞帖の編纂

震災前の状況震災直後の状況復興状態の状況寫眞に簡明なる記録即ち奉迎及復興祭に關する本区の各町施設の概要を記述し、御巡幸奉迎の状態復興祭に於ける状況及裝飾本區施設及沿道其の他の寫眞等を入して一本となし六〇〇部を刊行する計畫を樹てた。

式典祝賀會當日施設計畫

本區は區祝賀會を廢して、大衆的に祝賀する方針を樹て各町に補助金を支出し、之か施設に關しては各町會に一任した。

學校施設計畫

一 衛生施設 本區は今次の御巡幸に際し特に重要な區なるに依り衛生上の施設には最も留意し御巡幸當日遺憾なきを期する爲先づ小學校兒童の種痘施行傳染病豫防健康診断等周到の注意を拂ひ、三月三日より一週間學校衛生週間を實施し、健康増進疾病豫防等に注意せしめ、特に復興祭まで繼續せしむることとした。各學校には度々傳染病豫防に關する注意を與へ、特に千代田小學校に對しては二月より學校醫をして一週二回治療醫は隨時昇校して職員兒童の健康診断チフス豫防接種消毒其の他傳染病豫防に關する事務に従事せしめた。

二 奉拜 御巡幸當日区内各小學校職員兒童は最寄沿道に堵列奉迎送をなすこととし、次いで三月二十六日には各學校内に祝賀式を舉行し、學式後兒童總代は氏神稻森神社外十二社に奉拜又上記の各神社には復興祭典神饌料を供進せり神饌料一社三圓合計三十九圓尙ほ祝賀式當日兒童九、七、九五人に祝菓を給與し、職員小使に酒肴料を給與、各小學校兒童は祝賀式後通學區域内に旗行列を行ふこととした。

深川區

御巡幸に關する施設計畫

一 裝飾

御道筋中、清洲橋際及永代橋際の二箇所に奉迎塔各二基を建設し、又区内新大橋通、江裏町市電、江停留所附近千代田町幹線街路交叉點附近入舟町澤海橋附近の四箇所に大國旗掲揚することとした。

二 奉拜

区内小學校附屬幼稚園其の他官公私立各種學校の生徒兒童、幼兒八十歳以上の高齢者、軍人分會員、男女青年團員、青年訓練所生徒各種名譽職及待遇者町會及各種團體の役員、區役所々屬員等の爲警察當局と協定して特に沿道に位置を區劃設定し、兩簿奉拜を爲さしむることとした。右の高齡者には祝菓として紅白鳥の子餅二箇宛を贈與すること、尙ほ御巡幸翌日二十五日区内神社に於て復興奉告祭を執行し、神饌料を供進することとした。

式典祝賀會當日施設計畫

三月二十六日午後三時明治小學校内體操場に於て區祝賀會を開催し、区内各種名譽職並其の待遇者町會長各種團體代表者各學校校長各官公署の長村社以上の神社の神職及区内新聞社長を招待し、當日參會者に御巡幸記念、深川區復興全圖を贈呈する事とした。尙ほ當日深川公園扇橋小學校隣接小公園、深川小學校前廣場には舞臺を設備し、連續して餘興を演せしめ、深川公園清澄庭園本村町安田製釘所跡の三箇所に於て晝間十三發夜間三十七發の花火を打揚けることとした。

學校施設計畫

三月一日區内市立小學校長會を開催し左記事項を決定した。

三月二十六日各尋常小學校兒童及附屬幼稚園幼兒全員並高等小學校補習科女兒及各實業補習學校女生徒の旅行列及高等小學校及尋常小學校補習科男生徒の提燈行列を舉行することとし、尋常小學校生徒高等小學校尋常小學校補習科女兒及補習學校生徒に祝葉を給與することとした。

本所區

御巡幸に關する施設計畫

一 裝飾

區内各戸の裝飾に關しては、三月六日十一日の兩日に互り、御道筋に當る十六箇町の町會長協議會を開催して協議決定し其の他の町會長に對しては文書を以て裝飾方法を指示した、即ち右協議會の決定に基き、御道筋兩側延長三千間に對し二間毎に幔幕用支柱(赤白の布を巻きを設け、柱頭には、祝復興の小旗(五色)を施し、其の下に小國旗を交又し、更に赤白の三段幕を張り、尙提燈表面、奉迎裏面に祝の文字を認む)を掲揚し、區民祝賀の意を表することとした、又區内各戸に在りては國旗並提燈を掲出し奉迎の至誠を表徴し、次に奉迎塔は言問橋に建設す、塔の總高さは三十九尺餘、四本の親柱は五寸角を使用し、骨組筋違は丸太及二寸五分角を使用、裝飾下地は大中貫及六分板を使用し、門の腰部は八尺角杉皮にて包み、中心柱は六尺角とし、五色天笠布を張り廻らし、中張上を杉葉張り、上部に紅白三段幕を鉢巻し、最上部は日の丸三巾國旗を樹てた、尙ほ中心紋り旗を取付け奉迎、復興の文字、東京市のマーク、本所區の文字を配置した。

した。

藏前橋奉迎塔の設備及裝飾は大體、言問橋奉迎塔と同様であるか著しく異なる點は之を一名向ヒ塔とし、一種のアーチ形である、次に御道筋源森橋の裝飾は橋の四隅電燈柱に奉迎塔を裝飾し、兩側鐵製手摺を松葉赤及白布を巻き塔の總高さは十五尺餘にして腰部は杉葉にて包み、中心柱は五色布張とし、其の上に日の丸紋り旗を飾り付けて、上部を植木飾形とし、造花數々を飾り付け、奉迎及復興本所區の文字を配置した。

二 奉拜

御道筋沿道震災記念堂前反對側に約五十坪の棧敷を設け、高齢者三百十五名並同附添人に對し、兩簿の奉拜を爲さしめ、又御道筋沿道震災記念堂前及藏前橋前交叉點際に於て區内町會長其の他各種團體代表者約二百名に對し、兩簿の奉拜設備を施し、更に區内小學校三學年以上約一萬四千五百名、區内中等學校生徒七千五百名、男女青年團三百名、江東學園兒百五十名、合計二萬二千四百五十名に對し、兩簿の奉拜設備を施した。

式典並祝賀會當日の施設計畫

三月二十五日區内牛島、江島、三園、秋葉、龜戶、天祖、香取及深川、天祖以上本區關係八社に對して、神饌幣帛料を供進し、復興完成奉告祭を執行、尙ほ三月二十六日祝賀會當日には區内十九小學校に於て祝賀式舉行式終了後、引續き學區内の旅行列を行ひ、横綱公園内には午前八時より午後八時四分迄十二時間四分に互り、百八十八發の煙火打上を爲すこととした。

學校施設計畫

小學校並兒童總代の特別奉拜を仰ぐこととなつた、即ち御巡幸當日震災燒失の區内十八小學校長は各

校の児童總代四名に附添の上、日本橋千代田小學校校庭に於て特別奉拜を仰付けられ、其の他の区内小學校児童は区内指定の場所に於て、雨澤を奉拜することとなつた。次に三月二十六日午前十時の内十九小學校は復興完成祝賀式を舉行し、二萬三千人の児童に奉祝菓を給與し、而して式終了後、引續き學区内に旅行列を行ふこと、本所業平兩商業學校及第一第二青年訓練所生徒は東京市主催の提燈行列に参加すること、又三月二十四日午後二時本所公會堂に於ける東京市主催、本所區教育會後援に係る児童音楽會を舉行し、区内小學校児童各一組宛出演唱歌、兒童劇、童話踊、遊戲對話舞踊を行ふこととなつた。

淺草區

御巡幸に關する施設計畫

一 裝飾

奉迎塔

下谷區界二基

藏前橋二基

言問橋二基

淺草橋二基

計 八基

二 奉拜

御巡幸當日区内八十歳以上の奉拜高齢者四百七名に對し、菓子一箱宛を呈することとした。

式典並祝賀會當日の施設計畫

区内各名譽職同待遇者町會長、副町會長、委員各種團體長、各市立學校校長、各種學校長、神社・司社、掌寺院、区内新聞社長及大正十二年以降の各町會長、方面委員並各官公署長等八百七十九名を招待し、區祝賀會を開催す。

ることとなり、當日は招待者一同に記念品として錦紗帛紗箱入一枚宛を贈呈し、淺草公園に於て晝夜花火二百發を打揚げて祝賀すると共に區吏員教員八百二十八人へ酒肴料金一圓宛、給仕小使夫等三百七人へ同上金五十錢宛を給與し、小學校児童二萬二千九百三十二人に一人當金五錢の祝菓子を給與することとした。

學校施設計畫

御巡幸當日、各小學校職員児童は最寄沿道に於て堵列奉迎を行ひ、尙ほ小學校内に於ては復興祭當日舉式をなし、記念樹を植栽し、式後各校通學區域内の旅行列を行ふこととなつた。夜間は待乳山小學校に於て震災當時及現在の復興状況とを比較したる幻燈を觀覽せしむることとした。尙ほ児童の智能伸展を圖る爲松葉小學校は児童文庫の擴張計畫をなし、正徳小學校は體格優良児童の表彰を行ふこととした。

神田區

御巡幸に關する施設計畫

一 裝飾

區境及御巡幸御道筋へ奉祝塔並大國旗を建設し、町會に補助金を交付して各町を裝飾せしむることとした。

二 奉拜

區名譽職其の他の區公職關係者町會長高齢者の奉拜所設備を整へた。

式典並祝賀會當日の施設計畫

式典當日區吏員備人小學校職員備人には酒肴料を贈與し、區名譽職同待遇者區劃整理委員各町會長等の本

區復興關係者に對しては復興完成の感謝狀を發送し、尙ほ區名譽職同待遇者區劃整理委員には記念品を贈呈し、當日神田區祝賀會を開催することに決した。

學校施設計畫

尋常小學校第三學年以上の兒童は學校所在地に近接せる御巡幸御道筋に於て奉拜し、式典當日午前八時復興祝賀式を舉行し、更に兒童は通學區域内に於て旗行列を行ひ、夜間は補習學校生徒の東京市聯合青年團提燈行列に参加することに決定した、尙ほ全校兒童へは式典舉行當日には祝葉給與することとした。

下谷區

御巡幸に關する施設計畫

一 裝飾

御巡幸當日區内御沿道の裝飾は本郷區天神町と當區池の端仲町との區境、淺草區清島町と當區稻荷町との區境、上野公園前の三箇所に奉祝塔を建設し、尙ほ沿道各町の街頭裝飾は當該關係町會に於て之を行ひ、廳舎玄關前には二間に三間半天國旗を交叉し、玄關に紅白の幔幕を張り廻すこととした。

二 奉拜

上野公園入口西側を豫定し、名譽職同待遇者の奉拜場所を直接東京市に於て設備した、尙ほ當區に於て警察署と交渉の結果各種團體の奉迎場所を定め、高齢者奉拜の場所は路上に筵を敷きたる上、毛布二枚を重ねて敷き、女子青年團員十名出場して一切の世話をなさしむることとした。

三 衛生

御巡幸當日區内上野警察署庭内鐵道ガード(下仲御徒町四丁目)の二箇所に救護所を設け、下谷區醫師會下谷區衛生會警察署と協同して當日の救護に従事し、其の他假設便所を設けることとした。

四 記念品並感謝狀

復興功勞者には御歌所寄人の復興を祝へる歌の自筆色紙を神宮御造營殘材を以て調製したる色紙掛に納めたるもの、但し色紙は 今上陛下御大禮の御時、特に京都市山本紙店に御調製を命ぜられたると同一品の記念品を贈呈し、尙ほ感謝狀發送贈呈の範圍は左の如くである。

- 府市區會議員區學務委員及大正十二年以降府市區會議員學務委員たりし者
- 區劃整理委員及區劃整理委員たりし者並區劃整理委員會議長より推薦せられたるもの
- 商工會議所議員及大正十二年九月一日以降同議員たりしもの
- 町會長並大正十二年九月以降町會長たりしもの
- 小學校長並大正十二年九月以降小學校長たりしもの
- 區長課長並大正十二年九月以降區長課長たりしもの
- 以上に該當したるものにして死亡したるもの
- 神職並燒失神社の氏子總代崇敬者總代
- 前記の外特に功勞ありと認めたるもの

式典並祝賀會當日に施設計畫

三月二十日午後三時御徒町小學校に於て區祝賀會を開催し、區名譽職並復興功勞者には感謝狀を贈呈した。

學校施設計畫

學校に於ける奉祝は左の要領に依り、之を行ふこととした。

- 一 祝賀會當日各小學校に於て奉祝會を舉行すること。
- 二 學式當日は全學校幼稚園の兒童生徒並園児に祝葉を頒つこと。
- 三 高等小學校並尋常小學校全校兒童の旅行列を行ふこと、但旅行列を行ふ地域の範圍に就ては其の學校長の意見に依ること。
- 四 祝賀會當日、吏員教員保母傭人等に對し酒肴料を給與す、但祝賀會に招待したる學校長吏員は之を除くこと。

芝區

御巡幸に關する施設計畫

一 裝飾

櫻田本郷町蓬萊橋際に奉祝塔を、御成門に奉祝門を設置し、宇田川町に奉祝大國旗を掲揚し、御通筋各町會長と協議の上、御道筋の兩側に紅白の幕を張りて祝意を表すること。

二 奉拜

市立小學校外各官、公私立學校生徒青年團、高齡者在郷軍人團體、人會其の他の團體約一萬數千名の堵列奉拜場所を設備し、尙ほ衛生施設其の他萬遺漏なきを期した。

式典並祝賀會當日の施設計畫

式典當日、區名譽職同待遇者會長有志吏員一堂に會し復興完成祝賀會を舉げることとし、夫々關係方面に案

内狀を發送した。

學校施設計畫

御巡幸當日市立小學校職員生徒代表三千五百七十一名沿道指定の場所に於て堵列奉拜することとした。尙ほ校内に於て宮城前式典の學式と同時に祝典を行ひ、式後代表者は各鎮守社に參詣して報告祭を舉行し、尙ほ三月二十六日には各通學區域に於て全兒童の旅行列を舉行することとなつた。

四谷區

御巡幸に關する計畫施設

一 裝飾

本區の裝飾は奉祝塔建設計畫を樹て三月十七日工事に着手、三月二十二日完成の豫定建設場所左の如くである。

奉祝塔 四谷見附橋上(麴町區と共同)

市電鹽町交叉點

省線信濃町陸橋前新宿道分

二 奉拜

各町會正副會長區内各種公益團體長は日比谷公園有樂門前に於て奉迎することとした。

式典並祝賀會當日の施設計畫

二十四日午前八時奉迎者は市電三宅坂停留所前故寺内元帥銅像前に各自團員章を左胸に佩用して貳百名集合し、五十人を一團となし、一團毎に係員一名付添ひ、隊伍を整へて日比谷公園有樂門前鋪道に到着し奉迎することとした。

二十六日式典當日区内各小學校兒童は午後二時各學校に於て祝賀式を舉行、同日午後五時市聯合青年團の提燈行列に参加の爲、區青年團青年訓練所生徒實業補習學校生徒等五百名は四谷第三小學校に集合し、萬歳を先登に九段靖國神社境内に於て本隊と合し宮城前に到りて、萬歳を三唱其れより竹橋を經、半藏門に出て、電車通りを四谷見付に出て、新宿御苑に到りて萬歳を唱和し、午後十時解散することとなつた。

學校施設事項

二十四日御巡幸當日、宮城外苑芝生に於て区内市立各小學校兒童實業補習學校生徒区内市立夜學校兒童幼稚園兒の各代表者百四十名と共に奉迎送をなす豫定である。

學校施設計畫

御巡幸當日二十四日には区内市立小學校實業補習學校夜學校其の他各校一校當り、生徒兒童は十名附添一名代表して宮城前に於て奉迎送をなし、式典當日二十六日には復興式を舉行し、兒童に祝葉を給與することとした。

本郷區

御巡幸に關する施設計畫

一 裝飾

御巡幸御道筋要所に左の奉迎塔の建設並大國旗掲揚することに決定した。

奉迎塔

湯島六丁目八番地	一基
湯島六丁目十一番地	一基
元町一丁目三水道橋々畔	一基
元町一丁目三〇ノ二番地先	一基
湯島三組町八九番地先	一基
湯島天神町三ノ一番地先	一基

大國旗建設場所

元町一丁目三〇ノ二番地先	一基
湯島三組町八九番地先	一基
湯島天神町三ノ一番地先	一基

右費用

金六百圓

二 奉拜

高齢者には一定の場所に奉迎所を設置して奉拜せしめ、當日祝葉を贈呈し、女子青年團員に依頼して接待せしむることとし、區名譽職其の他代表者には一定の奉迎所を設置して奉拜せしむることとした。御巡幸沿道奉迎所近隣に假便所の設置傳染病豫防注射を實施する等衛生設備を施した。

式典祝賀會當日施設計畫

式典祝賀會當日、区内各神社の祭典を舉行し、尙ほ復興功勞者及復興事業關係區會議員、區學務委員、區割整理委員、燒失區域町會長並復興事業當局の内務省復興局東京市へ復興完成に付、夫々感謝狀を贈呈した。三月二十四日午後四時區役所樓上に於て祝賀會を開催し、区内の名譽職其の他の有力者を招待することとした。

學校施設計畫

三月二十四日御巡幸御道筋特定場所にて各区内小學校兒童を奉迎せしめ三月二十六日には小學校に於て祝賀式後旗行列を舉行し職員小使に酒肴料兒童に祝菓を給與することに決した。

第三編 帝都復興祭設備

第一章 復興帝都御巡幸

第一節 土木設備

一 御道筋整理並清掃

御巡幸御道筋に當る街路整理工事は復興局施行の幹線街路の小工事を除き東京市は其の他の在來街路及補助線街路其の延長約三十軒餘の修覆舗装工事と路面上の工作物防護工事を悉く施行した尙ほ以上の工事を完全に整理する目的を以て二月四日街路占用中の事業者招集し其の整理方法に關する打合を爲して左の方針を樹てた。

御巡幸御道筋街路掘鑿及占用工作物取締方針

- (一) 取締ノ區域ハ御道筋ノ全線及之ト連瓦スル街路三十間以内ヲ謂ヒ以下之ヲ取締街路ト稱ス
- (二) 取締街路内ニ於テハ來ル二月十五日以後御巡幸ノ終了スル迄街路掘鑿工事ヲ施行セサルコト但シ事後修理ノ爲臨機ノ處置ヲ必要トスルモノ及沿道民家ニ對スル直接需要管線工事等ニシテ止ムヲ得サル事由ノ爲特ニ許可若クハ承認ヲ受ケタルモノヲ除ク

(三) 既ニ許可若ハ承認済ノ街路掘鑿工事ニシテ御巡幸ニ關シ施行期間ノ打合ヲ了シタルモノハ必ス其ノ期間内ニ完了スルコト

(四) 街路ヲ占有スル事業者ハ二月中ニ一回及三月十五日迄ニ一回取締街路内ノ各自占有工作物ニ付異狀ノ有無ヲ検査スルコト人孔消火栓等路面ニ蓋飯ヲ有スル占有工作物ノ事業者ハ検査ニ際シ特ニ其ノ蓋飯ノ破損不工合等ニ對スル取換修理ノ要否竝孔内ニ爆發ノ虞アル瓦斯蓄積ノ有無等ヲモ精査スルコト

(五) 検査ノ結果異狀ヲ發見シタルキトキハ其ノ位置及事態竝之カ善後措置ヲ本市土木局道路課長ニ即報(電話又ハ特使等急報)スルコト

以上の方針により事業者をして整理せしめ一方本市係員は晝夜兼行街路工作物其の他の支障物は掛員各分擔區域を定めて數回に亘り實地検査を行ひ以て御巡幸當日までに全部の検査を了した

- (一) 御巡幸御道筋ニ於ケル各種占用工作物支障検査分擔及日割ヲ別表ニ依リ施行スルコト
- (二) 各擔任者ハ受持區域内抜道三十間ヲ含ムノ各種占用工作物假置材料放置殘材土砂等ノ占用ニ對シ各事業者ト立會ノ上綿密ニ検査ヲ爲シ月末迄ニ撤去若ハ改築修繕ヲ行ハシムルコト
- 例——人孔消火栓等ノ金蓋ノ有無破損接合不具合電柱ノ控線支柱等ノ腐朽切斷弛緩
- (三) 各擔任者ハ支障ノ有無及其ノ處置ニ關スル報告ヲ左記様式ニ依リ課長ニ提出スルコト

御巡幸御道筋ニ於ケル占用工作物検査日割及分擔表

検査月日	區域	擔任者	立合者	集合場所及時間
二月十二日	麹町區内	事務員一人 技手三人	各事業者	馬場先門 午後三時
	神田區内	事務員三人 技手二人 雇一人		地蔵橋 午後三時
	日本橋區内	事務員二人 技手二人 雇二人		新橋 午後三時
	京橋區内	事務員二人 技手一人 雇一人		日比谷 午後三時
	芝區内	事務員一人 技手二人 雇一人		水戸橋 午後三時
	本郷區内	事務員二人 技手二人		池ノ端 午後三時
	下谷區内	技手二人 雇二人		上野 午後三時
	淺草區内	事務員二人 技手二人 雇一人		池ノ端 午後三時
	本所區内	事務員二人 雇二人		池ノ端 午後三時
	深川區内	技手一人 雇三人		池ノ端 午後三時

右表擔任者以外ニ復興局ヨリモ關係者立會同局ヨリ市長ニ引續未了ノ街路區域モ同時ニ検査ヲ行ヘ

御道筋工作物中極めて危険を伴ふ瓦斯工作物の如きは、警視廳と打合せの上周到なる検査を行つた、其の日割は左の如くである。

検査月日	區域	擔任	立會者	集合場所及時間
三月三日	麹町區内	警視廳	東京市土木局五人、復興局一人、東京通信局一人、東京市電氣局三人、東京市水道局二人、東京電燈株式會社一人、東京瓦斯株式會社一人、東京市電氣局一人、東京市電氣局二人、東京市水道局二人、東京電燈株式會社一人、東京瓦斯株式會社一人、東京瓦斯株式會社一人、	馬場先門 午前九時三十分
	神田區内		東京市土木局六人、復興局一人、東京通信局一人、東京市電氣局二人、東京市水道局二人、東京電燈株式會社一人、東京瓦斯株式會社一人、	地蔵橋 午前九時三十分

日	区	工事名	実施面積	工費	竣工年月日
三月四日	日本橋区内	芝区芝口ノ一先 簡易舗装工事	三、四二二五	三、一五〇〇	午九時三十分
三月四日	京橋区内	同	一、五二七九六	一、四六〇〇〇	午九時三十分
三月五日	芝区内	同	一、〇二八六〇	一、二七四〇〇	午九時三十分
三月五日	本郷区内	同			午九時三十分
三月六日	下谷区内	同			午九時三十分
三月六日	浅草区内	同			午九時三十分
三月七日	本郷区内	同			午九時三十分
三月七日	深川区内	同			午九時三十分
三月八日	九段共同溝	同			午九時三十分

御道筋の清掃は二月二十日市土木局道路課各區役所出張所に於て路面の洗滌又は飛散する塵芥掃除を行った。

イ 街路簡易工事

御道筋整理の爲に計畫したる簡易舗装工事其の他の諸工事は次の如くである。

工区	工事名	実施面積	工費	竣工年月日
芝区芝口ノ一先	簡易舗装工事	三、四二二五	三、一五〇〇	午九時三十分
神田区自三崎町二ノ四至神保町交叉點	同	一、五二七九六	一、四六〇〇〇	午九時三十分
本郷区自石原町一ノ一至番場町	同	一、〇二八六〇	一、二七四〇〇	午九時三十分

工区	工事名	実施面積	工費	竣工年月日
本郷区元町一丁目	同	一、八九〇二三	一、九八五〇〇	午九時三十分
浅草区花川戸町四馬道町二ノ一	同	五、七五九四	六、九三〇〇	午九時三十分
同	同	四、七六四四四	三、一五七〇〇	午九時三十分
同	同	四、二三七一三	二、四九七〇〇	午九時三十分
同	同	四、九八四六	四、五三〇〇	午九時三十分
同	同	九、三三二五	三、八五〇〇	午九時三十分
同	同	三、八二〇〇四	一、二七五九〇〇	午九時三十分
同	同	三、四三三六	一、五〇〇	午九時三十分
同	同	一、〇〇六九〇	四、二一〇〇	午九時三十分
同	同	一、五五四二	七、七〇〇	午九時三十分
同	同	九、八九四〇	七、九九四〇〇	午九時三十分
同	同	一、七五二九〇	一、四一六四〇〇	午九時三十分
同	同	一、二四一〇〇	五、〇六九〇〇	午九時三十分
同	同	二、四六八二	一、九九〇〇〇	午九時三十分
同	同	七、六六三七	六、一八五〇〇	午九時三十分

本所區横網町自二ノ二〇
 同川右區自清澄町一三至中大工町二三
 深川區自築地三ノ一五至日本橋區龜
 島區二ノ一九 同右工事
 築地醫院入口
 街路工事

四三三三一
 九二二七〇
 二三四七〇八
 一三八六〇〇

三四八八〇〇
 七三七四〇〇
 一八九六五〇〇
 二〇〇〇〇〇

五五、五五、五五、五五、
 三三、三三、三三、三三、
 三八、三八、三八、三八、

橋梁應急修理

御道筋に當る橋梁の應急修理は左の如く實施した。

橋名	工事	名	工費
言問橋	布設石及燈具修理		八七二〇
清洲橋	袖護岸龜裂修理		八〇〇〇
江戸橋	高欄人止柵燈柱油拭燈具修理		三六六〇
葛蒲橋	高欄人止柵及燈具油拭		一〇五〇
水道橋	高欄及人止柵油拭		一二五〇
銀冶橋	高欄及人止柵ベイント塗		三三二〇
北門橋	高欄人止柵及耳桁ベイント塗		四五一〇
市場橋	高欄及人止柵ベイント塗		二二三〇
高橋	歩道鋪裝布敷石及燈具修理		五六五〇

八 河川の浚渫

御巡幸當日前三日間に亘り經費二百圓を以て、御道筋橋梁下河川の上下流に堆積せる土砂を浚渫し施行箇所左の如くである。

河川名	施行箇所	河川名	施行箇所	河川名	施行箇所
沙留川	蓬來橋上下流	日本橋川	江戸橋上下流	外濠	銀冶橋上下流
京橋川	新京橋上下流	龍閑川	地藏橋上下流	神田川	水道橋上下流
京橋川	京橋上下流	外濠	廻橋上下流	神田川	淺草橋上下流
大川	言問橋上下流	仙臺堀川	海邊橋上下流	築地川	開國橋上下流
大川	藏前橋上下流	油堀川	富岡橋上下流	築地川	萬年橋上下流
大川	清洲橋上下流	大島川西支川	福島橋上下流	築地川東支川	北門橋上下流
大川	永代橋上下流	新川	東新橋上下流	三十間堀川	三原橋上下流
源森川	源森橋上下流	龜島川	新高橋上下流	箱崎川	葛蒲橋上下流
櫻川	中之橋上下流				

二 下水掃除

御道筋全線に亘りて下水道の整理を行ひ、管渠内の掃除を始めとし人孔内瓦斯の有無調査、人孔柵鐵蓋の動搖破損等による取換へ又は防止、周渠の掃除及覆蓋等は左の如く實施した。

施設事項	施行區域	着手	竣工	摘要
下水管渠内ノ掃除	下水課管理掛所管	五、二、五	五、三、二〇	各區域共支障ナク終了セリ
	同課第一工營所々管	五、一、三、二、五	五、三、二、〇	

下水人孔ノ瓦斯調査	同課第二工營所々管	五、二、一五、三、二〇	各區域共三月五日迄ハ下水課ニ於テ調査シ三月六日ヨリハ警視廳及土木局道路課關係掛員立會ノ上之ヲ行ヒ異狀箇所ニ對シテ相當措置ヲ講シタリ
	同課管理掛所管	五、一、二二、五、三、二〇	
不良下水人孔蓋ノ取換	同第一工營所々管	五、一、一五、五、三、二〇	不良ナルモノハ總テ取換ヲ爲シタリ
	同第二工營所々管	五、一、一五、五、三、二〇	
下水道人孔蓋、掛蓋ノ動搖及上止防止	同管理掛所管	五、一、一五、一、一五	動搖防止數十五箇ニシテ外ハ支障ナク又上止ノモ ノニ對シテハ夫々防止ヲ了セリ
	同第一工營所々管	五、一、二二、一、五、一、三三	
開渠ノ掃除	同第二工營所々管	五、一、一五、一、五、三、二〇	各系統共支障ナカラシメタリ
	同第一工營所々管	五、一、一五、一、五、三、二〇	
開渠ノ覆蓋	同第一工營所々管	五、一、一五、一、五、三、二〇	同第一工營所々管
	同第二工營所々管	五、一、一五、一、五、三、二〇	
木 軌道修理	同第一工營所々管	五、一、一五、一、五、三、二〇	同第一工營所々管
	同第二工營所々管	五、一、一五、一、五、三、二〇	

御巡幸御道筋に當る軌道鋪裝等の小修理箇所其の延長七千四百五十七米及軌道甚しく不良にして大修理を必要とする箇所其の延長千二百十五米は左の工程に依り修理した。

小修理ヲ要スル軌道鋪裝

内幸町・御成門間	一、二、一一	自一月二十五日至二月二十八日	五、一〇五
御成門・宇田川町間	三、九、一	自一月二十四日至二月二十八日	三、二九六
宇田川町・芝口一丁目間	八、六、六	自一月二十五日至二月二十八日	二、四三三
駿河臺下・神保町間	三、一、四	自一月二十日至二月二十日	二、六四七
神保町・水道橋間	八、二、〇	自一月二十日至二月二十八日	三、四五六
水道橋・壹岐坂下間	三、三、九	自一月五日至二月二十日	一、四二九
本郷一丁目・湯島一丁目間	二、二、〇	自一月二十日至二月十五日	六、一八
吾妻橋・山ノ宿間	五、八、八	自一月十六日至二月二十日	三、三〇五
外手町・横綱一丁目間	五、四、三	自一月二十五日至二月十五日	九、一五
須加橋・淺草橋間	七、五、三	自一月二十五日至二月二十日	一、六九
濱町一丁目附近間	一、五、〇	自一月三日至二月二十五日	六、三二
中ノ橋附近間	三、〇	自一月十日至二月十五日	一、六九
門前仲町・黒江町間	三、五、七	自一月二十日至一月三十日	六、〇二
築地終點・萬年橋間	二、四、〇	自一月十七日至一月二十七日	一、三四九
銀冶橋・馬場先門間	六、三、五	自一月十七日至二月二十日	二、六七七
計	七、四、五、七		二、八、八、〇、二

大修理ヲ要スル軌道鋪裝

着工豫定期間

神保町・畑	橋間	一三五 ^米	自二月十二日至三月十八日	六、六八六
田原町・雷	門間	三四〇	自二月十二日至三月六日	九、七七七
東湊町・本八丁堀間		四〇〇	自二月十二日至三月三日	一、四〇二
本八丁堀・彈正橋間		三四〇	自二月十二日至三月三日	九、三六三
計		一一二五		三、七二八

其の他、區劃整理に伴ひ、中央に移設の必要ある深川區黒江町及同區萬年町附近の軌道工事は三月初旬に完了し、東京地下鐵道株式會社線工事に伴ふ軌道工事中、上野公園前より省線上野驛前迄の箇所は同時に完了した。

二 御立寄箇所設備

御立寄箇所に決定したる市立千代田小學校其の他の御立寄箇所は前述の計畫に基いて次の如く設備を整へた。

イ 千代田小學校設備

同校三階の裁縫室に御座所を設け、内部は各窓の日除の外に窓掛及レースカーテンを掛け、窓掛は濃綠色共色浮模様織出し緞子とし、同色玉房フレンチ付掛金物は眞鍮一吋パイプを同眞鍮製持送りにて持出しとし、布地には多少の襞積を取り左右引分とし、同布地を以て絞り紐取付紐掛金具は、裝飾を施した眞鍮本磨物を取付けた。

第一拜謁所 同校講堂左側の隣室、普通教室二室と定め、二室の木造間仕切建具を撤去し、廊下側窓及出入口は目隠の爲、質素なる「クリム」色綿ポアリン製窓掛を眞鍮製パイプに取付け、同所の裝飾を整へた。

第二拜謁所 同校の講堂と定め、各窓には既設日除の外に、前垂れ付窓掛を取付け、窓掛は濃青色共色浮模様織出し緞子とし、絞り紐は同布地を用ひ、掛金物は眞鍮製本磨物を使用し、御通路と拜謁者との境界には壁紙張屏風式衝立十一箇を一行に並べて移動し得る様に設備した。

第二拜謁者控室兼食堂 屋内體操場に控室並食堂を設け、卓子に中柵を設けて各自布を以て之を覆ひ、約五百人分の座席を設けた。

天覽品陳列設備 同校二階普通教室五室とし、壁面に添ひ木骨にて枠を組立て、松板張となし、表面は紫色の新モスリンを以て張り、各種復興事業の寫眞圖表模倣等を陳列することとした。

御展望所 同校御展望所は屋階ベントハウスを充て、屋上には白布を以て被覆せる二箇の卓子を配置し、之に附近の地圖及パノラマ寫眞を置いて各厚さ二分の磨き硝子に押へたる設備を施した。

拜謁者携帶品預所 拜謁者携帶品預所は、屋内體操場に隣れる昇降口に約五百人分の外套傘杖等の預所を設け、五人の人夫を配屬した。

自動車運轉手食堂及警備係員休憩所兼食堂 同校に隣接する濱町公園廣場内に拜謁者乗用自動車運轉手約五百人の休憩所兼食堂並警備係員の休憩所兼食堂約三十五坪の天幕張を設け、何れも卓子及折疊椅子を配置し、各天幕の中間には湯沸所を設け、其の他小學校附近御道筋に當る奉迎者堵